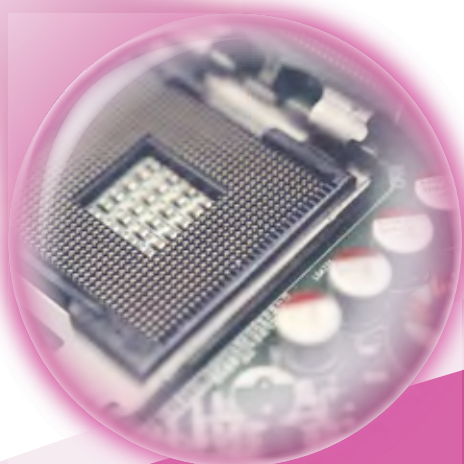


企業立地のご案内

福岡の魅力・優遇制度の紹介



集まれ未来を拓く福岡。

Develop^{the}Future

FUKUOKA

INDUSTRIAL LOCATION GUIDE 2022~2023

FUKUOKA Industrial Location Guide

Guide

ごあいさつ

福岡県は、西日本屈指の人口と経済力を有する非常に元気の良い県であり、充実した交通インフラや優れた生活環境など、ビジネスを国内外に展開する拠点として数多くの強みを持っています。

県内には、九州を縦断する「九州新幹線」に加え、「九州自動車道」、「東九州自動車道」などの高速道路ネットワーク、日本有数の国際拠点港湾である「博多港」と「北九州港」、重要港湾の「苅田港」と「三池港」が整備されています。さらには、都心から約10分と抜群のアクセスを持ち、九州・西日本の拠点空港である「福岡空港」、24時間運航可能で国際定期便や貨物専用機も就航する「北九州空港」など、国内有数の陸海空の交通インフラ網を誇り、アジアとの近接性も有しています。

また、本県には、都市機能と自然が調和した魅力ある生活環境、安価な土地やオフィス賃料といった良好なビジネス環境、新鮮な海の幸や山の幸を使った「福岡の食」など、首都圏や大都市圏にはない魅力があります。加えて、充実した教育機関を有し、高水準の教育と技術力を身に付け、働く意欲に満ちた優秀な若い人材が豊富です。特に理工系の学生は、高等専門学校学生数および工業科系高校生生徒数が全国3位、国立大学（理工系）の入学定員数は全国2位の規模です。

このように、アジアで、そして世界で勝負していくうえでも大きな優位性があります。

産業政策としては、アジアから世界に展開する産業拠点を構築する「グリーンアジア国際戦略総合特区」の取り組みを進めるとともに、グリーンデバイス、蓄電池、大規模データセンター関連企業の誘致や、自動車、宇宙ビジネス、ブロックチェーン、Ruby、バイオ・メディカル、水素、風力発電、航空機などの成長産業の育成・集積に取り組んでいます。

特に本県の基幹産業である自動車産業は、世界有数の生産拠点到成長したこれまでの成果を踏まえつつ、脱炭素化の流れやCASEと呼ばれる技術革新など、100年に一度といわれる大変革期において、新たな施策を展開することで今後とも世界に選ばれ、未来に向け成長を続ける自動車産業拠点としての発展を目指しています。

また、産業競争力の強化や高度な人材の雇用創出につながる本社機能の立地を促進するため、国の支援制度に加え、本県独自の税制優遇や交付金制度を活用しながら本社機能誘致に取り組むとともに、成長が期待される産業分野や企業への資金供給の円滑化等を促進するため、産学官が一九となって国際金融機能の誘致を進めています。

企業の皆さまには、こうした福岡県の有するアドバンテージを最大限活用し、この地でさらなる発展・飛躍を遂げていただきたいと願っています。

本県は「世界から選ばれる福岡県」となるため、全力で取り組んでいます。企業や従業員の皆さまにも「福岡県に立地して良かった」と感じていただけるよう、皆さまの事業活動に対する全面的なバックアップをお約束します。

皆さまが福岡県に立地されますことを、心からお待ちしています。

令和4年10月

福岡県知事 服部 誠太郎



小倉城(北九州市)



桜井二見ヶ浦(糸島市)



秋月城跡(朝倉市)



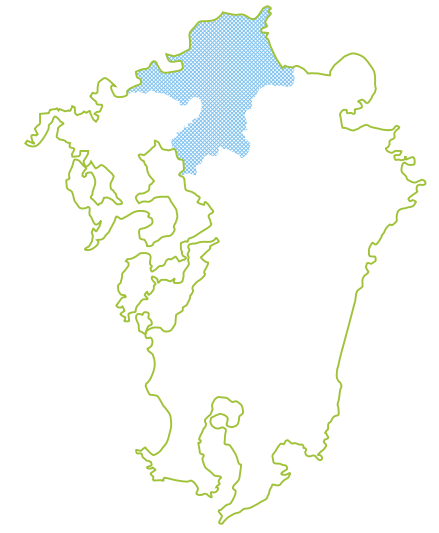
英彦山(田川郡添田町)

contents

- 交通アクセス ————— 02
- 産業プロジェクト ————— 07
- アフターフォロー ————— 24
- 人材育成 ————— 26
- ビジネス・生活コスト ——— 28
- 市場規模 ————— 30
- 優遇制度 ————— 32

<福岡県のプロフィール>

- 総人口 約513万人(2019年/全国第9位)
 - 総面積 約4,987km²(2019年/全国第29位)
 - 県内総生産 19,942,412百万円(2019年/全国第9位)
- 出典:内閣府「令和元年度県民経済計算」
総務省統計局「社会生活統計指標-都道府県の指標-2022」



国内外を結ぶ充実のエアライン

福岡県のメリット

福岡県には2つの空港があります。充実した航空路線は、国内外でのビジネスの力強い原動力となっています。



福岡空港

福岡都心部に位置する世界有数の利便性で、国内航空ネットワークの中核拠点、アジアのゲートウェイとして重要な役割を果たしています。



福岡空港へのアクセス
福岡都心部から11分!!



北九州空港

北九州都心部より15km、東九州自動車道の苅田北九州空港ICまで10分でアクセスできる、24時間運航可能な海上空港です。

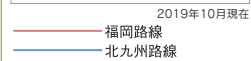


北九州空港時刻表(2022年8月現在)

北九州	羽田
始発 5:30	7:00
最終 24:35	22:55

アジアへの国際定期航空路

世界10カ国・地域、24都市
718便/週(片道を1便とする)



福岡空港から主な都市への所要時間

- 50分/1日1便 → 鹿児島
- 55分/1日2便 → 高知
- 1時間5分/1日9便 → 大阪
- 1時間15分/1日13便 → 中部
- 1時間35分/1日56便 → 羽田
- 1時間50分/1日15便 → 成田
- 2時間20分/1日7便 → 新千歳
- 1時間 → 釜山
- 1時間20分 → ソウル
- 1時間45分 → 上海
- 2時間25分 → 台北
- 3時間35分 → 香港
- 3時間55分 → マニラ
- 5時間20分 → ホーチミン
- 5時間25分 → バンコク
- 6時間 → シンガポール

北九州空港から主な都市への所要時間

- (国内線) 1時間30分 → 羽田
- (国際線) 1時間30分 → ソウル

※新型コロナウイルス感染症の影響により運休、減便、時間変更等が発生しております。運行状況等の最新情報につきましては、各運航航空会社へお尋ねください。

対中国航空路線ランキング

空港名	便数(都市数)
1 関西空港	1014(29)
2 成田空港	670(20)
3 羽田空港	447(5)
4 中部空港	246(11)
5 那覇空港	118(7)
6 福岡空港	116(3)

(片道を1便とする)

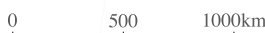
対東アジア・東南アジア航空路線ランキング

空港名	便数(都市数)
1 関西空港	2,333(49)
2 成田空港	2,201(47)
3 羽田空港	1,177(14)
4 福岡空港	732(15)
5 中部空港	633(22)

(片道を1便とする)

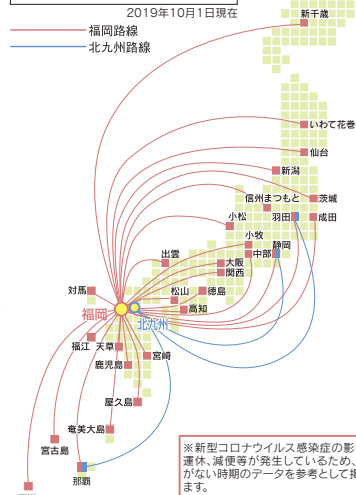
出典:国土交通省航空局監修「数字でみる航空2019」

※新型コロナウイルス感染症の影響により、運休、減便等が発生しているため、感染影響がない時期のデータを参考として掲載しています。



国内主要都市への定期航空路

福岡空港 28路線 1日370便
北九州空港 3路線 1日36便
(片道を1便とする)



北九州空港の国際貨物定期便について 北九州-仁川の貨物定期便が週4便運航

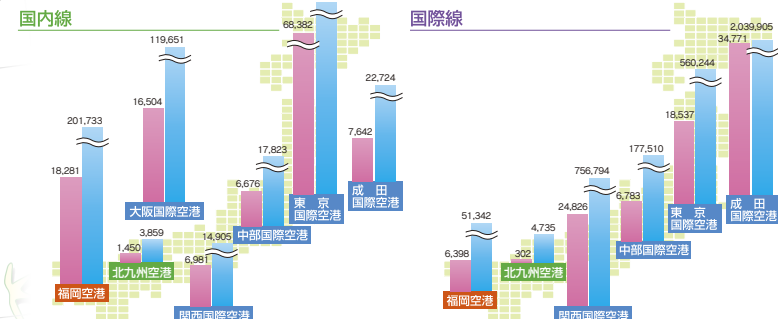
大型貨物専用機で北九州-仁川-世界へ輸送!

- ①B747Fを中心とした大型機材運用!
- ②仁川まで近い、早い、大容量!
- ③旅客便・貨物便で全世界へ輸送!
- ④アジア最大の貨物機ネットワーク!

大韓航空のハブ空港である仁川国際空港に近い地理的優位性を活かし、ハブ空港を経由した高速物流と全世界につながるネットワークを提供しています。

2021年10月現在

空港別乗降客数・貨物取扱量比較



※新型コロナウイルス感染症の影響により、運休、減便等が発生しているため、感染影響がない時期のデータを参考として掲載しています。

出典:国土交通省「令和元年(平成31年)空港管理状況調査」

アジア、そして世界へ通じるシーライン 海に開かれた国際拠点

福岡県のメリット

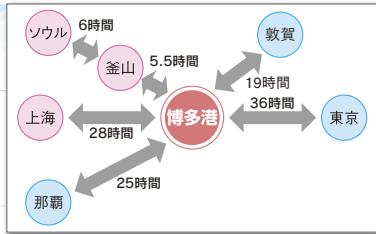
福岡県は、玄界灘、響灘、周防灘、有明海によって三方を海に囲まれています。釜山や上海などコンテナ取扱数の世界ランキング上位港とも近接し、グローバルなアクセスに優れています。

●世界のコンテナ取扱上位港



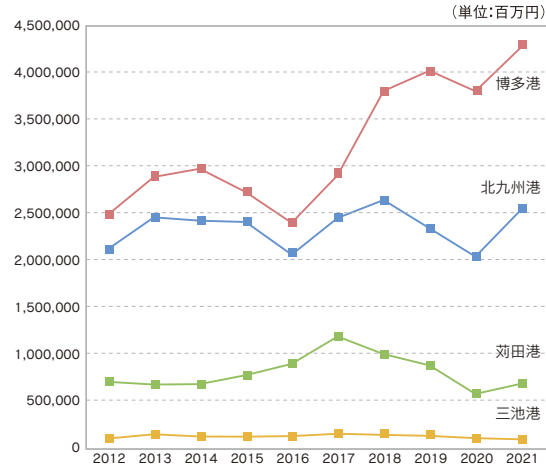
()内はコンテナ取扱数の2020年世界ランキング
出典:国土交通省港湾局監修「数字でみる港湾2021」

●博多～各港への所要時間



— 高速道路
— 国道
— 有料道路

●各港の輸出入額の推移(輸出額+輸入額)



●2つの国際拠点港湾と2つの重要港湾

①博多港 (国際拠点港湾)



博多港は、アジア、北米など111か国・地域46の主要港と37航路月間188便(2022年7月1日現在)のコンテナ航路ネットワークで結ばれており、まさに世界と九州をダイレクトにつなぐ拠点港として発展しています。

外貿コンテナ貨物量

国内
第6位

出典:国土交通省港湾局調べ(2020年速報値)

●アジア主要港間の寄港頻度

主な寄港地	寄港頻度(月間)
釜山	110便
上海	48便
高雄	36便
香港	28便
大連	20便
バンコク	4便

出典:博多港ホームページ

●博多港～上海のネットワーク



②北九州港 (国際拠点港湾)



北九州港の外航定期コンテナ航路は、34航路月間148便です(2022年7月1日現在)。中国、韓国、台湾を中心にアジア各国の港と密に結びついています。

外貿コンテナ貨物量

国内
第7位

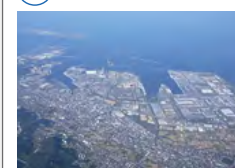
出典:国土交通省港湾局調べ(2020年速報値)

●アジア主要港間の寄港頻度

主な寄港地	寄港頻度(月間)
釜山	82便
上海	40便
香港	40便
大連	12便
高雄	26便
バンコク	4便

出典:北九州港ホームページ

③苅田港 (重要港湾)



苅田港は、北九州空港、苅田北九州空港ICの近くに位置しており、苅田地区周辺の海への交通アクセス拠点としての役割を果たしています。また、臨海工業地帯に自動車関連企業の集積が進むなど、今後更なる発展が期待されます。

④三池港 (重要港湾)



三池港は、九州自動車道や有明海沿岸道路に近接し、九州各地へのアクセスが便利な港です。また国際コンテナ定期航路の取扱量も着実に伸びており、国際物流拠点として、更なる発展が期待されています。

●アジア主要港間の寄港頻度

主な寄港地	寄港頻度(月間)
釜山	4便

出典:三池港ホームページ

進化する高速道路・鉄道網 アジアの交通結節点

福岡県のメリット

福岡県は高速道路・交通網が充実し、空港・港湾とのアクセスも抜群です。九州新幹線、東九州自動車道の開通により、今後、九州・福岡でのビジネスがますます加速します。

● 交通網（道路・鉄道）



福岡県 福岡I.C.より	18分 → 鳥栖	1時間34分 → 長崎	6時間56分 → 東大阪北
	25分 → 八幡	1時間49分 → 山口	8時間47分 → 名古屋
	33分 → 佐賀大和	3時間9分 → 鹿児島	11時間23分 → 東京
	1時間3分 → 熊本	3時間13分 → 宮崎	

アジアの拠点として更なる飛躍を 先端産業プロジェクト

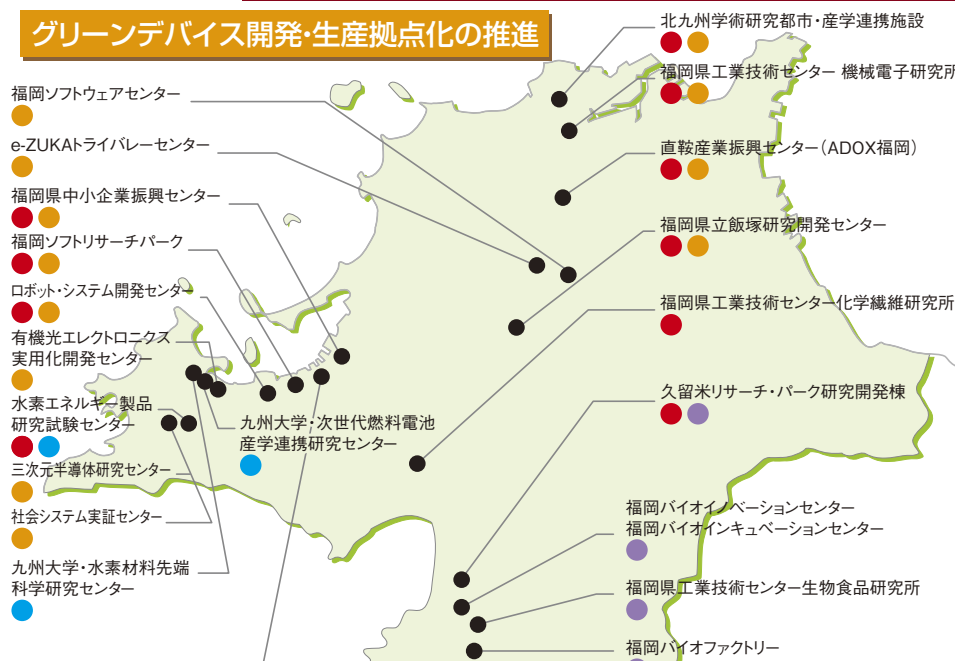
福岡県のメリット

福岡県では、先端成長産業の育成・集積を目指し、産学官が連携した産業プロジェクトを強力に推進しています。

● 福岡県の主な産業プロジェクト・産業支援施設

北部九州自動車産業グリーン先進拠点プロジェクトの推進

グリーンデバイス開発・生産拠点化の推進



福岡県水素グリーン成長戦略の推進

福岡アジアビジネスセンター
(中小企業の海外ビジネス展開支援)

福岡県工業技術センター
インテリア研究所

福岡バイオバレープロジェクトの推進

施設名の下にある○は、当該施設で取り組まれている事業に関連するプロジェクトを示します。

- 北部九州自動車産業グリーン先進拠点プロジェクトの推進
- グリーンデバイス開発・生産拠点化の推進
- 福岡バイオバレープロジェクトの推進
- 福岡県水素グリーン成長戦略の推進

北部九州自動車産業グリーン先進拠点プロジェクト

北部九州は、日産自動車九州(株)、トヨタ自動車九州(株)、ダイハツ九州(株)、日産車体九州(株)の4つの自動車メーカーが立地し、年間154万台の生産能力を持つ自動車産業の拠点に成長しました。

福岡県は、北部九州の自動車産業の更なる発展に向け、「世界に選ばれる電動車開発・生産拠点の形成」、「CASEに対応したサプライヤーの集積」、「工場や輸送分野における脱炭素化の実現」、「先進的なクルマ・モビリティの実証の推進」の4つの目標からなる「北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進構想」を地域の力を結集し総合的に推進しています。

北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進会議

役員	会長 福岡県知事	服部 誠太郎 代表取締役社長	浅野 幸男	会員数 869会員(2022年5月現在)
	副会長 ㈱デンソー九州	代表取締役社長	森 敏明	事務局 福岡県商工部 自動車・水素産業振興課
	副会長 ユニプレス九州(株)	代表取締役社長	松村 茂樹	
	副会長 ㈱ナミュニット	代表取締役会長		

北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進構想(4つの目標)

目標1 世界に選ばれる電動車開発・生産拠点の形成	電動車の生産にむけ、カーメーカーとともに地元サプライヤーの電動化対応の支援や電動車主要部品産業の集積を進め、開発・生産拠点の形成を目指す。
目標2 CASEに対応したサプライヤーの集積	CASEなどの高機能部品のニーズに対応するため、地元サプライヤーの提案力・開発力の強化、新規参入や企業の誘致により高い技術力・開発力を有するサプライヤーの集積を図る。
目標3 工場や輸送分野における脱炭素化の実現	部品製造も含めたライフサイクル全体でのCO2削減が求められるため、北部九州における再生可能エネルギーの優位性や先進的な水素技術の研究開発、実証等の総合的な取組を活かして、工場や輸送分野における低炭素化・脱炭素化を推進する。
目標4 先進的なクルマ・モビリティの実証の推進	新しいモビリティ社会の到来に向けて、情報発信・体験機会の創出などによる安心・理解の醸成と、山間部や都市部など地域特性に応じた実証に取り組む。

主な取り組み(R4年度)

カーメーカーとともに地元サプライヤーの電動化への対応を支援	<ul style="list-style-type: none"> CASE部品研究会の開催 「自動車関連企業電動化参入支援センター」の設置 「工業技術センター」による製造技術習得の支援 「生産性向上支援センター」による生産技術習得の支援 商談会の開催 九州自動車関連企業データベース 	<ul style="list-style-type: none"> 九州自動車部品・技術展示館の開設 自動車電動化技術道場の開催 自動車産業アドバイザーによる取引支援
CASE部品製造に向けた地元サプライヤーの開発力・生産力・提案力の強化	<ul style="list-style-type: none"> CASE部品研究会の開催 CASE分野別展示商談会の開催 九州カーエレクトロニクス関連企業データベースの作成 	<ul style="list-style-type: none"> 自動車サプライヤー連携強化事業 カーエレクトロニクスマップの作成
CASE分野産業(半導体、ソフトウェア産業)等との連携	<ul style="list-style-type: none"> CASEプロモーターによる支援 	
デジタル人材の育成及び確保、製造現場のDX化	<ul style="list-style-type: none"> 開発を担う人材の育成 理工系大学生等の地元定着と自動車人材の確保 	<ul style="list-style-type: none"> プロフェッショナル人材戦略拠点事業による開発人材の確保 製造現場でのインターンシップ等実践教育の充実
電動車の普及促進(インフラ整備含む)	<ul style="list-style-type: none"> FCトラックの配送ネットワークの構築 水素ステーションの整備促進 	<ul style="list-style-type: none"> FCモビリティ及び水素ステーションの関連部品開発支援
生産工場におけるカーボンニュートラル化の促進	<ul style="list-style-type: none"> 工場の脱炭素化を目指す「水素ファクトリー」開発支援 	
自動運転等の安全な運用・提供への取組	<ul style="list-style-type: none"> 自動運転ビジネス・システム研究セミナー 	

頭脳拠点化の進展

車両開発拠点の新設	<ul style="list-style-type: none"> トヨタ自動車九州(株) ----- テクニカルセンター開設(2016年3月) ダイハツ工業(株) ----- ダイハツグループ九州開発センター開設(2015年8月)
生産準備・生産管理技術開発拠点の新設	<ul style="list-style-type: none"> ㈱トヨタプロダクションエンジニアリング ----- 本社立地(2007年4月) 技術センター拡充(2009年4月)
カーエレクトロニクス分野の開発拠点の新設	<ul style="list-style-type: none"> キャッツ(株) ----- CATS組込みソフトウェア研究所開設(2007年4月) デンソーテクノ(株) ----- 福岡技術センター開設(2007年4月) アイシン・ソフトウェア(株) ----- 福岡開発センター開設(2008年3月) ㈱アイシン ----- 九州開発センター開設(2015年3月)、九州開発センター博多ラボ開設(2020年5月)

北部九州における自動車産業の集積と交通インフラ

北部九州には各自動車メーカーの最新鋭工場が立地しています



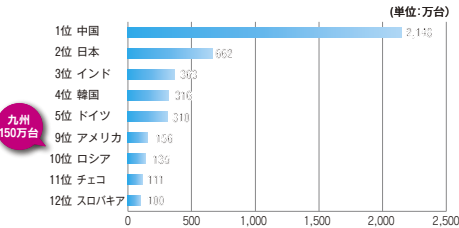
北部九州に立地する自動車メーカーの概要(2022年6月現在)

	日産自動車九州(株)		トヨタ自動車九州(株)			ダイハツ九州(株)	
	宮田工場	久留米工場	宮田工場	刈田工場	小倉工場	大分(中津)工場	久留米工場
生産開始	1976年12月(車両生産)※1	2009年12月	1992年12月	2005年12月	2008年8月	2004年11月※2	2008年8月
敷地面積	236.2ha(うち日産車体九州17ha)		113ha	32ha	34ha	130ha	11.2ha
従業員数	約4,400人	約1,100人	約9,000人		約2,000人	約3,900人	約500人
生産能力	53万台	12万台	43万台	44万基	47万基	46万台	32.4万基 ※3
生産車種(生産品目)	セレナ エクストレイル ログ ロードスポーツ	パトロール インフィニティ QX80 NISSO キャラバン アルマー	レクサス ES レクサス GT レクサス UX レクサス FX レクサス NX	エンジン	ハイブリッド部品	タフト ムーブ ミニコット キャスト ミライース ウェイク アトレレゴン ハイゼットトラック ハイゼットカーゴ	エンジン トランスミッション部品

※1...1976年12月~2011年9月まで日産自動車(株)九州工場として操業 ※3...定時・交代制の生産能力。生産性向上により中津工場生産全車に供給
 ※2...2004年11月~2006年6月までダイハツ車体(株)として操業

世界の乗用車生産台数2021

(出典:国際自動車工業連合会OICA)



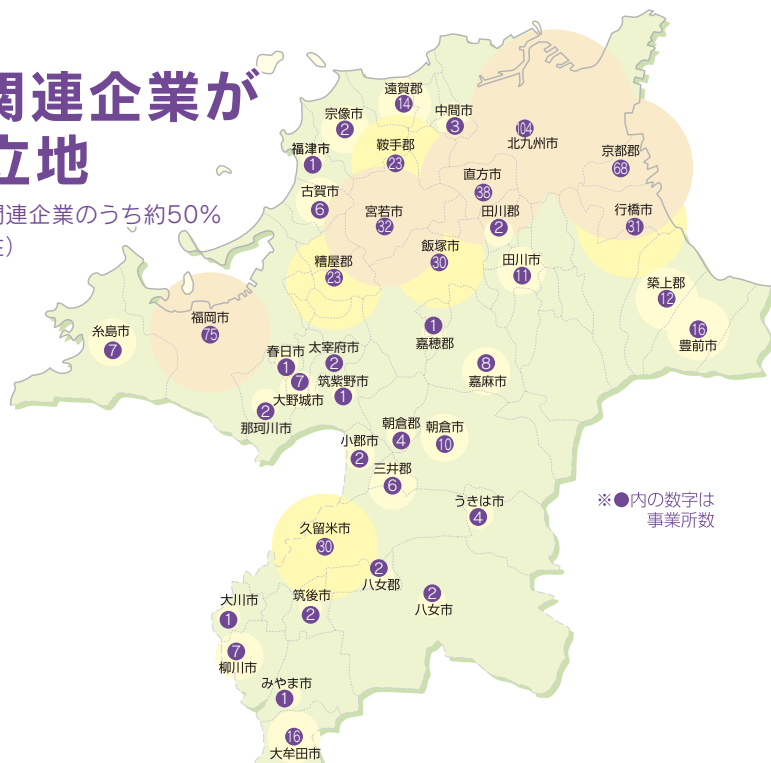
高度人材の育成

自動車産業の集積に伴い、県内の大学も専門コース等を開設

- ☐ 九州大学(大学院): 「オートモーティブサイエンス専攻」(福岡市西区、2009年4月~)
- ☐ 九州工業大学(大学院): 「デジタルエンジニアコース」(飯塚市、2008年4月~)
- ☐ 久留米工業大学(大学院): 「自動車システム工学専攻」(久留米市、2007年4月~)
- ☐ 西日本工業大学: 「機械設計コース」(京都市河内町、2009年4月~)
- ☐ 九州工業大学: 「カーロバAI連携大学院」(北九州市若松区、北九州市戸畑区、
- ☐ 早稲田大学: 飯塚市、2019年4月~)

県内に自動車関連企業が607社立地

※九州内の自動車関連企業のうち約50%
(2022年3月現在)



福岡県内の主な自動車関連企業

- 北九州市門司区** 司営業所、機中尾精機、機大江鉄工所、新熊本産業機、機ヤノテック、新北九州工業機、機 DAIKO TOOL、日本通運機門司海運支店
- 北九州市若松区** 機日立金属若松、佳秀工業機、西日本精機機、機久保田鉄工所 九州工場、九州高周波熱練機、大阪精工機九州工場、オオチ精機機、八幡金属機北九州若松工場、機河村工機製作所、機小野金属工業所、機アイシン、機プリナストーン北九州工場、KOA 機北九州研究所、機北九州ファルテック、機九州日信、中川産業機北九州工場、機 EV モーターズ・ジャパン
- 北九州市戸畑区** 日本製鉄機九州製鉄所八幡地区(戸畑)、機岡崎製作所、山九機九州エア括括部、NS九州スチールサービス機、不動鋼鍛工業機、機クセキセニムラ、機ヨコヤマ精工、清田重工機オートドライブセンター戸畑工場、熱産ヒート機、ユニプレス九州機戸畑工場
- 北九州市小倉北区** 日本製鉄機九州製鉄所八幡地区(小倉)、石川金属工業機、サンエス工業機、平和自動車工業機、機日栄紙工社、機いしかわファルテック、機豊光社、半田電設工業機、吉川工業ファインテック機、中北工業機北九州営業所、日本通運機北九州支店、山九機北九州支店企画管理グループ、興南設計機、機ニッコ、機ファクテム
- 北九州市小倉南区** 機鶴工機機、機川村製作所、白石鉄工機、三島光産機エンジニアリング事業部、戸畑鉄工機、機北九州樹脂製作所、機 TONEZ 九州工場、PLASTIC OMMIUM 機、機ユニユーティアマン、機戸畑ターレット工作所、朝日工業機、機タカキ、太陽インダストリー機、サカエ理研工業機北九州工場、日菱産業機福岡営業所、機JSP 北九州工場、東洋コルク機小倉工場、山興電子機、機陽和、清田重工機管根オートドライブセンター、小倉運送機、機AGCオートモーティブインテグレーション九州工場
- 北九州市八幡東区** 三島光産機、九州シロキ機、機三井システムズ、千代田工業九州機、機ナミニュット、豊田合成九州機北九州工場、太田機工機九州工場、機アドバンテスト九州システムズ、ナミエ機九州工場、吉川工業機
- 北九州市八幡西区** 日金マグキヤト機、機デンソー九州、機深江工作所八幡工場、機高田工業所、日本バーカライジング機九州第二工場、機富士プレス北九州製作所、エヌエスエアージェイサービス機、機三井ハイテック、機剛鋼製作所、機エイチ・アイ・デー、機ジョーイー・エス、機C&G システムズ北九州本社、機安川電機機、機タツ技研工業、機インター精工機北九州工場、機ICEL九州営業所、第一高周波工業機、機平和電機社、機陽野鉄工所、機第一製作所、清田重工機オートドライブセンター一洗川工場、イナバコム機
- 福岡市東区** 機九州電化、鹿儿島金属機福岡営業所、日本通運機福岡コンテナ支店、機阪本電機機製作

- 所、山九機福岡支店、機サン
- 福岡市博多区** 九州大日精工工業機本社工場、森尾プレス工業機本社工場、機中島鍛金工業、機辺鉄工機、福岡メッキ技研工業機、リウクス機、機上杉スプリング商会、デンソーテック機福岡技術センター、アイシン・ソフウェア機福岡開発センター、機アピスト 福岡事務所、機ヒラテ技研 福岡事務所、機セネテック九州開発センター、九州日東精工機、機トヨタシステムズ、機コク・デン、鹿島エレントロ産業機九州事業所、機ヒビテック福岡オフィス、信和工業機、九州計測器機、機富士通九州システムズ、平戸金属工業機、機イージーメジャー、機ディー・エス・ジー九州開発センター、機エフエクト、機ヒューマンテックシステム、機KYOEI 福岡営業所、ケイ・マック機第一営業本部九州営業所、サンピット機、機ミックウェア、機 Atlas Direction、西日本スターワークス機、機カスタネット、機アイジテック、機アークロジ機、ナレッジソフト機、キーウェア九州機、ジェット機九州営業所、機アイ・エム・ジーユナイテッド、機アシソン・ソフウェア 九州リオン機、機 DTS インサイト、SRA 西日本、機正信、東フロコロポレーション機福岡営業所、ヴァイサラ機、AZAPA エンジニアリング機、機ティ・アイ・エス、機アークシス、平井精密工業機九州営業所
- 福岡市中央区** 機コア九州カンパニー、機マックスジャパン、機南ダトローディング福岡営業所、エムシーユー機、機チーム AIBOD、CM エンジニアリング機、機ユニテイクス
- 福岡市南区** 機ロジカルプロダクト、機ネクストシステム
- 福岡市早良区** 日本電気通信システム機福岡事業所、機シニアコム、機MANNING コーポ、富士通九州ネットワークテクノロジー機、機グロームバルサイバークループ、機 Latia、機ネットワークテクノス、FAST テクニカ機
- 福岡市西区** 三菱電機機/パワーデバイス製作所、機小川製作所、機 Braveridge
- 大牟田市** 九州精密機器機、機三井三池製作所精密機器事業本部九州工場、機港工作所、オタライ機大牟田工場、田村機大牟田工場、機九州/ツクン製作所、KM アルミニウム機、東洋電工機、大牟田電機工業機、三井化学機大牟田工場、矢部川電気工業機、インターテックジャパン機、ハンダ機(機福岡工場、デムコ機大牟田工場、大宝工業機/九州カンパニー/大牟田工場、近鉄エンジニアリング機福岡支店)
- 久留米市** 機プリナストーン久留米工場、機森羅工機、機興美化成、平井鍛金工業機、タイムック機久留米工場、機サンコー 福岡貝印工場、機フレ九州機、機ワトモ九州工場、高木鉄工機、ニシヨリ機、日鉄精鋼機久留米工場、機タカゴロイ九州工場、機古川シムル九州工場、機久留米機械設計、豊通システムテックテクノロジー機久留米工場、中島コム工業機、機ピラミッド、中川産業機久留米工場、機アッセン、機木原ハイテック、ウィンズテック機、機栗

- 納商店、機南台コム工業、機ヴァンテック、機IBUKI、機東洋硬化、四恩システム機、機野口機工、コックス機、機共栄設機九州工場
- 直方市** 直方精機機、福岡産業機、機松野プレス工業機、機旭日プレイング、土居工業機、アスカコロボレーション機、機平田鉄工所、機メイホー、モルテック機、機紀之國屋、機フタハ九州直方工場、インバシテック機九州工場、機ヤマサキテクノス、小倉鉄道機、機オブリジ、大塚機工機、機シシコム製作所直方工場、機エヌ・ティ・エム、機筑豊機機工業、機森山鉄工、機飯野鉄工所、クボタ鉄工機、機コスモツール、正栄工業機、機テンクス、機東洋メイツ機、直方機工機、機アパルコム、フジエス機機機、機マールフィルターシステムズ、機城南九州製作所、機アイ・ティ・オー、機石橋製作所、機直方歯車製作所、長谷川化成機、機渋谷谷機工機、機九龍、機ビュアテック
- 飯塚市** 機東開発工業機福岡工場、阿蘇工業機飯塚工場、機アイ・シー・ピー、機バイオラックス九州、三和工業機九州事業所、エンジン熱処理機福岡工場、スキヤンプラスチック機九州飯塚工場、機松製作所機、機中央産業、ヒロホ機九州工場、機電製作所 北九州工場、ミツ和金機機、機北川精機、機タイセイプラス九州工場、機ワイ・ビー・エム、機福登帝酸機、機ヒロタニ 九州工場、河野産業機 飯塚営業所、タカハ機工機、機アイトクシステム機、機高木工業機、機原鉄工所、ミツシ電機機九州事業所、機 OMOTO 飯塚工場、三和工業機飯塚工場、ホナミ機工機、機 TRIART、機レイドリクス、ドライアイズ筑豊機、FutureTrek 機
- 田川市** 機ニトヨ九州工場、機ショウワ九州工場、大塚工業機田川工場、昭和電工メタリアルズ・オートモーティブプロダクト機、機西ブレーキ工業所、機ナルミ田川事業所、機ユニテック九州工場、機高熱炉工業機、機サンケミカル九州工場、機栄光サービスク、豊通ヴェークス機九州事業所
- 柳川市** 中島TPプレス工業所、機中村プレス、有明技研機、機フコク、機フアインテック、機特鳥工業、機大坪工作所
- 八女市** タクヒロ九州機、機古賀金属工業機
- 筑後市** 機 ROCKY-ICHIMARU、コム・アポロ機筑後工場
- 大川市** 機カネクラ加工
- 行橋市** 機M&I 化成、日本特産塗料機東九州工場、機ニツクシーカー、塚本精工機、機富士技研、機日本ピロリン機行橋工場、九州アルファ機、機I.W. フォーム九州、機シタテ行橋工場、機大商事務機、機イフロンプラスチック工業、機シシコム製作所行橋工場、宮西設備機、機宮西コスモス、機M&I塗装、日本プラスチックス・テクノロジーズ機九州工場、住江工業機九州工場、タカワ化成工業機九州行橋工場、機大阪精密行橋工場、名古原/イパ機行橋事業所、機ニシキ金属 九州事業所、機明和eテック九州営業所、機アサチ九州工場、機安川電機機行橋事業所システムエンジニアリング事業部行橋工場、安川マニユアファクチュアリング機行橋カンパニー、平和自動車工業機行橋工場、機秋栄電機、機アッセン行橋工場、機 ATINDE、機九州イノヴァック行橋工場、機東洋パーツ
- 豊前市** 機ティーアクト九州工場第2地区、寿屋フロンテック九州工場、機井上興産、松本工業機豊前工場、機オカカ産業機九州工場、九州エ/牛機、機アグノステート/ペンゼン工場、機三福、河村化工機九州工場、機シツム口、社会福祉法人局防衛成形工場、日鉄鋼管機、機前発案機九州工場、豊前東芝エレクトロニクス機、機共立発案製作所、日本通運機九州AL支店豊前オペレーションセンター
- 中間市** 機深江工作所中間工場、安川エンジニアリング機FA事業所、三興精機機
- 小都市** 機マセック、I-PEX 機福岡事業所小都市工場
- 筑紫野市** プラスチック総業機
- 春日市** オタライ機
- 宗像市** 機平野工業所、第一精工機福岡事業所大野城工場、機片山金型工作所、機マルカ、機A・I・C、平戸福岡機、機工研・エルティスト
- 太宰府市** 機未来技研、機エヌ・エフ・ティ
- 古賀市** 機高山プレス製作所、大宝工業機九州カンパニー、新明工業機九州工場、機安永キヤテック、機ナダゴヨシ、三甲機九州第一工場
- 福津市** 機福岡
- うきは市** 機九州イノヴァック浮羽工場、機ROKI福岡、機テクノ/月星、平戸金属工業機吉井工場
- 宮崎市** 機海井製作所、機吉倉製作所福岡工場、機九龍、トヨタ紡織九州機福岡工場、トヨタ紡織福岡、機Mテック、昭和金属工業機若宮工場、機福設、機中外福岡工場、機カワエ、トヨタリック九州機、機五和製作所九州第二工場、昭和金属伊万里機福岡工場、機アルファマテック、機メットテンクスサービス機福岡工場、三井屋工業機、東洋コルク機九州工場、カリツ機九州宮田物流センター、豊田合成九州機福岡工場、機宮ジコム福岡営業所、昭和金属工業機福岡工場、昭和金属伊万里機若宮工場、司企業機福岡営業所、機八ノ製製作所、日本フアインテック、機ウチダ九州工場、機林レンプ機福岡事業所、ハヤレ機九州工場、機福岡製皮、機九州小島機機光工場、機オートツカ千葉第一工場、機ビュテック機、機 FTS 九州福岡工場
- 嘉麻市** バーカーアプトル機九州工場、機甲建設機工業機九州工場、機 HOWA 九州、機五和製作所九州工場、機しら上機、機瓜生機、機マコトプラスチック機、機朝日化成
- 朝倉市** 機プリナストーン甘木工場、機菅下建設工機、機ラバーテック、機村上明堂九州、機九州クラブフォーム 杷木工場、機石橋機工業機九州工場、機九州柴田フォージング、機シバタ精機機、機野村機九州工場、機メタルアート九州工場

- みやま市
- 機中島鉄工
- 機嘉麻市
- 機空調技研工業機、九州池上金型機、機オートシステム装置・医療事業部、機朝和製作所、機パーツ・フォアマン、機熊本精研工業機、機 Braveridge
- 那珂川市** 安弘モールド工業機、機血山技型
- 糟屋郡宇美町** サندان製作所、機 FUSOU
- 糟屋郡篠栗町** 機アックネツ
- 糟屋郡志免町** 機GSユアサ九州商品センター
- 糟屋郡須恵町** 三友ボディー機、機世利プレス工業、機平山プレス工業所、機 K-TECH 九州、機石原パッキング工業機、機ビーエムティー、機大博鋼業機福岡営業所、機トックスプレシコテック機
- 糟屋郡新宮町** 機矢野特殊自動車、機善多村製作所、三浦鉄工所、機オートツカ九州支店、サカエテック機九州工場
- 糟屋郡久山町** 福岡アルミ工業機、エス・エス・シー九州機、機包スチール機九州事業所、三友ボディー機
- 糟屋郡粕屋町** 機光オートメーション機、機アイティーエックス機福岡工場
- 遠賀郡戸畑町** 機橋本技研工業、機ウエ・フォト
- 遠賀郡水巻町** 機深江工作所水巻工場、日本バーカライジング機九州第二工場
- 遠賀郡岡垣町** 機福岡極屋テカル、機トムラス、機九州イノヴァック北九州工場、機中島ターレット
- 遠賀郡遠賀町** 機日本リークス工業機九州事業所、機ワークス、機豊洋エンジニアリング機、機スターハイテック、機メグシ、機エステック 21
- 鞍手郡小竹町** 三興化成機九州工場、機ワイ・エム・シー、一井工業機九州工場、機太平洋工業機九州工場、機マクシエエンジニアリング福岡工場、福岡キューベック機、機タカハタレシジヤン九州機、機イワテテック、メエオカ精密機、機千代田鉄工、機ロジックス福岡物流センター、機金剛製作所、機安藤工業所
- 鞍手郡鞍手町** トビー工業機鞍手工場、日本バーカライジング機九州第一工場、機ニッショウテクノス、機アッセンテック、機ロジコム機鞍手営業所、機ウエキ化成、機ウエキモールド、機藤井精工機
- 嘉穂郡桂川町** 機製製作所
- 嘉穂郡筑前町** 機福岡多田精機、機豊洋精工機福岡工場
- 嘉穂郡築井村** 機宝、機熊谷金型技研
- 三井郡大刀洗町** 機中立電機機九州工場、機フジテ/ロモールド機、機キノックス九州工場、NOKフカクエンジニアリング機九州工場、機大刀洗産業、機近畿電機機九州工場
- 八女郡広川町** 機日本ペイント機福岡工場、機中島田鉄工所
- 田川郡川崎町** 機 OMOTO 奥合工場
- 田川郡福智町** 機豊精工機北九州工場
- 京野郡刈田町** 機協和産業機刈田工場、九州ホール工業機、スリーボンドファインケミカル機北九州工場、機ファルテック九州工場、機九州テックメタル、機九州鉄鋼センター、平和自動車工業機刈田工場、機後藤精機機、機三江工業、三原グループ機、機湘南造機機九州工場、機豊通システムエンジニアリング九州工場、機フオルシア・ニッパツ九州機、機磁研機九州事業所、機ア・ケイ・エス、機豊鋼材工業機刈田工場、機ロジコム北九州営業所、機白根際産業機九州サイト、機凡申産業機、機日本アルシ機九州事業所、機みやこ産業、機リョーフ、機ワイメンケミカル/リリウエーションズ機、機テイクロ九州 刈田工場、三興工業機九州支店、機(メタリック九州)、POSCO Japan PC 機刈田工場、トカーロ機北九州工場、機日産車工機九州支店、機ニシ刈田営業所、機日栄紙工社刈田工場、機日産リイティブサービス九州支店、機トープラ九州営業所、機山崎工業、機渡商會九州支店福岡営業所、二引機九州支店、機ATEC、機バレット機九州営業所、機ヘックス、機ニッパツ九州機、機啓愛社九州工場、機ヴァレオジャパン九州工場、機チカノ/アシアエ九州事業所、機メメントワールド九州事業所、日本通運機九州支店、機和テック/機九州工場、機田ヨウエテック機、機フコ物産機九州事業所、機清田刈田工場、機河内工業機/機刈田分支、機 HOWA 九州刈田事業所、山九機北九州支店刈田流通センター、機マダダ九州工場、機サン/シシ九州営業所
- 京都府みやこ町** 三井金属機北九州工場、機ファルテック九州工場(眉川)、機井手梱包、ユニプレス九州機、機津野精工機、機深江工作所豊津工場、機錦路工業機豊津工場、機ナリミ勝水工場、機和テック/機九州工場、機田ヨウエテック機、機フコ物産機九州事業所、機清田工作所、機トラルガラスモジュール機、機中川産業機、機アイケイ精工工、ユニプレス九州機
- 機イダゲ工業**
- 機上田毛町** 機日立 Astemo 機福岡工場、機日本ブラスト機九州工場、機丸永田機、機神楽テクノロジー機福岡工場、機アブリコット・インシステムズ機、機高村工業機九州工場
- 機上野原工場** 機ニッパバロシステムズ、機シー・アイ、機高山化成工業機、機ニッパ一紙器機、機野崎機器工業機

福岡バイオバレープロジェクト

福岡県は、バイオ関連産業を育成するために、九州有数の農業出荷額を有する福岡県南部の久留米市を中心にバイオベンチャーの創出やバイオ分野への新規参入を図り、企業・研究機関等バイオ産業が集積した「福岡バイオコミュニティ」の形成を目指しています。

福岡バイオコミュニティ推進会議

福岡バイオバレープロジェクトを推進する産学官連携組織

設立 2001(H13)年9月

会員数 企業525社、大学等136名、行政・研究機関46団体
計707会員(2022年6月末)

会長 西村 慶介(キリンホールディングス(株) 代表取締役副社長)

副会長 永田 見生(久留米大学 理事長)、福田 晋(九州大学 副学長)

事務局 (株)久留米リサーチ・パーク

TEL: 0942-37-6124 FAX: 0942-37-6367

URL: <https://www.fbv.fukuoka.jp> E-mail: fbv@krp.ktarn.or.jp

主な取り組み

「研究開発支援」

○福岡バイオ産業創出事業の実施

「ベンチャー育成」

○低料金での製造施設、研究室、機器の提供(オープンラボ等)

「事業化支援」

○製品開発プロジェクト研究会

○機能性表示食品開発支援事業

(機能性表示食品届出件数は、東京、大阪に次いで全国3位)

「専門人材の配置」

○バイオ産業振興プロデューサー、事業化ディレクター、
インキュベーションマネージャーなどの専門人材による支援

「連携・交流」

○セミナー、フォーラムの開催

○国際展示会出展(会員企業に研究開発成果や製品の展示、商談の場を提供)

バイオ専用施設の運営

【提供サービス・支援内容】

○バイオ産業振興プロデューサー、事業化ディレクター、インキュベーションマネージャーなど専門人材による医薬品、

機能性食品等の開発やビジネス化の支援

○(株)久留米リサーチ・パークのオープンラボに設置されている研究用機器を低料金で提供

(LC-MS・GC-MS・自動分注機・セルソーター・90Lジャーファメンター等)

福岡バイオイノベーションセンター (福岡県久留米市百年公園1番1号)

研究開発から製品開発・製造までを一貫して支援できる賃貸実験室と

ゲノム編集など最先端バイオ技術に対応する高度な機器を備えたオープンラボを整備

(2021年4月開設 運営主体: (株)久留米リサーチ・パーク)

○鉄筋コンクリート5階 50m²×6室、60m²×1室、80m²×2室、100m²×3室

○一部P2対応、会議室、リフレッシュスペースあり



福岡バイオインキュベーションセンター

(福岡県久留米市百年公園1番1号)

バイオベンチャーの研究開発プロジェクト、

企業の研究所機能の受け皿として

利用できる実験室と事務所を兼ねた賃貸型インキュベータ

(2004年4月開設 運営主体: (株)久留米リサーチ・パーク)

○鉄骨コンクリート4階 50m²×16室、59m²×1室

○一部P2対応、商談室、リフレッシュコーナーあり



福岡バイオファクトリー

(福岡県久留米市合川町1488-4合川ハイテクパーク内)

バイオ関連企業が研究成果を実用化するときの

試作・製造に対応した貸し工場

(2007年4月開設 運営主体: (株)久留米リサーチ・パーク)

○鉄骨4階 100m²×15室

○会議室、商談室、リフレッシュコーナーあり



バイオコミュニティの確立

福岡バイオバレープロジェクト

- バイオ関連企業集積・成長、市場拡大、雇用機会の確保
- スマートセル実用化による脱炭素、持続可能な生産
- 創業、機能性表示食品実用化による健康長寿、生育
- 社会課題の解決方法としてバイオファースト発想の向上

具体的方策

- ネットワーク機軸の充実
- 研究開発・実証事業等
- ベンチャー育成
- 異分野融合・地域連携
- 人材育成・人材確保
- 投資環境等整備
- 情報発信
- バリューチェーンの構築・強化

対象とする市場領域

- 【特約的一次生産システム】
機能性食品を活用した
一次生産の持続可能性確保
- 【生活習慣改善ヘルスケア
機能性食品、デジタルヘルス】
機能性食品プラットフォーム
活用事業
- 【バイオ医薬品・再生医療
細胞治療、遺伝子治療関連産業】
地域・バイオ産業拠点化事業
新興感染症治療薬等開発
コンソーシアム構築
- 【バイオ生産システム】
醸造産業における機能性材料事業

福岡バイオコミュニティ推進会議

連携

- 産** 企業、ベンチャー、企業農事組合法人、病院、
銀行、投資ファンド等
- 学** 九州大学、久留米大学、福岡大学、産業医科大学他
- 官** 福岡県、久留米市、九州経済産業局他

医療福祉機器関連産業の振興

趣旨・目的

高齢化の進展や予防・健康ニーズの高まりから、医療福祉機器産業は今後も成長が見込まれる数少ない成長分野です。

福岡県内には、半導体やロボット関連企業など医療福祉機器分野に参入可能な高い技術力を有する企業が集積しています。また、医療福祉機器の開発・実証に協力可能な医療系大学、病院、福祉施設も数多くあります。

これらのポテンシャルを活かし、医療福祉機器分野への参入や開発における課題解決を図るため、福岡県では、平成26年7月、企業、病院・福祉施設、大学、行政、産業支援機関等で構成する「ふくおか医療福祉関連機器開発・実証ネットワーク」を設立しました。

このネットワークのもと、企業と病院・福祉施設のマッチングや法規制への対応等を支援することにより、福岡発の医療福祉機器の開発を促進するとともに、医療・介護の質の向上や従事者の負担軽減にも貢献します。

ふくおか医療福祉関連機器開発・実証ネットワーク

設立 2014(H26)年7月

構成 企業、病院・福祉施設、大学、行政、
産業支援機関等

会員数 442(2022年6月末現在)

事務局 福岡県商工部新産業振興課

TEL: 092-643-3543 FAX: 092-643-3421

E-Mail: fukuoka-kikinet@pref.fukuoka.lg.jp



医療連携フォーラム・ビジネスマッチング会



主な取り組み

- 情報発信、セミナー等の開催
国、県、関係機関の支援施策などの情報を適宜ネットワークの会員に提供。
- コーディネータによる調査、マッチング、アドバイス
医療福祉機器メーカーや販売会社OB、医師など、各分野の専門家を県がコーディネータとして登録。
・コーディネータが医療福祉現場のニーズ調査、開発企業と医療福祉現場のマッチング、開発企業へのアドバイス等を実施。
- 医療機器メーカーとのマッチング会の開催
県内ものづくり企業と医療機器メーカーとの連携を進めるため、マッチング会を開催。
- 法規制等への対応支援
県商工部と保健医療介護部が連携し、医療機器に関する法規制への対応のため一貫した支援を実施。
① 開発相談コンシェルジュによる支援
・保健医療介護部業務課担当者や専門家により、医療機器の開発段階から承認申請まで、的確な助言・指導を実施。
② 薬事戦略相談窓口の設置
・医療機器の審査機関である(独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)による「薬事戦略相談」を福岡で実施。
③ 医薬品医療機器等法の制度改正に伴う参入支援
・医薬品医療機器等法の制度に関するセミナーを開催。
- 医療福祉機器開発支援
医療機器開発の一貫支援機能を有する九州大学先端医療オープンイノベーションセンターが、意欲ある中小企業と機器の共同開発を実施。
・飯塚地域の病院や大学等との連携により県内企業の医療機器開発を支援。
・医療福祉機器の開発に係る経費を一部助成。
- 販路開拓支援
「ふくおか医療福祉関連機器開発・実証ネットワーク」として、大規模展示会に出展し、県内企業が開発した医療福祉機器を展示。

半導体・デジタル産業の振興

福岡県には、半導体関連企業が約400社集積しているとともに、ロボット、IoT、AIなど、デジタル社会を支える優れた企業も多数立地しています。

また、大学・高専・工業高校の教育研究機関や企業の研究を支援する公的支援機関も充実しており、こうしたポテンシャルを最大限に活用し、産学官が連携して今後のデジタル社会を支える半導体やデジタル産業の振興を図っています。



福岡県半導体・デジタル産業振興会議

会長：**YASKAWA 安川電機**
津田純嗣 (株安川電機特別顧問)

顧問：文部科学省科学技術・学術政策局長、九州経済産業局長、福岡県知事、北九州市長、福岡市長

設立：2022(R4)年6月2日

会員数：1,026会員 (2022(R4)年9月現在)
振興会議の目的に賛同する企業、大学、行政、個人

全国トップクラス1,026の産学官の
会員プラットフォーム(R4.9月末現在)



福岡県グリーンデバイス開発・生産拠点協議会

福岡県の強みを活かして、産学官が連携し、カーボンニュートラル時代の製造業を支える「グリーンデバイス」の一大開発・生産拠点を構築することを目的に、令和4年2月「福岡県グリーンデバイス開発・生産拠点協議会」を設立しました。

※グリーンデバイスとは

省エネルギーに直結するパワー半導体及び関連製品、低消費電力化(高速処理・効率処理)を実現する各種半導体及び関連製品等の総称。



発足時の記者会見の様子(令和4年2月2日)

主な取り組み

半導体産業関連

- I 製造業を支える半導体安定供給
 - 半導体安定供給技術開発・実証支援事業
 - 「三次元半導体研究センター」による試作開発等の支援
- II サプライチェーンの強化
 - グリーンデバイス関連製品開発支援事業
 - グリーンデバイスに関する設備投資支援
 - 大型展示会への出展支援
- III 半導体企業の誘致
 - 新たな産業団地の整備
 - 企業立地促進交付金の上乘せや税制優遇
- IV 半導体人材の育成・確保
 - 「システム開発技術カレッジ」による人材育成
 - 県立工業高校における若手人材育成

デジタル産業関連

- I 啓発・参加促進
 - 総会、講演会の開催
- II 新製品・サービスの創出
 - ニーズの掘り起こし、マッチング
 - 製品開発支援
- III 普及・展開
 - 大型展示会への出展
 - 福岡県IoT認定制度によるビジネス展開支援
- IV 人材育成
 - 「システム開発技術カレッジ」による人材育成
- V インキュベーション支援
 - インキュベーションルームの提供

企業を支える公的支援機関

三次元半導体研究センター

三次元実装の設計、試作・評価・解析を一貫して支援する国内唯一の公的機関。複数の半導体チップ等を三次元に積層するために必要な実装機器類、評価機器を整備。

2011年の開設以降、三次元実装に関し、豊富なノウハウや技術が蓄積。(福岡県糸島市東1963-4)
○インキュベーションルーム 3室(41㎡~43㎡)



社会システム実証センター

新たな社会システムの実現可能性の評価、IoTデバイスの評価・改良、市場ニーズとのマッチングを支援。

IoT製品の実環境下での実証試験や評価・改良を行う設備を整備。



(福岡県糸島市東1963-4)
○インキュベーションルーム 22室(20㎡~51㎡)

ロボット・システム開発センター

人材育成から研究開発、事業展開まで総合的に支援。半導体の設計(EDA)ツールや検証評価のための高速演算装置等を整備。



(福岡市早良区百道浜3丁目8-33)
○インキュベーションルーム 52室(17㎡~100㎡)

Ruby・コンテンツビジネスの振興

本県は多くのクリエイター、デザイナー等の人材を輩出するとともに、生産性が高く、迅速な開発を行うのに適したプログラミング言語であるRubyの技術者を豊富に有しています。

このようなポテンシャルを活かし、コンテンツ産業およびRuby、mruby(軽量Ruby)を核としたソフトウェア産業の一体的な振興を図っています。

また、本県には、ブロックチェーン技術の研究をリードする九州工業大学や近畿大学、サービスの研究・開発を行う企業・エンジニアが多数集積しています。こうした強みを生かし、産学官による研究会の発足のほか、技術者を養成するワークショップの開催や県内企業が行う関連製品・サービスの開発や普及展開を支援し、今後実用化や活用が期待されるブロックチェーン分野への県内IT企業の参入と関連企業の集積を目指します。

福岡県Ruby・コンテンツビジネス振興会議

設立：2012(H24)年7月

会員数：835企業・団体(2022年9月現在)

会長：まつもとゆきひろ(Ruby開発者)

顧問：日本マイクロソフト(株)、グリー(株)、(株)カカコム、(株)ディー・エル・イー等ユーザ企業等49社・団体



福岡県Ruby・コンテンツ産業振興センター

1. 普及・啓発

- ・Ruby・コンテンツフォーラム

2. 研究開発支援

- ・先導的 Ruby ソフトウェア開発支援事業
- ・ブロックチェーン拠点形成の推進
- ・農産物輸出トレーサビリティ証明モデル事業

3. 新ビジネスの創出支援

- ・フクオカ Ruby 大賞
- ・福岡県 IT スタートアップビジネス大賞

4. ビジネス展開支援

- ・ビジネスプロデューサーによる支援
- ・福岡県スタートアップキャンプの実施
- ・国内・海外市場展開支援

5. 人材育成

- ・軽量 Ruby 普及・実用化促進ネットワーク事業
- ・高校生プログラミング講座「福岡県 Ruby キャンプ」の実施
- ・小中学生プログラミングコンテストの実施
- ・ブロックチェーン技術ワークショップの実施
- ・コミュニティ支援

福岡県水素グリーン成長戦略

平成16年8月、環境にやさしい水素エネルギー利用社会の実現に向け、全国に先駆けて、産学官で「福岡水素エネルギー戦略会議」を設立。水素製造・輸送・貯蔵から利用まで一貫した研究開発、水素人材育成に加え、社会実証、水素エネルギー産業の育成・集積に取り組んできました。

令和4年8月には、カーボンニュートラルを目指す国内外の動向を受け、新たな産学官連携組織「福岡水素グリーン成長戦略会議」を設立しました。今後は新組織の下、水素製造のイノベーション、水素利用の拡大、水素関連産業の集積を3つの柱とし、水素分野における環境と経済の好循環をつくる「グリーン成長」を図っていきます。

福岡県水素グリーン成長戦略の概要

■新戦略 2つの視点

①「水素」の巨大市場形成と、「カーボンニュートラル」の流れを受け、産業政策を展開

- ・「水素」を巡り、160兆円の巨大市場が出現。成長産業として位置付け、この分野への参入支援策が必要。
- ・県内製造業においても「カーボンニュートラル」への対応が不可欠に。水素技術の導入支援が必要。

②「グレー水素」から「ブルー水素」、そして「グリーン水素」へ

- ・「2050年カーボンニュートラル」を受け、今後、「グレー水素」から「ブルー水素」、そして「グリーン水素」へのシフトが進む。
- ・再エネ先進地域である強みを活かし、「グリーン水素」分野へ取組を重点化する。

■新戦略 3つの柱

- グリーン水素の普及に向け、水素製造の低コスト化・多様化が必要 → **戦略① 水素製造のイノベーション**
- 工場やトラック、フォークリフト、船など、新たな水素利用分野の拡大が必要 → **戦略② 水素利用の拡大**
- 成長分野である水素関連産業の集積を図ることが必要 → **戦略③ 水素関連産業の集積**

福岡県水素グリーン成長戦略会議

設 立	2022(R4)年8月2日		
会 員 数	878企業・団体(2022年9月現在)		
会 長	佐藤 直樹	日本製鉄㈱	代表取締役副社長
	津吉 学	岩谷産業㈱	取締役 専務執行役員 水素本部 本部長
	宮田 知秀	ENEOS㈱	取締役 副社長執行役員
副 会 長	千田 善晴	九州電力㈱	取締役 常務執行役員
	橋本 克司	トヨタ自動車九州㈱	取締役副社長
	佐々木 一成	九州大学	副学長
	服部 誠太郎	福岡県	知事
	苗村 公嗣	九州経済産業局	局長
	築島 明	九州地方環境事務所	所長
	北橋 健治	北九州市	市長
	高島 宗一郎	福岡市	市長
	石橋 達朗	九州大学	総長
事 務 局	福岡県水素グリーン成長戦略会議事務局(福岡県自動車・水素産業振興課内) TEL:092-643-3448 FAX:092-643-3847 ホームページURL:https://www.f-suiso.jp/ E-mail:info@f-suiso.jp		



公益財団法人水素エネルギー製品研究試験センター (福岡県糸島市富915-1)

水素ガス環境下で使用する水素関連製品の耐久試験や民間企業との共同研究開発などを通じて中小・ベンチャー企業の水素エネルギー新産業への参入を支援。



九州大学水素材料先端科学研究センター (福岡県福岡市西区元岡744番地九州大学内)

九州大学伊都キャンパスに水素材料分野の世界的研究開発拠点を設置。世界トップレベルの研究者が国内外から結集し、水素脆化、材料強度などの先端研究を推進。



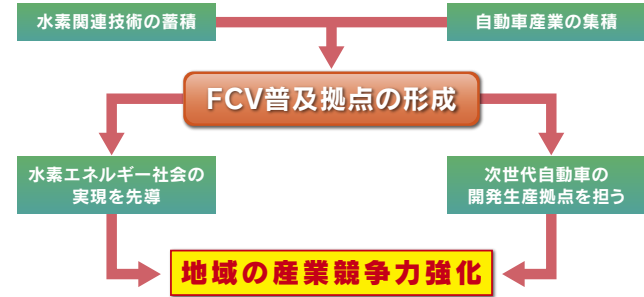
九州大学次世代燃料電池産学連携研究センター (福岡県福岡市西区元岡744番地九州大学内)

九州大学と開発企業との緊密な連携により、次世代燃料電池の早期実現を可能にする産学連携研究拠点。



福岡におけるFCV(Fuel Cell Vehicle:燃料電池自動車)普及拠点の形成

福岡水素戦略による水素関連技術の蓄積と、北部九州自動車産業アジア先進拠点プロジェクトによる自動車産業の集積を活かし、福岡の地をFCVの普及拠点にすることを目指しています。そして、他に先駆けて水素エネルギー社会の実現を先導し、また、FCVの開発生産拠点を担い、本県の産業競争力を強化することを目指します。



FCV普及と水素ステーション整備の一体的推進

地元の産学官が一体となって設立した「ふくおかFCVクラブ」を核に、FCVの普及と水素ステーションの整備を一体的に推進しています。

ふくおかFCVクラブ

設 立	2014(H26)年8月19日
代 表	倉富 純男 九州経済連合会会長 服部 誠太郎 福岡県知事
会 員	FCVの導入や水素ステーションの整備に意欲・関心を持つ福岡県内の企業・大学・行政等 ※会員数 275機関(2022年5月現在)



ふくおか
FCVクラブ

水素燃料電池自動車

1. FCVの普及促進

- FCVの率先導入
県公用車として3台導入
- タクシー事業者への導入支援
全国で初めて5台導入(2015年3月)
- FCVの理解促進
県公用車を活用して、各地で展示や試乗会を行う「FCVキャラバン」等を実施
- FCV等に関する情報発信
(<http://www.fcvclub.jp>)
- FCバス導入に向けた研究会の開催



2. 水素ステーションの整備促進

- 候補地の紹介から地権者との交渉まで一貫したサポート
- 「グリーンアジア国際戦略総合特区」の税制優遇措置による支援
- 西日本初となる県庁敷地内のステーションを整備(2015年11月)

福岡県内の水素ステーション



【お問い合わせ先】 ふくおかFCVクラブ事務局(福岡県自動車・水素産業振興課)
TEL/092-643-3448 FAX/092-643-3847 HP/<http://www.fcvclub.jp/>

航空機産業の振興

本県では、産学官からなる「福岡県航空機産業振興会議」を2010(H22)年に設立し、24時間運航可能な北九州空港などのポテンシャルをフルに活用し、航空機関連企業の誘致とともに、自動車部品製造等の高い技術力を有する県内企業の航空機産業への参入促進に取り組んでいます。

今後、アジアを中心に、世界的に航空機需要が拡大することが見込まれており、ボーイングやエアバスの最新鋭機の開発・増産により、我が国の航空機産業も成長が期待されています。

県としては今後も、国、関係自治体と連携を図りながら、航空機産業の振興に積極的に取り組んで参ります。

福岡県航空機産業振興会議

設 立 : 2010(H22)年7月1日
 会 員 数 : 163企業・団体(2022年9月1日)
 会 長 : 津田 純嗣(北九州商工会議所会頭)
 副 会 長 : 清田 徳明(TOTO㈱代表取締役 社長執行役員)、外本 伸治(九州大学教授)
 顧 問 : 服部 誠太郎(福岡県知事)、北橋 健治(北九州市長)、遠田 孝一(刈田町長)
 特別アドバイザー : 苗村 公嗣(経済産業省九州経済産業局長)

世界の航空旅客需要の予測

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、航空機産業は深刻なダメージを受けたが、ワクチン接種の進展に併せ、2~3年以内で航空需要の回復が見込まれている。



出展: (財)日本航空機開発協会「民間航空機に関する市場予測2022-2041」

庁内連携による支援

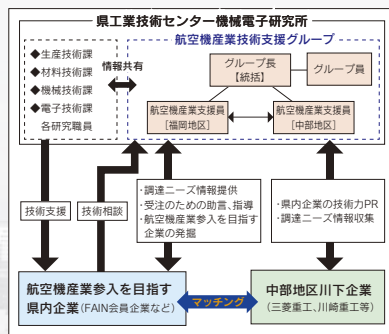
県工業技術センター機械電子研究所内に「航空機産業技術支援グループ」を設置し、県内企業に対して航空機部品の試作開発に関する技術支援を行うとともに、航空機に関する豊富な知見を有する「航空機産業支援員」を中部地区と福岡地区にそれぞれ1名配置し、部品調達ニーズ等の情報収集や県内企業の発掘を行います。

○航空機産業支援員

担当地区	業務
中部地区	○川下企業の動向調査及び調達ニーズ収集 ○川下企業に対する県内中小企業の技術力PR
福岡地区	○調達ニーズの県内中小企業への情報提供及び助言・指揮 ○技術力及び品質管理能力を持つ県内中小企業の発掘

主な取り組み(2021(R3)年度実績)

- 総会の開催
- 航空機産業展示会・商談会への出展支援
- 航空機産業アドバイザーによる個別指導
- 航空機産業への参入に必要な認証資格の取得に対する支援
- 航空機産業への参入を目指す企業グループ「FAIN」に対する支援
 - 航空機産業参入に向けた定例研究会の開催支援
 - 受注獲得のための試作品製作支援 など
- 大手サプライヤーに対する技術基盤プレゼンテーション



航空機産業参入を目指す企業グループ「FAIN」

航空機産業への参入に意欲的な同振興会議の会員企業12社で構成される、異業種による企業グループ。(2018年7月発足)



■ 名称

福岡県航空機産業研究会(Fukuoka Aircraft Industry Network)

通称: **FAIN(ファイン)**

■ 取り組み内容

- 航空機産業参入に向けた定例研究会の開催(市場研究、受注体制研究など)
- 航空機関連部品受注のための体制構築
- 航空機関連展示会・商談会への出展
- 受注獲得に向けた試作品の製作

■ 会員企業

役職	企業名	業種	認証規格	加入時期
会 長	㈱中島ターレット	精密機械加工	JISQ9100,エコアクション21	設立時
副 会 長	㈱九州電化	表面処理	ISO9001	設立時
会 計 監 事	㈱フクネツ	熱処理、研削	ISO9001,ISO14001	設立時
会 員	㈱エヌ.エフ.ティ	半導体製造金型・装置	JISQ9100,ISO9001,ISO14001	設立時
会 員	日本ファインテック㈱	電子部品製造装置	JISQ9100	設立時
会 員	㈱富士製作所	精密機械加工	ISO9001	設立時
会 員	ヘルテクス㈱	板金加工	ISO9001,エコアクション21	設立時
会 員	㈱戸畑製作所	非鉄金属鍛造	-	2018年11月
会 員	佳秀工業㈱	ウォータージェット加工	ISO9001	2020年1月
会 員	吉川工業㈱	チタンリサイクル	ISO9001	2020年7月
会 員	㈱石機製作所	精密機械加工	ISO9001,ISO14001	2020年8月
会 員	㈱Iron Works Orio	機械加工(大型)	ISO9001	2021年3月

■ プロジェクトマネージャー

氏名	所属	役職
柳井 隆志	アルテックソリューションズ㈱	代表取締役

■ 参入支援アドバイザー

氏名	現在の所属	出身
榑 達明	川崎重工㈱ 社友	川崎重工㈱
平元 日出雄	㈱Japanエアロインスペクション 主席コンサルタント	日本航空㈱
小林 哲也	久留米工業大学 特別教授	日本航空㈱

TOPIC

FAINを更に積極的にPRするため、会員企業の特長や強み、設備や対応サイズなどの情報を網羅したパンフレットを作成しました。

【ポイント】

- 海外メーカー・サプライヤーとの商談等に活用するため、すべての内容を英語でも記載
- 見開きページで、FAIN各社の対応サイズを一覧でチェック可能
- 国内初となるチタンリサイクルによる「福岡県航空機産業コンソーシアム」についても解説



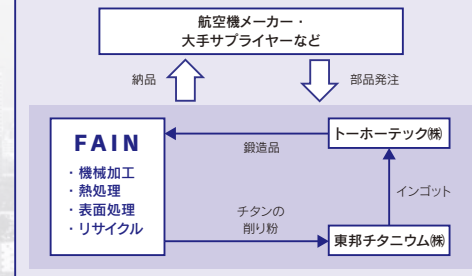
表紙写真



QRコード

福岡県航空機産業コンソーシアム(2020年8月立ち上げ)

福岡県は、FAIN会員企業をはじめ、大手チタンメーカーである東邦チタンニウム(株)やチタン加工専業メーカーであるトーホーテック(株)と連携し、コンソーシアムを立ち上げました。コスト削減や納期短縮といった大きな強みを生かし、受注獲得を目指します。



有機光エレクトロニクス研究開発拠点化の推進

概要・目的

有機ELは、電圧をかけると自ら発光する素材で、製品の薄型化や消費電力の抑制が可能であり、ディスプレイや照明、太陽電池等の分野で今後成長が期待されています。

現在の有機EL材料は、希少金属（イリジウム）を使用しているため、非常に高価であり、しかも材料の基本特許はアメリカの企業が独占していることから、高額なライセンス料がかかっています。

九州大学の安達千波矢教授が開発した「原料に希少金属を使用しない世界最高の発光効率を有する有機EL素材」は基本特許を九州大学が保有しており、希少金属を使用せず安価であることから、世界中から期待が寄せられています。

本県では、この九州大学の世界最先端の研究シーズを活かして、実用化・産業化を図るため、2013（H25）年4月に有機光エレクトロニクス実用化開発センターを開所しました。この施設を核として、有機EL関連企業の育成・集積を図り、一大開発拠点となることを目指しています。

有機光エレクトロニクス実用化開発センター（i³-OPERA:アイキューブオペラ）の概要

事業化につながるサイズの基板を用いた世界最高性能のデバイス製作が可能な試作ライン及び評価機器により、企業ニーズと最先端研究シーズをマッチングし、実用化を促進します。



有機光エレクトロニクス実用化開発センター施設外観

- ・所在地：福岡市西区九大新町（九州大学伊都キャンパス隣接地）
 - ・建設費：約9億円
 - ・建屋・総床面積：1,741㎡（地上2階建）
 - ・敷地専有面積：3,680㎡
- 【共用研究インフラ】
クリーンルーム、200ミリ角対応有機EL製造装置、パネル特性評価室、デバイス作製室、寿命評価室、機能材料研究室、機器分析室等
- URL <http://www.i3-opera.ist.or.jp/>

主な取り組み

- 九州大学が開発した世界最先端の新規有機EL素材の実用化開発支援
- 有機EL関連材料・デバイス開発企業からの受託・共同研究開発
- 有機光エレクトロニクス産業化研究会や製品開発等に対する支援による有機ELをはじめとする次世代発光材料分野への参入促進 など

◆有機光エレクトロニクス産業化研究会

- ・設 立：2012（H24）年6月
- ・目 的：有機EL分野への地場企業の育成・参入促進を図るため、最新情報の提供及び会員間の情報交換等を実施
- ・会 員：132企業・機関
- ・テーマ：2016年度「分析・解析技術」、「市場・アプリケーションと参入機会」
2017年度「量子ドット技術の最前線」
2018年度「OLED技術における産学官連携」、「次世代ディスプレイ技術」
2019年度「九州大学の成果を核とした有機光デバイスシステムバレーの研究事例」、「ペロブスカイトの最新研究動向」
2020年度「有機と無機デバイスの融合に向けて」
2021年度「OLED最前線と今後の展望」「OLED市場の最新動向」

創業・ベンチャー支援

概要・目的

地域経済にとって、創造的な事業活動を展開する中小・ベンチャー企業の育成は、極めて重要な課題です。将来の産業をリードする可能性のあるベンチャー企業を育成することにより、雇用の増大、地域経済の活性化や次世代を担う経済人の育成が期待できます。

本県では、中小・ベンチャー企業を支援すべく、1999（H11）年に「フクオカベンチャーマーケット協会」を設立、2015（H27）年8月には海外展開機能を付加し、「福岡県ベンチャービジネス支援協議会」と名称を新たに、創業から海外展開までを一貫して支援しています。

福岡県ベンチャービジネス支援協議会

設 立 1999（H11）年11月
会 員 VC、銀行、商社、大手メーカー等 258社・団体
(2022年8月現在)

会 長 貴 正義（九州電力（株） 相談役）
副会長 杉山 剛（野村證券（株） 営業部門統括専務/執行役員）
國井 泰成（有限責任監査法人トーマツ 包括代表）
大橋 義則（大和証券（株） 執行役員）
久保田 等（西日本鉄道（株） 執行役員）

事務局 福岡県商工部新事業支援課
TEL：092-643-3591 FAX：092-643-3226
URL： <https://www.fvm-support.com/>
E-mail： ven@fvm-support.com



※既存企業からの分社化による新会社、子会社等も対象とします。
※公序良俗に反するもの等、ビジネスプランの発表をお断りする場合があります。

主な取り組み

○フクオカベンチャーマーケット（FVM）

中小・ベンチャー企業の資金調達や販路開拓等を支援するため、投資家、商社等ビジネスパートナーとのビジネスマッチングの場として、ビジネスプラン発表・商談会を毎月開催。

コーディネーターによるビジネスプランのブラッシュアップ、プレゼンテーション指導、提携先企業とのマッチング等を一貫して支援。

○福岡よかとこビジネスプランコンテスト

創業希望者が地域の資源活用や地域の課題解決をテーマにビジネスプランを競う「福岡よかとこビジネスプランコンテスト」を開催。

創業の実現に向けては、市町村等地域の支援機関や専門家が一体となって支援。

グリーンアジア国際戦略総合特区

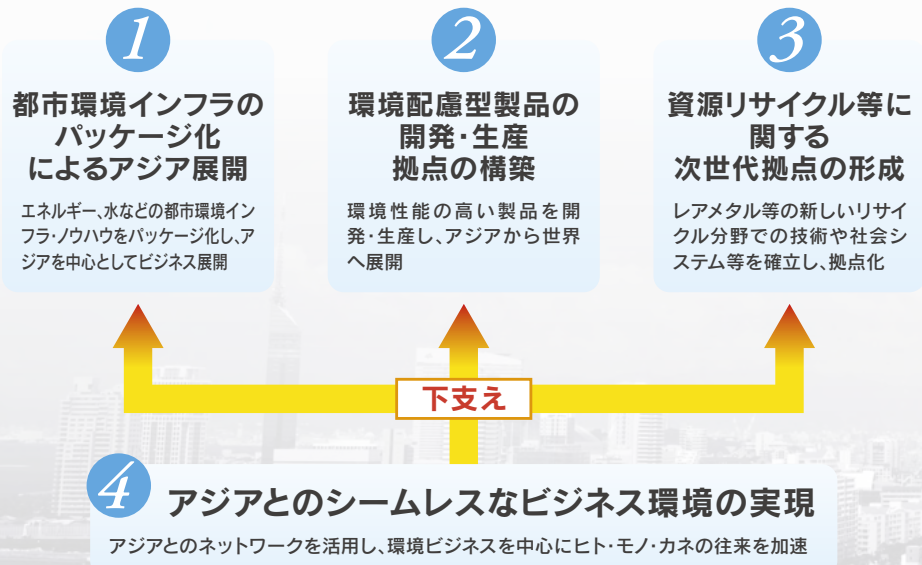
福岡県と北九州市、福岡市の3者が共同申請した「グリーンアジア国際戦略総合特区」が2011(H23)年12月22日に国際戦略総合特別区域に指定されました。

本特区は、アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の国際競争力の強化を図り、アジアから世界に展開する産業拠点を構築し、アジアとともに成長することを目指します。

特区の概要



本特区では、地域に蓄積された産業・人材・ネットワークなどの強みを活かし、4つの柱に沿って事業を推進



主な取り組み

※指定区域及び支援メニューは2022年9月末現在



総合特区制度による主な支援メニュー

- 税制上の支援措置(下記①、②のいずれかを選択)
 - ①機械・装置及び開発研究用の器具・備品の取得価額の34%、建物等は17%を限度に特別償却
 - ②機械・装置及び開発研究用の器具・備品の取得価額の10%、建物等は5%の投資税額控除【対象資産】機械装置2,000万円以上、器具・備品1,000万円以上、建物等1億円以上【設備等取得の期限】2024(R6)年3月31日まで
- 金融上の支援措置(利子補給金制度)
 - 金融機関からの借入に際し、最大0.7%、最長5年間の利子補給金を支給
- 規制の特例措置
 - 事業推進上支障となっている規制の特例措置等についての提案が可能

地域独自の支援メニュー

- 福岡県企業立地促進交付金の5%上乗せ
- 不動産取得税、固定資産税の免除(北九州市、福岡市)
- グリーンアジア国際戦略総合特区中小企業設備投資促進補助金 など

地域一丸となって推進

- 九州経済連合会、福岡経済同友会、福岡・北九州商工会議所などの地元経済界、九州大学、九州工業大学、北九州市立大学、早稲田大学などの大学・研究機関、9部会400社を超える民間企業等が地域協議会に参加し、地域一丸となって推進。

【お問い合わせ先】 グリーンアジア国際戦略総合特区共同事務局(福岡県産業特区推進室内)
TEL/092-643-3416 FAX/092-643-3417 HP/http://greenasia.jp/



▲グリーンアジア国際戦略総合特区の概要についてはこちらから



▲グリーンアジア国際戦略総合特区中小企業設備投資促進補助金についてはこちらから

アフターフォロー(福岡県立地企業振興会)

福岡県は立地した企業がその後も円滑に企業活動を行っていただけるよう全力で支援します!

- 〇立地企業から行政への個別の要望を県企業立地課が集約し、関係機関へ伝達、要望の実現に向けて取り組みます。
- 〇立地企業と立地企業、立地企業と地元企業との間をつなぐ情報交換の場を設け相互の交流を活発に行っています。

組織

- 設立** 1998(H10)年2月
- 会員数** 171社(2022年9月現在) ※特別会員8社含む
- 世話人会(企業8社、県商工会)**
 - 企業側世話人8社** 日産自動車九州(代表世話人) アサヒビル博多工場、如水庵、ダイハツ九州久留米工場、筑水キャニコム、日本製鉄九州製鉄所、トヨタ自動車九州、中村産業 ※企業側世話人は各地域を代表する主要企業
 - 行政側世話人6人** 県商工部長、商工政策課長、中小企業振興事務所長(4事務所)
- 事務局** 福岡県立地企業振興会事務局(商工部企業立地課内)
- 会費** 10,000円(毎年8月頃に納入をお願いします)
- 組織図**

世話人会			
事務局(企業立地課)			
福岡部会	久留米部会	北九州部会	飯塚部会
福岡中小企業振興事務所	久留米中小企業振興事務所	北九州中小企業振興事務所	飯塚中小企業振興事務所
企業側世話人2社	企業側世話人2社	企業側世話人2社	企業側世話人2社
会員36社	会員38社	会員42社	会員39社

振興会の事業

- 行政への要望**
 - ワンストップサービス**
 - 【行政機関】 国・県・市町村
 - 対応
 - 伝達
 - 福岡県企業立地課
 - 結果
 - 要望

福岡部会	久留米部会	北九州部会	飯塚部会
会員38社	会員40社	会員44社	会員41社
- 総会** 振興会運営方針の協議、意見交換等 (会員企業が一堂に会しての実施)
- 特別事業** 有識者による講演会及びセミナー、意見交換等 (会員企業が一堂に会しての実施)
- 部会事業** 工場視察、行政施設視察、意見交換等 (県内を4ブロックに分けブロックごとに実施)

2022年度 総会・交流会

2022年8月3日福岡市内で総会・交流会を開催し、会員企業など約100名が出席しました。総会では、県施策発表のほか講演や会員企業のPRなどを行いました。

- **総会内容**
- **講演①** 『「情報をオープンにする」事で実現したサイボウズの働き方改革』 サイボウズ(株) 営業本部 リージョナル営業部 福岡オフィス所長 石井 優 氏
- **講演②** 『製造業の多様な働き方への挑戦』 ㈱熊本商店 取締役経営企画部長 高辻 愛子 氏
- **会員企業 PR** (㈱筑水キャニコム、ラックライト(株))
- **県施策発表**

総会の様子

会員企業

福岡部会

アイシン・ソフトウェア(株)福岡開発センター	㈱西昆	福岡食品加工団地協同組合
㈱アクト	㈱左衛門	富士通(株)
アサヒビル(株)博多工場	サンコーコンサルタント(株)	ニッセイ・ウェルス生命保険(株)
㈱石島運輸倉庫 西日本支店	SCSKサービスウェア(株)福岡センター	㈱マルタイ
一富士フードサービス(株)	ソフトバンク福岡カスタマーコミュニケーションセンター	三井倉庫ロジスティクス(株)
関包スチール(株)九州事業所	タイセイ倉庫運輸(株)福岡物流センター	三菱電機(株)パワーデバイス製作所
キューサイ(株)福岡こうのみなと工場	トータルケア・システム(株)	㈱明和製作所
九州製氷(株)	㈱トヨタプロダクションエンジニアリング	LINE Fukuoka(株)
九星飲料工業(株)	㈱ナカ/商會	レッドハット(株)西日本支社 九州・中国営業所
㈱久原本家食品	㈱西鉄ストア	ロイヤルホールディングス(株)
㈱KDDIエポルバ 九州・四国支社	㈱パナソニック(株)コネクティッドソリューションズ社	㈱総合ブランド 福岡支店
㈱如水庵	㈱BCC	THK(株)福岡支店
五洋食品産業(株)	㈱ビエトロ	

久留米部会

明石機械工業(株)九州工場	㈱テクノ・カルチャー・システム	㈱村上開明堂九州
㈱旭精機	ニコニコのり(株)九州工場	室町ケミカル(株)
有明技研(株)	日本精工九州(株)	㈱明治 九州工場
㈱九州シジシー	日本イベント(株)福岡工場	㈱ヤヨイサンフーズ 九州工場
九州精密機器(株)	㈱/リタケカンパニーリミテド久留米工場	ローム・アポロ(株)
フジテロモールド(株)	㈱日立ハイテック九州	安田倉庫(株)九州営業所
近畿電機(株)九州工場	㈱ファインテック	インターテックジャパン(株)
古賀金属工業(株) KMS	㈱ファーストダウン	㈱桑野研磨工業所
アルテミラ(株) 大牟田工場	㈱福岡多田精機	㈱ユー・エス・イー
信号電材(株)	㈱/プリチストン甘木工場	㈱総合ブランド 久留米支店
㈱想和	豊洋精工(株)	㈱筑水キャニコム
ダイハツ九州(株)久留米工場	北星産業(株)九州事業所	㈱一栄食品
タキロンポリマー(株)	㈱マセック	
田村(株)大牟田工場	㈱Matsuo Sangyo(株)	

北九州部会

旭国際テクノイン(株)	㈱テック九州	㈱ワジュー
環境テクノス(株)	㈱テクノステート	富士通コミュニケーションサービス(株)北九州サポートセンター
㈱九州イマセン	㈱アソシー九州	㈱富士プレス
九州エノキ(株)	東邦チタニウム(株)若松工場	平和自動車工業(株)
㈱キョーワ	BASF 戸田バッテリーマテリアルズ(株)北九州事業所	POSCO-JKPC(株)
錦陵工業(株)	豊田合成九州(株)北九州工場	三井金属アクト(株)九州工場
ケイミュー(株)北九州工場	豊通スメルティングテクノロジ(株)	㈱三井ハイテック
寿屋フロンテ(株)九州工場	名古屋バイパ(株)執行橋事業所	㈱みやこ産業
サカエ理研工業(株)北九州工場	㈱ニシキ金属	日立Astemo(株)九州工場
㈱三福	日産自動車九州(株)	ユニプレス九州(株)
日本製鉄(株)九州製鉄所	日鉄鋼管(株)九州製造所	吉川工業(株)
㈱スターフライヤー	日本プラスト(株)九州工場	吉野石膏(株)北九州工場
高村工業(株)九州工場	thyssenkrupp rothe erde Japan	ラックライト(株)
中国精油(株)	塚本精工(株)	㈱総合ブランド 北九州支店
㈱極屋	㈱ファルテック九州工場	

飯塚部会

アスカコーポレーション(株)	三泉化成(株)九州工場	㈱中川パッケージ九州事業所
㈱アルファメタル	㈱シヨウエイ	中村産業(株)
㈱一井	㈱城南九州製作所	㈱中山運輸北九州営業所
一番食品(株)	㈱タイセイプラス	日本耐酸塩工業(株)九州工場
㈱五和製作所九州工場	大平洋工業(株)九州工場	㈱バイオラックス九州
㈱ウチダ	大三ミート産業(株)	福豊帝酸(株)
㈱エコー	タカハタプレジジョン九州(株)	㈱フタバ九州
大塚工業(株)田川工場	司企業(株)宮田営業所	㈱HOWA九州
㈱岡崎製作所九州工場	東郷産業(株)	松尾製菓(株)
㈱オンガエンジニアリング	東洋工業(株)福岡工場	モルテック(株)
九州小島(株)	トビー工業(株)豊川製造所兼手工工場	ロケット石鉄(株)
㈱サクラ物流	トヨタ自動車九州(株)	豊通ヴィーテックス(株)
沢井製薬(株)九州工場	豊田合成九州(株)福岡工場	㈱安藤工業所 小竹工場
三枝工業(株)	トヨタテック福岡(株)	

特別会員

九州電力(株)北九州支社	㈱筑邦銀行	㈱福岡中央銀行
九州電力(株)福岡支社	㈱西日本シティ銀行	㈱北九州銀行
西部ガス(株)	㈱福岡銀行	

多彩な人材を育む充実の教育機関 優秀な人材はここにいます

福岡県のメリット

福岡県には、高水準の教育と技術力を身につけ、働く意欲に満ちた優秀な若い人材が豊富です。特に理工系の学生が多く、毎年多数の学生を輩出しています。

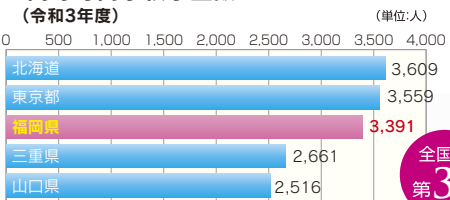
豊富な理工系人材

令和4年度 都道府県別 大学(理工系)入学定員数



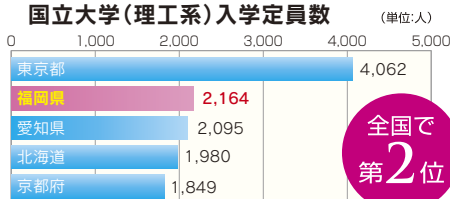
(全国学校データ研究所編「全国学校総覧(2022年版)」より集計)

高等専門学校学生数 (令和3年度)



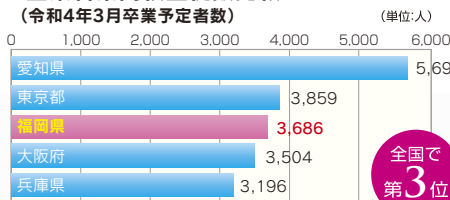
出典:文部科学省「令和3年度学校基本調査」

令和4年度 都道府県別 国立大学(理工系)入学定員数



(全国学校データ研究所編「全国学校総覧(2022年版)」より集計)

工業科系高校生徒数比較 (令和4年3月卒業予定者数)



出典:文部科学省「令和3年度学校基本調査」

毎年約26,000人の大学生を輩出

福岡県の大学・短大・高専・高校

大学	入学定員	26,693人
短期大学	入学定員	4,455人
高等専門学校	入学定員	600人
高等学校	入学定員	46,763人

県・市町(組合)・私立合計

福岡県の工業科系(私立専修学校・高等学校)

私立専修学校(工業専門課程)	入学定員	3,165人
高等学校	令和3年3月卒業予定数	3,686人

出典:福岡県教育委員会「令和4年度教育概況」
福岡県専修学校各種学校協会「福岡県専門学校案内」
文部科学省「令和3年度学校基本調査」

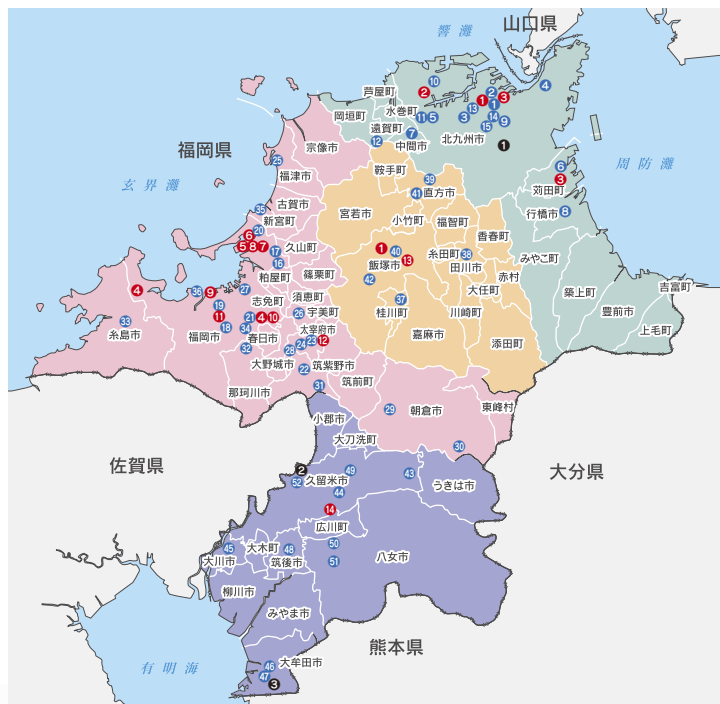


九州大学伊都キャンパス 「写真提供:福岡市」



北九州学術研究都市

福岡県の理工系大学・短大・高専・高校マップ



- 大学・短大
- 九州工業大学
 - 北九州市立大学
 - 西日本工業大学
 - 九州大学
 - サイバー大学
 - 福岡工業大学
 - 九州産業大学
 - 福岡女子大学
 - 西日本短期大学
 - 精華女子短期大学
 - 福岡大学
 - 九州情報大学
 - 近畿大学
 - 久留米工業大学

- 高専
- 北九州工業高等専門学校
 - 久留米工業高等専門学校
 - 有明工業高等専門学校

- 高校
- 福岡常葉高等学校
 - 福岡女子商業高等学校
 - 糸島農業高等学校
 - 筑紫丘高等学校
 - 新宮高等学校
 - 福岡女子高等学校
 - 嘉穂総合高等学校
 - 田川科学技術高等学校
 - 筑豊高等学校
 - 飯塚高等学校
 - 鞍手高等学校
 - 嘉穂高等学校
 - 浮羽工業高等学校
 - 祐誠高等学校
 - 大川樟園高等学校
 - 大牟田高等学校
 - 三池工業高等学校
 - 八女工業高等学校
 - 久留米筑水高等学校
 - 福島高等学校
 - 八女農業高等学校
 - 明善高等学校

- 高校
- 小倉工業高等学校
 - 真鍮館高等学校
 - 戸畑工業高等学校
 - 豊国学園高等学校
 - 八幡工業高等学校
 - 刈田工業高等学校
 - 希望が丘高等学校
 - 行橋高等学校
 - 小倉商業高等学校
 - 若松商業高等学校
 - 折尾高等学校
 - 遠賀高等学校
 - 北九州市立高等学校
 - 慶成高等学校
 - 八幡高等学校
 - 香椎工業高等学校
 - 九州高等学校
 - 博多工業高等学校
 - 福岡工業高等学校
 - 松城高等学校
 - 福岡第一高等学校
 - 九州産業高等学校
 - 筑紫台高等学校
 - 筑陽学園高等学校
 - 水産高等学校
 - 宇美商業高等学校
 - 博多青松高等学校
 - 福岡農業高等学校
 - 朝倉東高等学校
 - 朝倉光陽高等学校

出典:福岡県教育委員会「令和元年度教育概況」

UIJターン就職の促進

福岡県は、東京圏、近畿圏及び中京圏の63の大学等と「UIJターン就職支援協定」を締結しています。協定締結大学と連携、協力して、学生に向けてUIJターン就職に関する情報の提供や学内で県内企業の説明会、座談会を行うなど、福岡県へのUIJターン就職を促進しています。



協定締結校で実施した座談会の様子

人材確保支援事業

福岡県は、マッチング支援等、人材確保に向けたさまざまな支援を行っています。

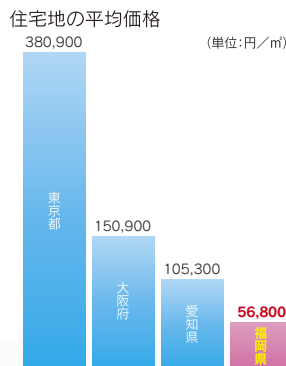
- 福岡県正規雇用促進企業支援センター事業
- 福岡県若者就職支援センター事業
- 福岡県子育て女性就職支援センター事業
- 障害者就業・生活支援センター事業
- 福岡県障がい者雇用拡大事業
- 福岡県中高年就職支援センター事業
- 東京圏等からの移住・就業支援事業
- 生涯現役社会推進事業
- シルバー人材センター育成・強化事業

ゆとりある生活とローコストな ビジネス環境を向上する 「クオリティ・オブ・ライフ」

福岡県のメリット

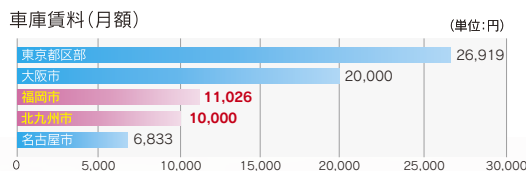
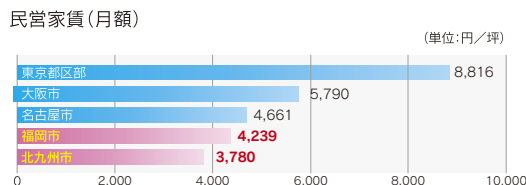
福岡県は、住宅事情・消費者物価がとてもリーズナブル。ゆとりのある生活が福岡の魅力で、その魅力は海外からも評価されています。

安価な住宅環境



出典:国土交通省「令和3年度都道府県地価調査」

家賃及び車庫代



出典:総務省統計局「小売物価統計調査(2022年5月)」

街の住み心地の良さ

大東建託が発表した「街の住みこちランキング2022」で福岡は4位にランクインしました。行政サービス、物価家賃、交通利便性等で高い評価を受けました。



「写真提供:福岡市」

都道府県	順位
東京都	1位
兵庫県	2位
神奈川県	3位
福岡県	4位
沖縄県	5位



「写真提供:福岡市」

都市名	順位
大阪	1位
京都	2位
福岡	3位
横浜	4位
名古屋	5位
神戸	6位
仙台	7位
金沢	8位

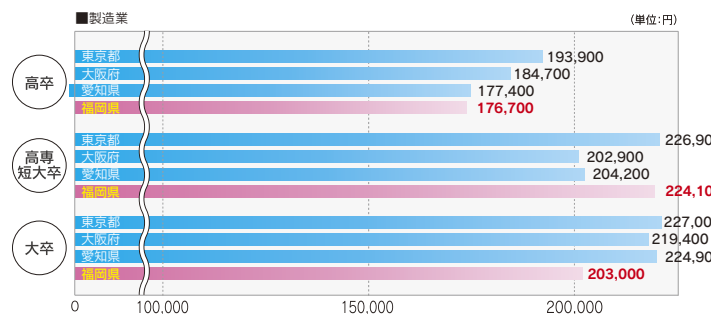
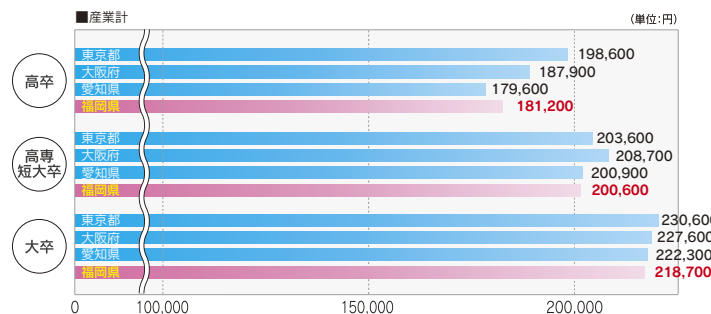
※東京を除く都市

高い都市総合力~Global Power City~

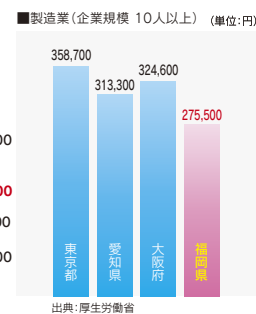
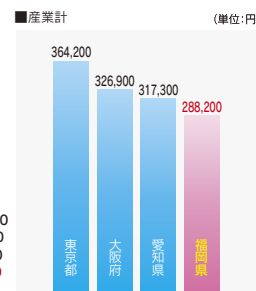
森記念財団都市戦略研究所が発表した「日本の都市特性評価(2022年版)」で福岡は(東京都を除く138都市のうち)3位にランクインしました。

中でも、「経済・ビジネス」、「交通・アクセス」分野において非常に高い評価を受けました。

新卒者初任給



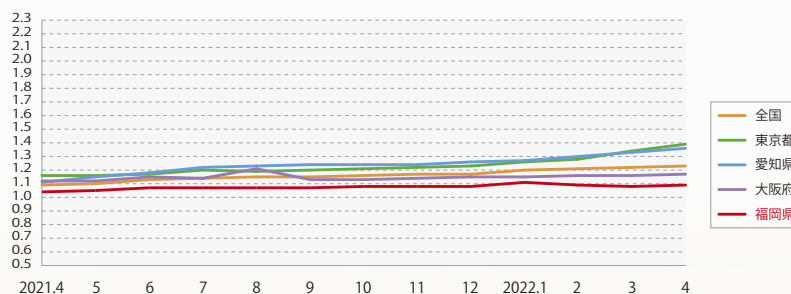
労働者平均所定内給与額



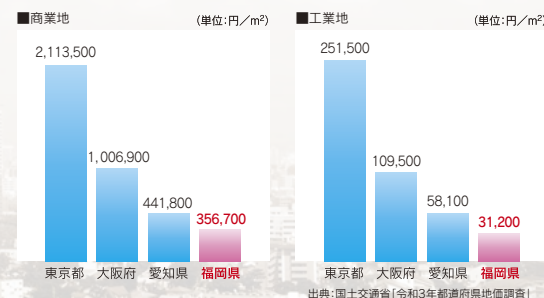
出典:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査」

有効求人倍率(季節調整値)

出典:厚生労働省総計表データベース

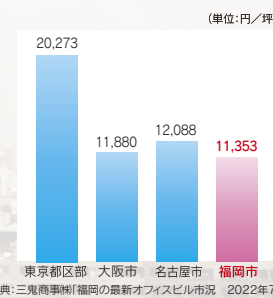


土地の平均価格



出典:国土交通省「令和3年度都道府県地価調査」

オフィス賃料(全国ビジネス地区平均賃料)



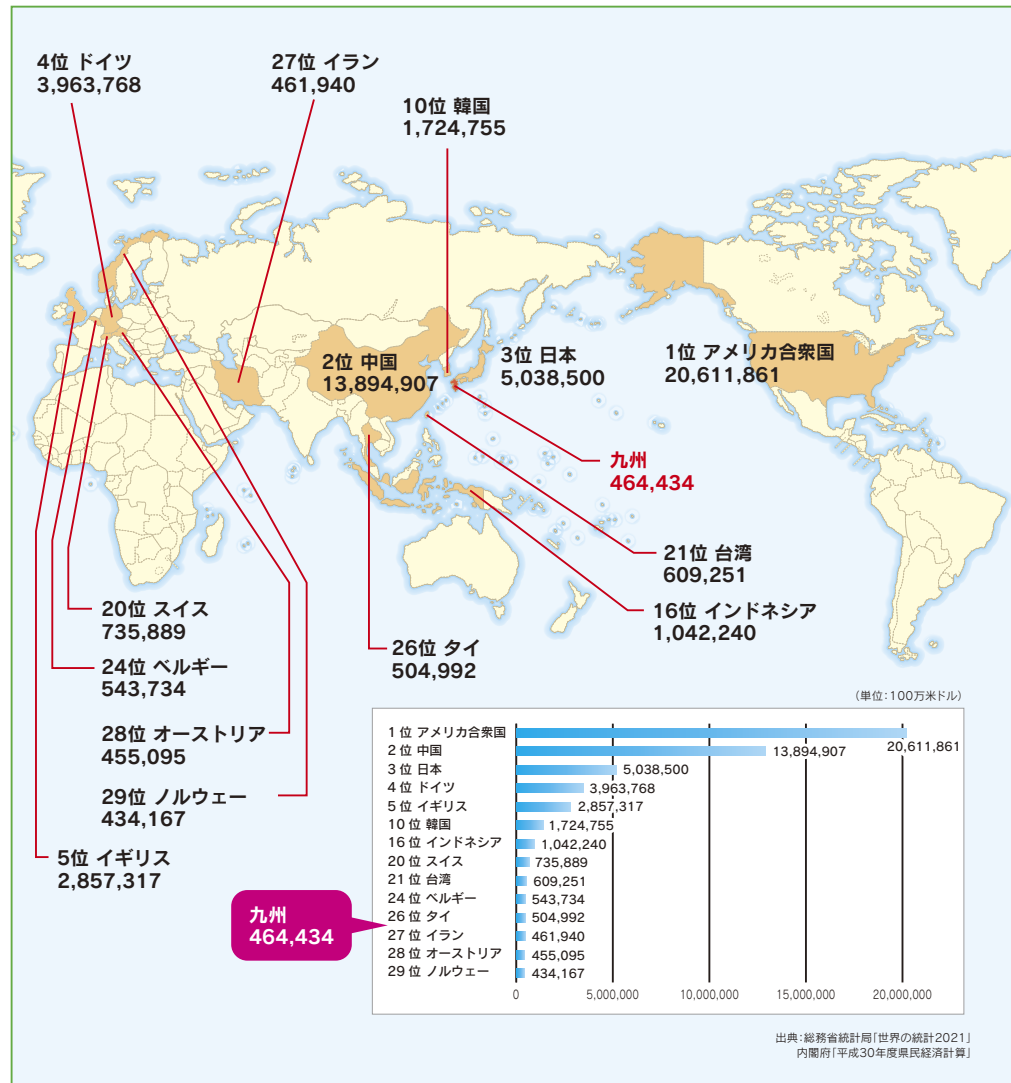
出典:三菱商事㈱「福岡の最新オフィスビル市況 2022年7月号」

一国規模の九州経済 成長を続けるアジア市場

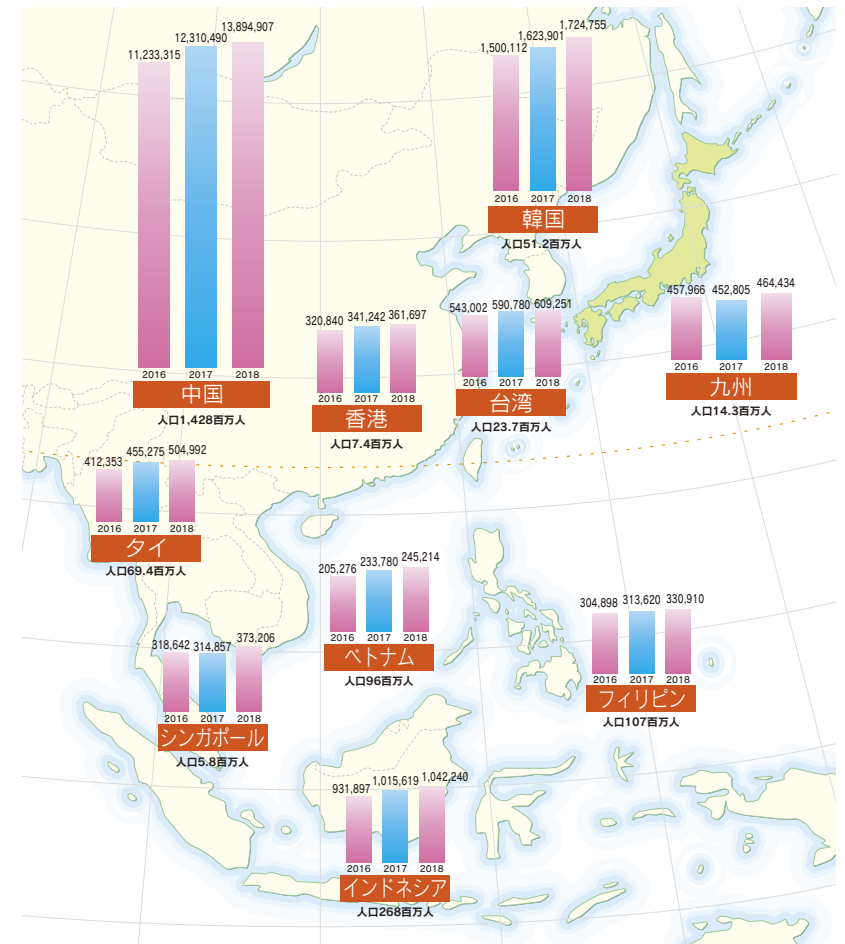
福岡県のメリット

イラン、オーストリア、ノルウェーなど一国の経済規模に匹敵する九州経済。
今後も成長を続けるアジア経済の活力を取り込む拠点として、アジアの玄関口である福岡への立地をご検討ください。

●九州を一国と見立てたGDPの国際比較

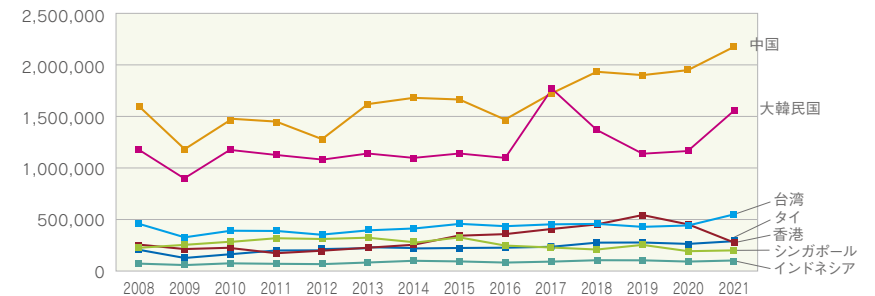


●東アジア・東南アジアのGDPの推移 (単位:100万米ドル)



出典：総務省統計局「世界の統計2021」
内閣府「平成30年度県民経済計算」

●九州からアジア各国への輸出額の推移 (単位:百万円)



優遇制度目次

■ 県の優遇制度

優遇制度	制度名	お問い合わせ先	掲載ページ
補助金	福岡県企業立地促進交付金	福岡県企業立地課企業誘致係 092-643-3441	P33~35
補助金	福岡県グリーンアジア国際戦略総合特区中小企業設備投資促進補助金	福岡県産業特区推進室 092-643-3416	P33

■ 市町村の優遇制度

市町村	補助金・融資 (掲載ページ)	税 (掲載ページ)	お問い合わせ先	市町村	補助金・融資 (掲載ページ)	税 (掲載ページ)	お問い合わせ先
北九州市	P37	P51	産業経済局企業立地支援部企業立地支援課 093-582-2065	糸島市	P47	P53	商工観光課企業立地係 092-332-2080
福岡市	P39	P51	経済観光文化局創業・立地推進部 企業誘致課企業誘致係 092-711-4849	那珂川市	P47	P53	産業課産業振興担当 092-408-9864
大牟田市	P42	P51	産業振興課企業立地担当 0944-41-2752	宇美町	—	P53	管財課契約資産係 092-934-2268
久留米市	P42	—	商工観光労働部企業誘致推進課 0942-30-9135	芦屋町	—	P53	産業観光課商工観光係 093-223-3542
直方市	P43	P51	商工観光課工業・交通係 0949-25-2157	水巻町	—	P53	産業環境課産業振興係 093-201-4321(内線267)
飯塚市	P43	P51	企業誘致課企業誘致推進係 0948-22-5500	岡垣町	—	P53	産業振興課企業誘致・商工観光係 093-282-1211(内線106)
田川市	P44	P51	建設経済部産業振興課企業雇用係 0947-85-7145	遠賀町	P48	P54	産業振興課商工振興係 093-293-8233
柳川市	P44	P51	商工・ブランド振興課商工・企業誘致推進係 0944-77-8762	小竹町	P48	P54	企画調整課商工観光係 09496-2-1214
八女市	P44	P51	企業誘致課誘致計画係 0943-23-1153	鞍手町	—	P54	地域振興課商工振興係 0949-42-2111(内線342・343)
筑後市	P44	P51	商工観光課企業対策担当 0942-65-7024	桂川町	—	P54	企画財課企画調整広報係 0948-65-1085
大川市	P44	—	インテリア課おかわセールス係 0944-85-5570	筑前町	P48	P54	都市計画課都市計画係 0946-42-6641
行橋市	P44	P51	企業立地課企業立地係 0930-25-9766	東峰村	—	P54	企画政策課企画調整係 0946-72-2311(内線122)
豊前市	P45	P51	産業建設部商工観光課企業立地係 0979-82-1111(内線1262)	大刀洗町	—	P54	産業課農政商工係 0942-77-6201
中間市	—	P52	産業振興課商工企業誘致係 093-246-6235	大木町	P48	P54	産業振興課 0944-32-1063
小郡市	P45	P52	商工・企業立地課地域開発推進室 0942-72-2111(内線143)	香春町	—	P54	まちづくり課地方創生係 0947-32-8408
筑紫野市	P45	P52	都市計画課計画担当 092-923-1111(内線543)	添田町	—	P55	地域産業推進課商工業振興係 0947-82-5962
宗像市	P45	P52	秘書政策課秘書政策係 0940-36-1055	糸田町	P48	—	地域振興課 0947-26-4025
太宰府市	P46	—	産業振興課商工・農政係 092-921-2121(内線440)	川崎町	—	P55	商工観光課商工観光係 0947-72-3000(内線225・226)
古賀市	P46	P52	商工政策課企業支援係 092-924-1176	福智町	P48	P55	まちづくり総合政策課地域振興係 0947-22-7766
うきは市	P47	P52	都市計画課備課計画・調整係 0943-76-9063	苅田町	P49	—	交通商工課商工・企業立地担当 093-434-1114
宮若市	P47	P52	まちづくり推進課地域振興係 0949-32-0773	みやこ町	—	P55	観光まちづくり課まちづくり推進係 0930-32-2512
嘉麻市	—	P52	産業振興課企業誘致係 0948-42-7451	吉富町	P49	P55	地域振興課地域活性化係 0979-24-1177
朝倉市	—	P53	商工観光課商工労働係 0946-28-7862	上毛町	P50	P55	開発交流推進課開発交流推進係 0979-72-3111(内線232)
みやま市	P47	P53	商工観光課企業誘致推進室 0944-64-1543	築上町	P50	P55	産業課商工係 0930-52-0001(内線180)

■ その他の優遇制度

優遇制度	制度名	お問い合わせ先	掲載ページ
税	本社機能の移転・拡充に関する優遇措置	福岡県企業立地課企業誘致係 092-643-3441	P36
税	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法	該当ページ参照	P56
税	グリーンアジア国際戦略総合特区	福岡県産業特区推進室 092-643-3416	P56
税	地域経済牽引事業	福岡県産業特区推進室 092-643-3416	P57
融資	地域総合整備資金貸付(ふるさと融資)	該当ページ参照	P58
補助金	地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)	福岡労働局福岡助成金センター 092-411-4701	P58

県の優遇制度

● 福岡県企業立地促進交付金(この制度の適用に際しましては、必ず事前にご相談ください。)

● 製造・事業施設に対する交付金

	対象業種	交付要件 (①・②の両方を満たすこと)	交付金の算出根拠 (交付額 1,000 円未満の端数は切り捨て)	限度額
移転 (※1)	製造業 ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 (コンタクトセンターを除く) データセンター デザイン業 機械設計業	①設備投資額 5 億円以上 (土地を除く。賃借の場合は、 固定資産評価額) ②業務施設床面積 1,000㎡ 以上	1. 業務施設の床面積 (㎡) × 3,000 円 2. 社宅の取得・改修費 (※2) の 2% 3. 社宅の年間賃借額 (※3) の 1/2 4. 県民 1 名 × 30 万円 (操業から3年間の雇用が対象)	5 億円
	製造業 (※4) グリーンアジア 国際戦略総合 特区指定区域	①設備投資額 5 億円以上 (土地を除く。賃借の場合は、 固定資産評価額) ②県民の新規雇用 10 人以上 (※5)	1. 設備投資額の 2% 2. 業務施設・設備機器の年間賃借額の 1/2 3. 社宅の取得・改修費 (※2) の 2% 4. 社宅の年間賃借額 (※3) の 1/2 5. 県民 1 名 × 30 万円 (操業から3年間の雇用が対象)	1 億円 1 億円
新設または増設	道路貨物運送業 データセンター (※6)	①設備投資額 3 億円以上 (土地を除く。賃借の場合は、 固定資産評価額) ②県民の新規雇用 10 人以上 (※5)	1. 設備投資額の 2% 2. 業務施設・設備機器の年間賃借額の 1/2 3. 社宅の取得・改修費 (※2) の 2% 4. 社宅の年間賃借額 (※3) の 1/2 5. 県民 1 名 × 30 万円 (操業から3年間の雇用が対象)	1 億円
	ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 (コンタクトセンターを除く) デザイン業 機械設計業 グリーンアジア 国際戦略総合 特区指定区域	①設備投資額 1 千万円以上 (土地を除く) または 設備機器年間賃借料 2 百万円以上 ②県民の新規雇用 10 人以上 (※5)	1. 設備投資額の 2% 2. 業務施設・設備機器の年間賃借額の 1/2 3. 社宅の取得・改修費 (※2) の 2% 4. 社宅の年間賃借額 (※3) の 1/2 5. 県民 1 名 × 30 万円 (操業から3年間の雇用が対象)	1 億円
	コンタクトセンター	(北九州市・福岡市の場合) ①設備投資額 3 千万円以上 (土地を除く) または 設備機器年間賃借料 ② 50 万円以上 ③ 県民の新規雇用 50 人以上 (※5) (北九州市・福岡市以外の場合) ①設備投資額 1 千万円以上 (土地を除く) または 設備機器年間賃借料 2 百万円以上 ② 県民の新規雇用 10 人以上 (※5)	1. 設備投資額の 2% 2. 業務施設・設備機器の年間賃借額の 1/2 3. 社宅の取得・改修費 (※2) の 2% 4. 社宅の年間賃借額 (※3) の 1/2 5. 県民 1 名 × 30 万円 (操業から1年間の雇用が対象)	1 億円

● 特定業務施設に対する交付金 * 上記交付金との併用可
(本社機能部門(調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門など)を有する施設)

	対象業種	交付要件	交付金の算出根拠 (交付額 1,000 円未満の端数は切り捨て)	限度額
移転・新設・増設	(上記対象業種含む) 全業種	本社機能に従事する従業員が 10 人 (中小企業者 5 人) 以上 増加し、そのうち 5 人 (中 小企業者 3 人) 以上が県民の 新規雇用であること (※5)	1. 設備投資額の 2% 2. 業務施設・設備機器の年間賃借額の 1/2 3. 社宅の取得・改修費 (※2) の 2% 4. 社宅の年間賃借額 (※3) の 1/2 5. 県民 1 名 (移転者含む) × 30 万円 (操業から3年間の雇用が対象)	(研究開発部門以外) 1 億円
	グリーンアジア 国際戦略総合 特区指定区域	上記 1～5 の合計に業務施設が立地する市町村の財 政力指数に応じた交付率を乗じる (下表参照)	上記 1～5 の合計に業務施設が立地する市町村の財 政力指数に応じた交付率を乗じる (下表参照)	(研究開発部門) 5 億円 なお、設備分交付額 (左記 1～4) の限度額は 1 億 5 千万円

市町村の財政力指数	0.77 以上	0.63 以上 0.77 未満	0.63 未満
交付率	1/2	3/4	1

(※1) 福岡県内の工場等が、同じく福岡県内の別の場所に移転する場合 (※5) ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和 35 年法律第 123 号)
(※2) 社宅を 5 戸 (中小企業者 3 戸) 以上取得若しくは改修する場合 第 2 条に規定する障害者を雇用したとき、合計数を 1 名につき 1.5 名
(※3) 社宅を 5 戸 (中小企業者 3 戸) 以上賃借する場合 で算定する。
(※4) 「特別産業」に該当するものは、交付率及び限度額の引き上げあり (※6) 設備投資額 50 億円以上の場合は、交付率及び限度額の引き上げあり
(詳細は P34) (詳細は P34)

● 福岡県グリーンアジア国際戦略総合特区中小企業設備投資促進補助金

対象地域	対象者	交付要件 (①・②の両方を満たすこと)	対象経費	助成額	限度額
県内全域	特区事業者が部品や素材を供給する、福岡県内で事業を行う中小企業 (※1)	①設備等の取得額の合計が生産設備の場合は 500 万円以上、開発設備の場合は 250 万円以上 ②特区事業者でない	県内で新設または増設する設備等の購入、設備等の経費 なお、土地・建物等の取得経費は除く	対象経費の合計額の 15% <25%> 以内 (※2)	400 万円 <600 万円> (※2)

(※1) 中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する者
(※2) <> 内は特別枠：半導体、蓄電池 (車載用)、洋上風力発電機、水素エネルギーに関する一定の専門の用に供する設備を取得する場合

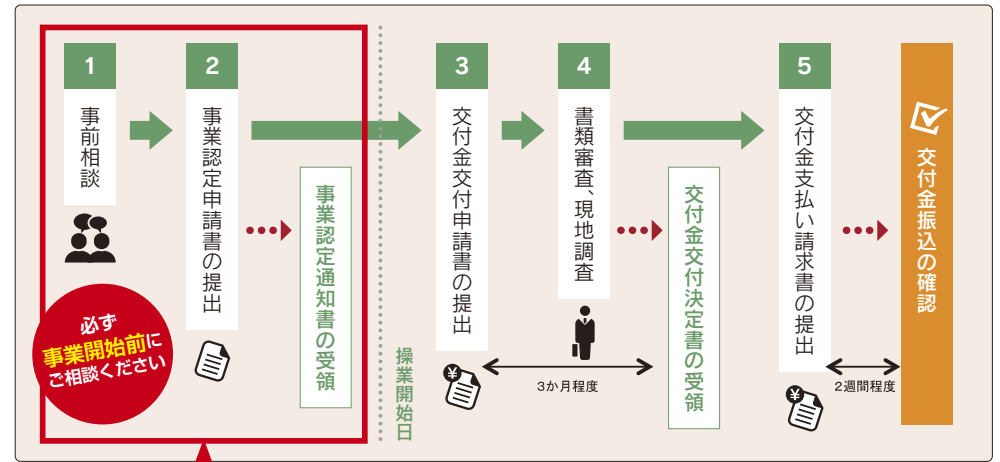
県の優遇制度

●福岡県企業立地促進交付金(この制度の適用に際しましては、必ず事前にご相談ください。)

●製造・事業施設に対する交付金(特例産業)

対象業種	特例産業	交付要件 (①-1 又は①-2・②・③の全てを満たすこと)	交付金の算出根拠 (交付額 1,000 円未満の端数は切り捨て)	限度額
新設または増設	航空宇宙関連	①-1 航空機・同附属品製造業、宇宙機器産業 ①-2 上記①-1の事業所に直接部品等を納入する事業所でその割合が50%を超えるもの ②設備投資額5億円以上(土地を除く。賃借の場合は、固定資産評価額) ③県民の新規雇用10人以上(※5)	1 設備投資額の2% 2 業務施設・設備機器の年間賃借額の1/2(3年間) 3 社宅の取得・改修費(※2)の2% 4 社宅の年間賃借額(※3)の1/2 5 県民1名×30万円(操業から3年間の雇用が対象) 上記1～5の合計に業務施設が立地する市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じる(P33参照) ※特例産業に該当する場合は上記1に市町村の財政力指数を加味した交付率に8%加算	10億円
	グリーンデバイス(半導体)関連	①-1 半導体素子・半導体デバイス、半導体モジュール製造業 ①-2 上記①-1の事業所に直接部品等を納入する事業所でその割合が50%を超えるもの又は半導体製造装置製造業 ②設備投資額5億円以上(土地を除く。賃借の場合は、固定資産評価額) ③県民の新規雇用10人以上(※5)	1 設備投資額の2% 2 業務施設・設備機器の年間賃借額の1/2 3 社宅の取得・改修費(※2)の2% 4 社宅の年間賃借額(※3)の1/2 5 県民1名×30万円(操業から3年間の雇用が対象) 上記1～5の合計に業務施設が立地する市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じる(P33参照) ※特例産業に該当する場合は上記1に市町村の財政力指数を加味した交付率に3%加算 ※グリーンアジア国際戦略総合特区特例に該当する場合は上記1に市町村の財政力指数を加味した交付率に5%加算	
	蓄電池関連	①蓄電池製造業 ②設備投資額100億円以上(土地を除く。賃借の場合は、固定資産評価額) ③県民の新規雇用50人以上(※5)	1 設備投資額の2% 2 業務施設・設備機器の年間賃借額の1/2 3 社宅の取得・改修費(※2)の2% 4 社宅の年間賃借額(※3)の1/2 5 県民1名×30万円(操業から3年間の雇用が対象) 上記1～5の合計に業務施設が立地する市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じる(P33参照) ※特例産業に該当する場合は上記1に市町村の財政力指数を加味した交付率に3%加算 ※グリーンアジア国際戦略総合特区特例に該当する場合は上記1に市町村の財政力指数を加味した交付率に5%加算	
	バイオ関連(製薬製造)	①医薬品製造業 ②設備投資額90億円以上(土地を除く。賃借の場合は、固定資産評価額) ③県民の新規雇用20人以上(※5)	1 設備投資額の2% 2 業務施設・設備機器の年間賃借額の1/2 3 社宅の取得・改修費(※2)の2% 4 社宅の年間賃借額(※3)の1/2 5 県民1名×30万円(操業から3年間の雇用が対象) 上記1～5の合計に業務施設が立地する市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じる(P33参照) ※特例産業に該当する場合は上記1に市町村の財政力指数を加味した交付率に8%加算	
	洋上風力発電機関連	①-1 洋上風力発電機製造業 ①-2 上記①-1の事業所に直接部品等を納入する事業所でその割合が50%を超えるもの ②設備投資額5億円以上(土地を除く。賃借の場合は、固定資産評価額) ③県民の新規雇用10人以上(※5)	1 設備投資額の2% 2 業務施設・設備機器の年間賃借額の1/2 3 社宅の取得・改修費(※2)の2% 4 社宅の年間賃借額(※3)の1/2 5 県民1名×30万円(操業から3年間の雇用が対象) 上記1～5の合計に業務施設が立地する市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じる(P33参照) ※特例産業に該当する場合は上記1に市町村の財政力指数を加味した交付率に3%加算 ※グリーンアジア国際戦略総合特区特例に該当する場合は上記1に市町村の財政力指数を加味した交付率に5%加算	
	水素エネルギー関連	①-1 水素解装置、FCモビリティ、燃料電池、水素ステーション製造業 ①-2 上記①-1の事業所に直接部品等を納入する事業所でその割合が50%を超えるもの ②設備投資額5億円以上(土地を除く。賃借の場合は、固定資産評価額) ③県民の新規雇用10人以上(※5)	1 設備投資額の2% 2 業務施設・設備機器の年間賃借額の1/2 3 社宅の取得・改修費(※2)の2% 4 社宅の年間賃借額(※3)の1/2 5 県民1名×30万円(操業から3年間の雇用が対象) 上記1～5の合計に業務施設が立地する市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じる(P33参照) ※特例産業に該当する場合は上記1に市町村の財政力指数を加味した交付率に3%加算 ※グリーンアジア国際戦略総合特区特例に該当する場合は上記1に市町村の財政力指数を加味した交付率に5%加算	
データセンター	データセンター	①設備投資額50億円以上(土地を除く。賃借の場合は、固定資産評価額) ②県民の新規雇用10人以上(※5)	1 設備投資額の2% 2 業務施設・設備機器の年間賃借額の1/2 3 社宅の取得・改修費(※2)の2% 4 社宅の年間賃借額(※3)の1/2 5 県民1名×30万円(操業から3年間の雇用が対象) 上記1～5の合計に業務施設が立地する市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じる(P33参照) ※特例産業に該当する場合は上記1に市町村の財政力指数を加味した交付率に8%加算	

企業立地促進交付金申請手続の流れ



※雇用に関する交付金は1年間の継続雇用を確認した後の申請

交付金の交付にあたっては、**事業開始前に、事業計画についての確認が必須**となります。

県優遇制度シミュレーション

設定条件(事例)

業種	投資額		雇用
	土地	設備	県民新規雇用
自動車部品製造業	2億5,000万円	10億円	20人

※財政力指数0.63未満の市町村に立地した場合

グリーンアジア国際戦略総合特区制度の県独自の優遇制度を適用

- 福岡県企業立地促進交付金の5%加算^{※1}
- 不動産取得税の免除

シミュレーション結果(概算)

※市町村独自の優遇制度がある場合、併用が可能です。

	福岡県企業立地促進交付金			不動産取得税の免除 ^{※2}	計 ^{※3}
	設備(投資額の2%)	設備(特区加算分)(投資額の5%)	雇用(一人当たり30万円)		
通常	2,000万円	—	600万円	—	2,600万円
特区特例適用	2,000万円	5,000万円	600万円	3,325万円	1億925万円

※1 当該対象事業については総合特別区域法に規定する指定法人が特区の区域内で環境性能の高い製品を製造すること等の一定の条件があります。

※2 不動産取得税については投資額の7割を固定資産税評価額、税率は土地評価額の3%、建物評価額の4%と仮定。

※3 条件によって適用できる優遇制度が異なります。詳細はお尋ねください。

本社機能の移転・拡充に関する優遇措置

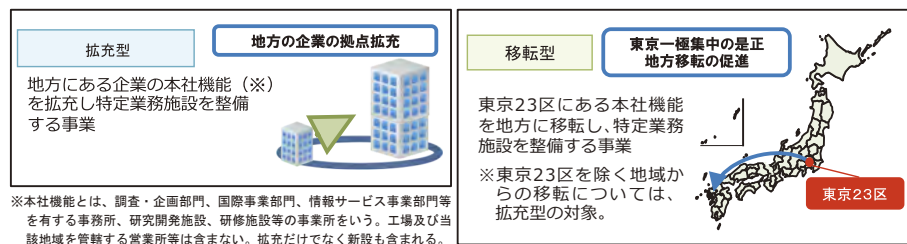
国の制度の概要

- 国は、地方における本社機能（特定業務施設）の移転・拡充を促進するため、地域再生法の改正により、事業者に対する税制優遇措置を創設しました。
- 県が策定し国の認定を受けた地域再生計画に基づき、事業者が県知事から地域活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下、整備計画）の認定を受けた場合、課税の特例等の優遇措置を受けることができます。

<整備計画の認定を受けるための条件>

- ①本社機能の移転・拡充であること
- ②移転・拡充を始める前（着工前又は賃貸借契約前）であること
- ③地域再生計画で指定する区域内への移転・拡充であること
- ④本社機能に従事する従業員数が5人（中小企業者1人）以上増加すること 等

国の税制上の特例措置



オフィス減税	<p>オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却15%又は税額控除4% (措置対象：建物、建物附属設備、構築物) (取得価額要件：2,500万円以上 (中小企業者1,000万円以上))</p>	オフィス減税	<p>オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却25%又は税額控除7% (措置対象：建物、建物附属設備、構築物) (取得価額要件：2,500万円以上 (中小企業者1,000万円以上))</p>
<p><適用要件> ・整備計画認定日の翌日以後3年を経過するまでに取得し、事業の用に供することが必要 ・同一建物内に特定業務施設以外の業務部門（工場等）を有する場合の取得価格は床面積按分により算出</p>			

雇用促進税制	<p>増加雇用者1人当たり、以下の金額を税額控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新規雇用者（有期雇用又はパート除く）：30万円 ●転勤者（有期雇用又はパート除く）：20万円 	雇用促進税制	<p>①増加雇用者1人当たり、以下の金額を税額控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新規雇用者（有期雇用又はパート除く）：50万円 ●転勤者（有期雇用又はパート除く）：40万円 <p>②①に加え、1人当たり40万円上乗せ</p> <p>③上乗せ分40万円は、雇用を維持していれば、最大3年間継続（ただし、当該特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した後は不適用）</p>
<p><適用要件> ・適用年度及びその前事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと 等 ・非正規の新規雇用者は対象外。 ・同一事業年度におけるオフィス減税との併用不可（移転型の上乗せ分除く）。</p>			

県の税制上の特例措置

- ・ 事業税（所得割・収入割）
特別償却設備に係る部分を3事業年度にわたり不均一課税
(1年目：1/2、2年目：3/4、3年目：7/8)
- ・ 不動産取得税（標準税率 建物4%、土地3%）
建物0.4%、土地（該当建物にかかる部分のみ）0.3%の不均一課税

※整備計画の認定日の翌日から3年以内に、特別償却設備（特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額3,800万円以上（中小企業者等は1,900万円以上））を取得すること。

※また、土地については取得日の翌日から1年以内に建物を着工した場合に限る。

市町村の優遇制度（補助金・融資）

市町村名	区分 (補助金・融資)	対象者の要件	内容	条例・制度名
北九州市	補助金	【対象企業】 ・以下の業種に属する工場、事業所の新設・増設（既存設備の更新のみ、事業所等の移転のみは対象外） 製造業、自然科学研究所、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、デザイン業、機械設計業、エンジニアリング業、総合リース業、産業用機器器具賃貸業、事務用機器器具賃貸業、機械修理業、広告代理業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業、経営コンサルタント業、荷捌き施設、保管施設及び流通加工施設を設置する企業、賃貸施設（別途要件があります。詳細についてはお問い合わせください）		北九州市企業立地促進補助金
		【設備投資に対する補助】 ・新規常用雇用者5人以上（市内中小企業3人以上）、次のいずれかに該当する従業員 ⇒ 福岡県民で新規に雇用された者 ⇒ 新規雇用・転勤・出向で北九州市民の者	①土地代を含む投資額の2～3% ②年間賃借料（初年度分）の1/2 (①+②の合計10億円以内)	
		【雇用に対する補助】 ・交付の対象となる新規常用雇用者5人以上（市内中小企業3人以上） ※交付の対象者は、次に該当する従業員 ⇒ 上記の新規常用雇用者のうち1年以上勤務し1年以上市内に住所を有している者	新規常用雇用者 (①市民で新たに雇用された者、②新規雇用、出向又は転勤によって新たに市民になった者)1人当たり30万円(限度なし) ※短時間労働者は15万円	
補助金	補助金	【対象企業】 ・市内企業（主に製造業）の拡充（マザー工場化）や拠点の集約のための新設・増設（既存設備の更新のみ、事業所等の移転のみは対象外）		北九州市市内企業拡充支援型企業立地促進補助金
		【設備投資に対する補助】 ・新規常用雇用者20人以上（市内中小企業5人以上）、次のいずれかに該当する従業員 ⇒ 福岡県民で新規に雇用された者 ⇒ 新規雇用・転勤・出向で北九州市民の者 ※新規常用雇用者の過半数以上は北九州市民であること ※市内大学新卒者又は障がい者を雇った場合は、その1人をもって2人の新規常用雇用者に相当することができる ・投資額：5億円以上(中小企業は2億5,000万円以上)	①土地代を含む投資額の6～7% ②年間賃借料（初年度分）の1/2 (①+②の合計5億円以内)	
		【雇用に対する補助】 ・交付の対象となる新規常用雇用者20人以上（市内中小企業5人以上） ※交付の対象者は、次に該当する従業員 ⇒ 上記の新規常用雇用者のうち1年以上勤務し1年以上市内に住所を有している者 ・投資額：5億円以上(中小企業は2億5,000万円以上)	新規常用雇用者 (①市民で新たに雇用された者、②新規雇用、出向又は転勤によって新たに市民になった者)1人当たり30万円。正社員は20万円上乗せ（限度なし） ※短時間労働者は15万円	
補助金	補助金	【対象企業】 ・企業の本社機能等の移転・拡充、本社機能等が入居するオフィスビル（賃貸施設）の建設企業		北九州市大規模型本社機能等移転促進補助金
		【設備投資に対する補助】 ・新規常用雇用者50人以上、次のいずれかに該当する従業員 ⇒ 福岡県民で新規に雇用された者 ⇒ 新規雇用・転勤・出向で北九州市民の者 ※新規常用雇用者の過半数以上は北九州市民であること ※市内大学新卒者又は障がい者を雇った場合は、その1人をもって2人の新規常用雇用者に相当することができる ・投資額：市外企業5億円以上、市内企業2億円以上、オフィスビル建設企業15億円以上	①土地代を含む投資額の20～33% (新規雇用者数に応じて変動) ②年間賃借料（初年度分）の1/2 (①+②の合計5億円以内)	
		【雇用に対する補助】 ・交付の対象となる新規常用雇用者50人以上 ※交付の対象者は、次に該当する従業員 ⇒ 上記の新規常用雇用者のうち1年以上勤務し1年以上市内に住所を有している者 ・投資額：市外企業5億円以上、市内企業2億円以上、オフィスビル建設企業15億円以上	新規常用雇用者 (①市民で新たに雇用された者、②新規雇用、出向又は転勤によって新たに市民になった者)1人当たり30万円。正社員は20万円上乗せ（限度なし） ※短時間労働者は15万円	

市町村の優遇制度(補助金・融資)

市町村名	区分 (補助金・融資)	対象者の要件	内容	条例・制度名
北九州市	補助金	【対象企業】 ・企業の本社機能等の移転・拡充		北九州市中規模型本社機能等移転促進補助金
		【設備投資に対する補助】 ・新規常用雇用者 20人以上(市内中小企業 10人以上)、次のいずれかに該当する従業者 ⇒ 福岡県民で新規に雇用された者 ⇒ 新規雇用・転勤・出向で北九州市民の者 ※新規常用雇用者の過半数以上は北九州市民であること ※市内大学新卒者又は障がい者を雇用した場合は、その1人をもって2人の新規常用雇用者に相当することができる ・投資額：市外企業 5億円以上(中小企業は 2億 5,000万円以上)、市内企業 2億円以上(中小企業は 1億円以上)	①土地代を含む投資額の6～7% ②年間賃借料(初年度分)の1/2 (①+②の合計5億円以内)	
	【雇用に対する補助】 ・交付の対象となる新規常用雇用者 20人以上 ※交付の対象者は、次に該当する従業者 ⇒ 上記の新規常用雇用者のうち 1年以上勤務し 1年以上市内に住所を有している者 ・投資額：市外企業 5億円以上(中小企業は 2億 5,000万円以上)、市内企業 2億円以上(中小企業は 1億円以上)	新規常用雇用者 (①)市民で新たに雇用された者、②新規雇用、出向又は転勤によって新たに市民になった者) 1人当たり 30万円。 正社員は 20万円上乗せ(限度なし) ※短時間労働者は 15万円		
	【対象企業】 ・企業の本社機能等の移転・拡充に伴い、市内オフィスビルに事業所を設置する企業		北九州市オフィス賃借型本社機能等移転補助金	
補助金	【資料に対する補助】 新規常用雇用者 20人以上、次のいずれかに該当する従業者 ⇒ 福岡県民で新規に雇用された者 ⇒ 新規雇用・転勤・出向で北九州市民の者 ※新規常用雇用者の過半数以上は北九州市民であること。 ※市内大学新卒者又は障がい者を雇用した場合は、その1人をもって2人の新規常用雇用者に相当することができる	事務所設置後 5年間の賃料・共益費の1/2 (限度額は、5年間で2,500万円) ※5年間の雇用計画が100人以上の場合は、2億5,000万円		
	【雇用に対する補助】 交付の対象となる新規常用雇用者 20人以上 ※交付の対象者は、次に該当する従業者 ⇒ 上記の新規常用雇用者のうち 1年以上勤務し 1年以上市内に住所を有している者	事業所設置後 5年間の新規常用雇用者 (①)市民で新たに雇用された者、②新規雇用、出向又は転勤によって新たに市民になった者) 1人当たり 30万円。正社員は、20万円上乗せ(限度なし) ※短時間労働者は、15万円		
	【対象企業】 ・以下の業種に属し、市内オフィスビルに事業所を設置する企業 自然科学研究所、コンタクトセンター、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、インターネット付随サービス業 ※上記事業所のうち、店舗を有し不特定多数の個人を対象とする事業及び市長が要綱的に合致しないと認める事業を除く		北九州市オフィス立地促進補助金	
補助金	【資料に対する補助】 ・市内企業(新設)か、現事業所に加えて新たな事業所を設置する市内企業(増設) ・新規常用雇用者 3人以上	事業所設置後3年間の賃料・共益費の1/2 (限度額は3年間で1,500万円) ※3年間の雇用計画が100人以上の場合は1億5,000万円		
	【雇用に対する補助】 ・市内企業(新設)か、現事業所に加えて新たな事業所を設置する市内企業(増設) ・新規常用雇用者 3人以上	事業所設置後 3年間の新規常用雇用者(①)市民で新たに雇用された者、②新規雇用、出向又は転勤によって新たに市民になった者) 1人当たり 30万円 ※短時間労働者は 15万円(限度額なし)		
	【改修費用に関する補助】 ・市内企業(新設)か、現事業所に加えて新たな事業所を設置する市内企業(増設) ・新規常用雇用者 3人以上	通信工事・感染防止対策等オフィス改修費用の1/2 (限度額は300万円) ※本社機能移転を伴う場合は500万円		
補助金	【対象企業】 市内オフィスビル、商業ビルの所有者 【対象要件】 ① 100坪以上の賃貸借契約を予定するオフィス(耐震基準を満たしていないビルは除く。) ② ソフトウェア業、情報処理サービス業、コンタクトセンター業等の企業が入居予定のオフィス ③ OAフロアの新規設置工事を行う、又はOAフロアの改修工事を行うこと。	【補助対象経費】 ① OAフロア化、又はOAフロアの改修工事 ※なお、①と併せて次の②～⑥に該当する工事のいずれかを行う場合は、当該工事費用を含む。 ② トイレの新設又は改修工事 ③ 居室環境設置工事(パーテーション設置、照明の設置・更新など) ④ 消費電力を100%再生可能エネルギーに転換するための改修工事 ⑤ 共用部分の改修工事 ⑥ 感染症の拡大を防止する内装材への改修工事 【交付額】 補助対象経費(消費税相当額を除く)の20/100以内(5億円以内)	北九州市オフィスリノベーション補助金	

市町村の優遇制度(補助金・融資)

市町村名	区分 (補助金・融資)	対象者の要件	内容	条例・制度名
北九州市	補助金	【対象企業】 市内の賃貸用オフィスビルを整備する事業を行う者 【対象区域】 JR小倉駅及びJR黒崎駅から半径1km圏内 【対象要件】 ① オフィスとして賃貸する部分をワンフロアで100坪以上、ビル全体の合計で500坪以上整備すること。 ② IT企業等のためのOAフロアを設置する工事を行っていること。 ③ 次世代スマートビルとして、以下の仕様を満たしていること。 ・感染症対策 ・最先端のデジタル技術の活用 ・ゼロカーボン・再生可能エネルギーの活用 ④ 景観等への配慮を行っていること。	【補助対象経費】 オフィスの建設費(設計費、建築工事費、設備工事費) 【交付額】 建設費(消費税相当額を除く)×賃貸オフィス部分の床面積/総延床面積の20/100以内(限度額10億円)	次世代スマートビル建設促進補助金
	融資	【対象企業】 以下の業種に属する企業の新設・増設が対象。 製造業、自然科学研究所、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、デザイン業、機械設計業、エンジニアリング業、総合リース業、産業用機器器具貸貸業、事務用機器器具貸貸業、機械修理業、広告代理業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業、経営コンサルタント業、荷さばき施設、保管施設及び流通加工施設を設置する企業、電気通信業、情報処理専門学校、観光関連企業(新設・増設の用地規模が10,000㎡以上)、民間放送業及び有線テレビジョン放送業、市の団地(太刀浦、新門司Ⅱ期、響灘)に立地する企業 ・用地費を含む設備投資額が5,000万円以上 ・東日本大震災の影響を受け移転・増設等をする企業は1,000万円以上	【対象となる経費】 ・用地費 ・工場、事業所等の建設費(機械設備を含む) ・工場用水道工事費 ・特別高圧電力工事費負担金 ※東日本大震災の影響を受け移転・増設等をする企業は1,000万円以上 【返済期間】 10年以内(据置2年以内を含む) 【利用額】 上記「対象となる経費」の80%以内で1企業当たり10億円以内 ※東日本大震災の影響を受け移転・増設等をする企業は移動等経費も含む 【貸出利率】 年1.45%(平成15年4月～)	北九州市企業立地促進資金融資
福岡市	補助金	【対象分野】 ① 知識創造型産業 ② 健康・医療・福祉関連産業 ③ 環境・エネルギー関連産業 ④ グローバルビジネス(外国・外資系企業) ⑤ 物流関連業 ⑥ 都市型工業 ⑦ 本社機能 ⑧ コールセンター等		福岡市立地交付金
		1 賃借型 新たに建物賃借して対象分野の事業を開始する事業者		
		1 事務所等(対象分野①～④) 【対象事業】 対象分野①～④に関する研究開発用オフィス等の新設 【要件】 (基準) 延床面積60㎡以上かつ 常用雇用者 3人以上 (大規模) 延床面積 200㎡以上かつ 常用雇用者 10人以上	1 賃料等に対する助成 (1) 基準 【金額】年間賃借額の1/4(1年間) 【上限額】1,500万円(㎡あたり4,000円/月) (2) 大規模 【金額】年間賃借額の1/4(2年間) 【上限額】2,500万円(㎡あたり4,000円/月) 2 雇用に関する助成(基準・大規模共通) 【金額】1人当たり5万円～100万円 ※雇用形態、住民票所在地等による。 【対象者】操業開始時の常用雇用者(1人1回) 【上限額】5,000万円 3 日本初進出の外国・外資系企業の場合 上記1・2に加え、以下も助成対象。 【対象経費】市場調査、通訳、各種許可の取得等による経費 【金額】対象経費の1/2 【上限額】300万円	
2 物流関連業 【対象事業】 荷捌き、保管、流通加工業務に関する事業の新設又は移転 【対象地域】 重点地域(アイランドシティ、香椎パークポート、九州大学学術研究都市)、流通業務地区(多の津1丁目、2丁目) 【要件】 (基準) 延床面積2,000㎡以上(市内の中小企業者の場合は1,000㎡)かつ常用雇用者10人以上 (大規模) 延床面積20,000㎡以上かつ常用雇用者200人以上	1 賃料等に対する助成 (1) 基準 【金額】年間賃借額の1/8(1年間) 【上限額】5,000万円(㎡あたり1,000円/月) (2) 大規模 【金額】年間賃借額の1/6(1年間) 【上限額】1億円(㎡あたり1,000円/月) 2 雇用に対する助成(基準・大規模共通) 【金額】1人当たり5万円～50万円 ※雇用形態、住民票所在地による。 【対象者】操業開始時の常用雇用者(1人1回) 【上限額】5,000万円			

市町村の優遇制度(補助金・融資)

市町村名	区分 (補助金・融資)	対象者の要件	内容	条例・制度名
福岡市	補助金	3 都市型工業 【対象事業】 都市型工業の新設又は移転 【対象地域】 工業系地域 【要件】 (基準) 延床面積 2,000㎡ (市内の中小企業者の場合は 1,000㎡) 以上かつ常用雇用者 20 人以上 (大規模) 延床面積 10,000㎡以上かつ常用雇用者 100 人以上	1 賃料等に対する助成 (1) 基準 【金額】年間賃借額の 1/8 (1 年間) 【上限額】5,000 万円 (㎡あたり 1,000 円 / 月) (2) 大規模 【金額】年間賃借額の 1/6 (1 年間) 【上限額】1 億円 (㎡あたり 1,000 円 / 月) 2 雇用に対する助成 (基準、大規模共通) 【金額】1 人当たり 5 万円～50 万円 ※雇用形態、住民票所在地による。 【対象者】操業開始時の常用雇用者 (1 人 1 回) 【上限額】5,000 万円	福岡市立地交付金
		4 本社機能 【対象事業】 複数の事務所に対する業務または全社的な業務を行う部門 (調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理部門)、研究所、研修所の新設 【要件】 (基準) 延床面積 500㎡以上かつ 常用雇用者 20 人以上 (大規模) 延床面積 1,000㎡以上かつ 常用雇用者 40 人以上	1 賃料等に対する助成 (1) 基準 【金額】年間賃借額の 1/4 (1 年間) ※他の交付対象分野にも該当する場合は 1/3 【上限額】2,500 万円 (㎡あたり 4,000 円 / 月) (2) 大規模 【金額】年間賃借額の 1/4 (2 年間) ※他の交付対象分野にも該当する場合は 1/3 【上限額】5,000 万円 (㎡あたり 4,000 円 / 月) 2 雇用に対する助成 (基準、大規模共通) 【金額】1 人当たり 5 万円～100 万円 ※雇用形態、住民票所在地による。 【対象者】操業開始時から 3 年間の常用雇用者 (1 人 1 回) 【上限額】1 億円 3 日本初進出の外国・外資系企業の場合 上記 1・2 に加え、以下も助成対象。 【対象経費】市場調査、通訳、各種許認可取得等に要する経費 【金額】対象経費の 1/2 【上限額】300 万円	
		5 コールセンター等 【対象事業】 コールセンター、データ管理・事務処理センターの新設 【要件】 (基準) 延床面積 300㎡以上かつ 常用雇用者 30 人以上 (大規模) 延床面積 1,000㎡以上かつ 常用雇用者 100 人以上	1 賃料等に対する助成 (1) 基準 【金額】年間賃借料の 1/4 (1 年間) 【上限額】1,500 万円 (㎡あたり 4,000 円 / 月) (2) 大規模 【金額】年間賃借料の 1/4 (2 年間) 【上限額】2,500 万円 (㎡あたり 4,000 円 / 月) 2 雇用に対する助成 (基準、大規模共通) 【金額】1 人当たり 5 万円～50 万円 ※雇用形態、住民票所在地による。 【対象者】操業開始時の常用雇用者 (1 人 1 回) 【上限額】5,000 万円	
		II 所有型 新たに土地及び建物又は建物を所有して対象分野の事業を開始する事業者		
福岡市	補助金	2 物流関連業 【対象事業】 荷捌き、保管、流通加工に関する事業の新設、移転又は施設提供 (施設提供は大規模のみ) 【対象地域】 重点地域 (アイランドシティ、香椎パークポート、九州大学学術研究都市)、流通業務地区 (多の津 1 丁目、2 丁目) 【要件】 (基準) 建物等取得額が 3 億円 (市内の中小企業者の場合は 1 億 5,000 万円) 以上かつ常用雇用者 10 人以上 (大規模) 建物等取得額が 40 億円 (市内の中小企業者の場合は 20 億円) 以上かつ常用雇用者 200 人以上	1 土地・建物等取得額に対する助成 (1) 基準 【金額】土地 (※)・建物等取得額の 2.5% 【上限額】2 億円 (2) 大規模 【金額】土地 (※)・建物等取得額の 5% (施設提供の場合は取得額の 2.5%) 【上限額】10 億円 ※土地への助成については重点地域において本市又は博多港開発 (株) が所有する土地を取得した場合に限る。 2 雇用に対する助成 (基準、大規模共通) 【金額】1 人当たり 5 万円～50 万円 ※雇用形態、住民票所在地による。 【対象者】操業開始時の常用雇用者 (1 人 1 回) 【上限額】5,000 万円	福岡市立地交付金
		3 都市型工業 【対象事業】 都市型工業の新設、移転又は施設提供 (施設提供は大規模のみ) 【対象地域】 工業系地域 【要件】 (基準) 建物等取得額が 10 億円 (市内の中小企業者の場合は 5 億円) 以上かつ常用雇用者 20 人以上 (大規模) 建物等取得額が 40 億円 (市内の中小企業者の場合は 20 億円) 以上かつ常用雇用者 100 人以上	1 土地・建物等取得額に対する助成 (1) 基準 【金額】土地 (※)・建物等取得額の 2.5% 【上限額】2 億円 (2) 大規模 【金額】土地 (※)・建物等取得額の 5% (施設提供の場合は取得額の 2.5%) 【上限額】10 億円 ※土地への助成については重点地域において本市又は博多港開発 (株) が所有する土地を取得した場合に限る。 2 雇用に対する助成 (基準、大規模共通) 【金額】1 人当たり 5 万円～50 万円 ※雇用形態、住民票所在地による。 【対象者】操業開始時の常用雇用者 (1 人 1 回) 【上限額】5,000 万円	
		4 本社機能 【対象事業】 複数の事務所に対する業務または全社的な業務を行う部門 (調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理部門)、研究所、研修所の新設 【要件】 (基準) 延床面積 500㎡以上かつ 常用雇用者 20 人以上 (大規模) 延床面積 1,000㎡以上かつ 常用雇用者 40 人以上	1 土地・建物等取得額に対する助成 (1) 基準 【金額】土地 (※)・建物等取得額の 5% 【上限額】1 億円 (2) 大規模 【金額】土地 (※)・建物等取得額の 10% 【上限額】10 億円 ※土地への助成については重点地域において本市又は博多港開発 (株) が所有する土地を取得した場合に限る。 2 雇用に対する助成 (基準、大規模共通) 【金額】1 人当たり 5 万円～100 万円 ※雇用形態、住民票所在地による。 【対象者】操業開始時から 3 年間の常用雇用者 (1 人 1 回) 【上限額】1 億円 3 日本初進出の外国・外資系企業の場合 上記 1・2 に加え、以下も助成対象。 【対象経費】市場調査、通訳、各種許認可の取得等に要する経費 【金額】対象経費の 1/2 【上限額】300 万円	
福岡市	融資	1 事務所等 (対象分野①～④) 【対象事業】 対象分野①～④に関する研究開発用オフィス等の新設 【要件】 (基準) 延床面積 200㎡以上かつ 常用雇用者 10 人以上 (大規模) 延床面積 400㎡以上かつ 常用雇用者 20 人以上	1 土地・建物等取得額に対する助成 (1) 基準 【金額】土地 (※)・建物等取得額の 5% 【上限額】1 億円 (2) 大規模 【金額】土地 (※)・建物等取得額の 10% 【上限額】10 億円 ※土地への助成については重点地域において本市又は博多港開発 (株) が所有する土地を取得した場合に限る。 2 雇用に対する助成 (基準、大規模共通) 【金額】1 人当たり 5 万円～100 万円 ※雇用形態、住民票所在地等による。 【対象者】操業開始時の常用雇用者 (1 人 1 回) 【上限額】5,000 万円 3 日本初進出の外国・外資系企業の場合 上記 1・2 に加え、以下も助成対象。 【対象経費】市場調査、通訳、各種許認可の取得等に要する経費 【金額】対象経費の 1/2 【上限額】300 万円	
		市企業誘致課との協議に基づき、一定規模の工場、事務所等を移転又は新設する方	・所要資金の 90% 以内、土地取得費については 70% 以内 ・限度額 2 億 8,000 万円 ・利率 10 年以内: 1.3% 10 年超 15 年以内: 1.5% ・保証料率 0.33%～1.56% ・期間 15 年以内 (うち据え置き 2 年以内)	設備対応資金 (融資)

市町村の優遇制度(補助金・融資)

市町村名	区分 (補助金・融資)	対象者の要件	内容	条例・制度名
福岡市	補助金	2 物流関連業 【対象事業】 荷捌き、保管、流通加工に関する事業の新設、移転又は施設提供 (施設提供は大規模のみ) 【対象地域】 重点地域 (アイランドシティ、香椎パークポート、九州大学学術研究都市)、流通業務地区 (多の津 1 丁目、2 丁目) 【要件】 (基準) 建物等取得額が 3 億円 (市内の中小企業者の場合は 1 億 5,000 万円) 以上かつ常用雇用者 10 人以上 (大規模) 建物等取得額が 40 億円 (市内の中小企業者の場合は 20 億円) 以上かつ常用雇用者 200 人以上	1 土地・建物等取得額に対する助成 (1) 基準 【金額】土地 (※)・建物等取得額の 2.5% 【上限額】2 億円 (2) 大規模 【金額】土地 (※)・建物等取得額の 5% (施設提供の場合は取得額の 2.5%) 【上限額】10 億円 ※土地への助成については重点地域において本市又は博多港開発 (株) が所有する土地を取得した場合に限る。 2 雇用に対する助成 (基準、大規模共通) 【金額】1 人当たり 5 万円～50 万円 ※雇用形態、住民票所在地による。 【対象者】操業開始時の常用雇用者 (1 人 1 回) 【上限額】5,000 万円	福岡市立地交付金
		3 都市型工業 【対象事業】 都市型工業の新設、移転又は施設提供 (施設提供は大規模のみ) 【対象地域】 工業系地域 【要件】 (基準) 建物等取得額が 10 億円 (市内の中小企業者の場合は 5 億円) 以上かつ常用雇用者 20 人以上 (大規模) 建物等取得額が 40 億円 (市内の中小企業者の場合は 20 億円) 以上かつ常用雇用者 100 人以上	1 土地・建物等取得額に対する助成 (1) 基準 【金額】土地 (※)・建物等取得額の 2.5% 【上限額】2 億円 (2) 大規模 【金額】土地 (※)・建物等取得額の 5% (施設提供の場合は取得額の 2.5%) 【上限額】10 億円 ※土地への助成については重点地域において本市又は博多港開発 (株) が所有する土地を取得した場合に限る。 2 雇用に対する助成 (基準、大規模共通) 【金額】1 人当たり 5 万円～50 万円 ※雇用形態、住民票所在地による。 【対象者】操業開始時の常用雇用者 (1 人 1 回) 【上限額】5,000 万円	
		4 本社機能 【対象事業】 複数の事務所に対する業務または全社的な業務を行う部門 (調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理部門)、研究所、研修所の新設 【要件】 (基準) 延床面積 500㎡以上かつ 常用雇用者 20 人以上 (大規模) 延床面積 1,000㎡以上かつ 常用雇用者 40 人以上	1 土地・建物等取得額に対する助成 (1) 基準 【金額】土地 (※)・建物等取得額の 5% 【上限額】1 億円 (2) 大規模 【金額】土地 (※)・建物等取得額の 10% 【上限額】10 億円 ※土地への助成については重点地域において本市又は博多港開発 (株) が所有する土地を取得した場合に限る。 2 雇用に対する助成 (基準、大規模共通) 【金額】1 人当たり 5 万円～100 万円 ※雇用形態、住民票所在地による。 【対象者】操業開始時から 3 年間の常用雇用者 (1 人 1 回) 【上限額】1 億円 3 日本初進出の外国・外資系企業の場合 上記 1・2 に加え、以下も助成対象。 【対象経費】市場調査、通訳、各種許認可の取得等に要する経費 【金額】対象経費の 1/2 【上限額】300 万円	
		5 コールセンター等 【対象事業】 コールセンター、データ管理・事務処理センターの新設 【要件】 (基準) 延床面積 300㎡以上かつ 常用雇用者 30 人以上 (大規模) 延床面積 1,000㎡以上かつ 常用雇用者 100 人以上	1 土地・建物等取得額に関する助成 (1) 基準 【金額】土地 (※)・建物等取得額の 5% 【上限額】1 億円 (2) 大規模 【金額】土地 (※)・建物等取得額の 10% 【上限額】10 億円 ※土地への助成については重点地域において本市又は博多港開発 (株) が所有する土地を取得した場合に限る。 2 雇用に対する助成 (基準、大規模共通) 【金額】1 人当たり 5 万円～50 万円 ※雇用形態、住民票所在地による。 【対象者】操業開始時の常用雇用者 (1 人 1 回) 【上限額】5,000 万円	
福岡市	融資	1 事務所等 (対象分野①～④) 【対象事業】 対象分野①～④に関する研究開発用オフィス等の新設 【要件】 (基準) 延床面積 200㎡以上かつ 常用雇用者 10 人以上 (大規模) 延床面積 400㎡以上かつ 常用雇用者 20 人以上	1 土地・建物等取得額に対する助成 (1) 基準 【金額】土地 (※)・建物等取得額の 5% 【上限額】1 億円 (2) 大規模 【金額】土地 (※)・建物等取得額の 10% 【上限額】10 億円 ※土地への助成については重点地域において本市又は博多港開発 (株) が所有する土地を取得した場合に限る。 2 雇用に対する助成 (基準、大規模共通) 【金額】1 人当たり 5 万円～100 万円 ※雇用形態、住民票所在地等による。 【対象者】操業開始時の常用雇用者 (1 人 1 回) 【上限額】5,000 万円 3 日本初進出の外国・外資系企業の場合 上記 1・2 に加え、以下も助成対象。 【対象経費】市場調査、通訳、各種許認可の取得等に要する経費 【金額】対象経費の 1/2 【上限額】300 万円	
		市企業誘致課との協議に基づき、一定規模の工場、事務所等を移転又は新設する方	・所要資金の 90% 以内、土地取得費については 70% 以内 ・限度額 2 億 8,000 万円 ・利率 10 年以内: 1.3% 10 年超 15 年以内: 1.5% ・保証料率 0.33%～1.56% ・期間 15 年以内 (うち据え置き 2 年以内)	設備対応資金 (融資)

市町村の優遇制度(補助金・融資)

市町村名	区分 (補助金・融資)	対象者の要件	内容	条例・制度名
大牟田市	補助金	・対象業種 製造業、情報サービス業、機械設計業等 ・投資額(用地費を除く)・新規常用雇用者 ①100億円以上・150人以上 ②50億円以上・100人以上	【家屋】固定資産評価額×4% 【償却資産】固定資産評価額×2% 【限度額】①3億円、②1億5,000万円 ※1法人5年間に1回限り ※立地奨励金との重複適用不可	大規模立地奨励金
		・対象業種 製造業、情報サービス業、機械設計業、環境リサイクル産業(大牟田エコタウンへの立地企業)等 ・投資額(用地費を除く)・新規常用雇用者 ①市外企業 5,000万円(1億円)以上・10人(20人)以上 ②市内企業 5,000万円(1億円)以上・5人(10人)以上 ③環境リサイクル産業 5,000万円以上・5人以上 ※中小企業の場合。大企業は()内。	【家屋】固定資産評価額×4% 【償却資産】固定資産評価額×2% 【限度額】7,000万円 ※1法人5年間に1回限り	立地奨励金
		・対象事業所 大規模立地奨励金、立地奨励金の適用事業所のうち、1,000㎡以上の用地取得を伴う事業所 ・新規常用雇用者10人(20人)以上 ・用地取得後2年以内に着工又は事業所と用地を同時に取得 ※中小企業の場合。大企業は()内。	新たに雇用された1年以上市内に居住する新規常用雇用者数×30万円 【限度額】3,000万円	雇用奨励金
久留米市	補助金	1-1.【税金等に対する補助】 公社等から用地を取得または賃借する場合で、以下の工場等を設置する者 ・投下固定資産総額2億円(中小企業等は5,000万円)以上または常時従業者20人(中小企業等は5人)以上の工場等 ※特定業種の工場等の場合は、上記の要件なし 【特定業種】 ・自動車関連分野 ・バイオ・医療関連分野 ・食品関連分野 ・環境関連分野	・設置する工場等に対して新たに課せられる固定資産税額(3年度間) ・工場等の設置によって新たに課せられる事業所税額(5年度間) ・用地の賃借料×50%(1年度間)	久留米市産業振興奨励金
		1-2.【設備投資等に対する補助】 公社等から用地を取得または賃借する場合で、以下の工場等を設置する者 ・投下固定資産総額5億円(中小企業等は2億円)以上の工場 ※特定業種の工場等の場合は、上記の要件なし 【特定業種】 上欄参照	・用地取得額×10%(最大40%) ・生産施設床面積㎡×5,000円(最大20,000円) ※業種や市民の新規雇用者数に応じて加算あり 【限度額】2億円	
		2.【税金等に対する補助】 上記1の対象者以外の者で、特定地域等に以下の工場等を設置する者 ・投下固定資産総額2億円(中小企業等は5,000万円)以上かつ常時従業者数20人(中小企業等は5人)以上の工場等 ※特定業種の工場等の場合は、市民の新規雇用者数の要件なし 【特定業種】 上欄参照	・設置する工場等に対して新たに課せられる固定資産税額×50%(3年度間) ・工場等の設置によって新たに課せられる事業所税額×50%(5年度間)	
久留米市	補助金	3.【設備投資等に対する補助】 指定区域において、グリーンアジア国際戦略総合特区の事業として承認された事業を行うものが、設備投資額5億円(中小企業等は2億円)以上の事業所を設置する場合	・生産施設及び関連施設 設備投資額×2.5% ・研究開発用施設及び関連施設 設備投資額×5% 【限度額】それぞれ1億円	久留米市グリーンアジア国際戦略総合特区事業推進交付金
		融資	4.【設備投資等に対する補助】 以下の事業所を設置する者 ・投下固定資産総額2億円(中小企業等は5,000万円)以上または常時従業者20人(中小企業等は5人)以上の事業所	・利子補給 40%(7年間) ・保証料補給 30% ※融資限度額2億円

市町村の優遇制度(補助金・融資)

市町村名	区分 (補助金・融資)	対象者の要件	内容	条例・制度名
久留米市	補助金	5.【本社機能移転・拡充】 福岡県アジアビジネス拠点化に向けた本社機能立地促進計画に基づく地方活力向上地域特定業務施設整備計画として福岡県に認定された事業を行う者	・設置する事業所に対して新たに課せられる固定資産税額×50%(3年度間) ・市民の新規雇用者数及び市外からの移転者数1人あたり30万円 ・業務施設の年間賃貸借料及び年間共益費(敷金等を除く)×25%(3年度間) 【限度額500万円/年】	久留米市産業振興奨励金
		6.【オフィス】 次のいずれかに該当する者 ・常時従業者数20人以上(中小企業等は5人以上)であって、市民の新規雇用者数が5人以上の業務施設を設置するもの ※特定業種又は指定業種に該当する業務施設を新設する場合は、上記の要件なし 【特定業種】 上欄参照 【指定業種】 ・医療・福祉サービス分野 ・情報処理・提供サービス分野 ・学術・開発研究分野	業務施設の年間賃貸借料及び年間共益費(敷金等を除く)×50%<1年度間> 【限度額】500万円/年	
		7.【コールセンター・バックオフィス】 常時従業者数20人以上(中小企業等は5人以上)であって、市民の新規雇用者数が5人以上の雇用創出産業分野の業務施設を設置するもの 【雇用創出産業分野】 ・コールセンター ・バックオフィス	①業務施設の年間賃貸借料及び年間共益費(敷金等を除く)×50%(3年度間) 【限度額】500万円/年 ②事業の用に供する設備機器、器具・備品の取得費及び事業所設置工事費等×50%(3年度間) ③通信回線費用(事業の用に供する専用通信回線の年間使用料)×50%(3年度間) 【②+③合計限度額】800万円/年かつ3年度間総額2,000万円 ④市民の新規雇用者数1人あたり30万円(1回限り)	
直方市	補助金	・市内に工場等を新設・増設 ・投下固定資産総額2,100万円以上 ・新規雇用が発生していること。	・投下固定資産総額の1%(限度額3,000万円) ・上記にかかわらず、市、市土地開発公社が造成、現在所有している土地を取得し、工場等新設に伴い10人以上(市内居住者の場合は6人以上)を雇用し、継続雇用する場合は5ヶ年度を限度に奨励金を交付する。 (合計の限度額2億円) 初年度2% 2～5年度1.5%	直方市企業立地促進奨励金
飯塚市	補助金	(指定業種) 製造業、情報サービス業、道路貨物運送業、卸売業、固定電気通信業、移動電気通信業、こん包業、自然科学研究所 (共通条件) ・投下固定資産総額3,000万円以上 ・市民の新規常用雇用5人以上(要6月以上継続雇用) (立地区分) ①工業団地内での新設(市有地の取得の場合) ②新設時、東京圏(1都3県)からの移転についても優遇制度あり(詳細はお問合せください)	①の補助金の内容 【企業立地促進補助金】 投下固定資産総額の2～4%を5年間交付 (上限9,000万円) 【雇用促進補助金】 新規常用雇用6人目から1人当たり50万円を交付 (上限1,000万円) 【不動産取得補助金】 不動産取得税額の100%を交付 (上限2,000万円)	飯塚市企業立地促進補助金
		(指定業種) 製造業、情報サービス業、自然科学研究所 (共通条件) ・東京圏のうちの条件不利地域以外の区域内から飯塚市へその全部又は一部を移転し、新設であること。 ・飯塚市環境基本条例に基づき必要な措置を講じていること。 ・市税を滞納していないこと。 ・本補助金の交付は、1事業者につき1回限りとする。 ・事務所取得日から起算して2年以内に操業を開始すること、又は、事務所を賃借し、事務所契約日から起算して1年以内に操業を開始し、それに係る新規常用従業員5人以上を申請書提出まで6か月以上雇用していること。	雇用者の数5人以上10人未満50万円 ※雇用する人数によって補助金は変動します。 ※空き家等を事務所として取得し、又は賃借する場合は、別途加算額が有ります。	飯塚市企業立地促進補助金

市町村の優遇制度(補助金・融資)

市町村名	区分 (補助金・融資)	対象者の要件	内容	条例・制度名
田川市	補助金	(工場、情報サービス施設、宿泊施設、物流施設、農林水産物等販売施設) ・投下固定資産総額：2,000万円以上 ※家屋又は賃借取得のために要した費用(用地取得費、譲り受けによる取得費、消費税等を除く) ・新規雇用者又は転属者：5人以上 ・市税及び田川市に関する使用料等を完納していること(その他の施設) ・雇用機会の創出、事業機会の増大、税源のかん養に大きく寄与すると認められる場合 ・田川市の産業の競争力の強化に資すると認められる場合	奨励金 ・事業所設置奨励金(限度額2億円) 【新設】投下固定資産総額×5% 【増設・移設】投下固定資産総額×3% ・雇用促進奨励金(限度額3,000万円) ・新規雇用者等で下記全てを満たす者1人×50万円 ・新規雇用者等で下記①及び②を満たす者1人×20万円 ①操業開始日から1年を経過した日まで雇用していること ②操業開始日から1年を経過した日まで田川市民が雇用保険の被保険者であること ③操業開始日から1年を経過した日において、健康保険及び厚生年金保険の被保険者であること	田川市企業の誘致及び育成に関する条例
柳川市	補助金	市内に事務所等の新設、増設又は建替えの際、投下固定資産総額が2,100万円を超え、かつ事業開始時において新規常用雇用者を5人以上雇用している事業者	雇用奨励金 ・市内居住の新規常用雇用者が3人以上の場合、1人目から交付対象で、1人当たり30万円 【限度額】1,500万円 利子補給金 ・事務所等の新設増設又は建替え1,000万円以上の借入金に対する利子補給金を支給 ・年利1%を上限に3年間 ・借入金の上限は1億円	柳川市企業立地等促進条例
八女市	補助金	・特定地域土地購入(3,000㎡以上)後、1年以内に建設に着手、かつ3年以内に操業開始 ・正規常勤従業員が10人以上	土地購入経費の30%以内	八女市企業誘致条例
筑後市	補助金	【対象業種】 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、宿泊業 【計画認定の要件】 ・投下固定資産総額2,500万円以上(用地費は含まない) ・従業員 新設 常時5人以上の雇用 増設・更新 過去1年間で減少なし 【雇用奨励金交付の要件】 ・新設、増設、更新に併せて現行より従業員を3人以上雇用すること。さらにその従業員が、筑後市で1年以上居住し、かつ1年以上雇用していること ・以前に雇用奨励金の交付を受けていないこと	雇用奨励金 ・対象従業員1人当たり30万円 ・1事業者に1回限り (限度額1,000万円)	筑後市産業振興促進条例
大川市	補助金	市内への事務所等の新設、増設又は移設等により事業を開始する事業者 ・投下固定資産総額3,000万円以上(操業開始前3年以内に取得した用地含む) ・新規常用雇用者5人以上、うち市内居住者半数以上を雇用すること	施設設置奨励金 ・事業所の固定資産税額に相当する額を交付 ・3年間 ・限度額3億円 雇用奨励金 ・事業を開始する日における市内居住の新規常用雇用者1人当たり30万円を交付(1回限り) ・限度額1,000万円	大川市企業の誘致等に関する条例
行橋市	補助金	【特定地域(産業導入地区)】 ・行橋市企業誘致条例の適用企業(※) ・新たな土地の取得 投下固定資産総額(用地含む)2億円以上 ・市民の新規常用雇用5人以上 (1)立地交付金 (2)給水加入金交付金 (3)雇用促進奨励金 【特定地域(産業導入地区以外)】 ・行橋市企業誘致条例の適用企業(※) (4)事業所等設置奨励金 (※)特定地域に事業所を新設、増設、移設し、投下固定資産総額2,100万円以上かつ新規常用雇用従業員5人以上に該当するもの。	(1)土地と家屋の固定資産税課税標準額の15%(限度額1億円) (2)上水道を使用するため納入した施設分担金及び口徑別納付金の同額 (3)市内居住の新規常用雇用者(1年以上雇用)×30万円(限度額3年間の総額3,000万円) (4)当該固定資産に係る各年度分の固定資産税額の2分の1に相当する額(限度額3千万円)	行橋市企業誘致条例

市町村の優遇制度(補助金・融資)

市町村名	区分 (補助金・融資)	対象者の要件	内容	条例・制度名
豊前市	補助金	対象業種 製造業、加工業、電気・ガス・熱供給業、道路貨物運送業、梱包業、情報サービス関連業、自然科学研究所 ①設備投資額 ・投下固定資産総額3,000万円以上 ・常用雇用人数5人以上 ②設備投資額 ・投下固定資産総額2億円以上(新設のみ) ・新規常用雇用者人数 市民10名以上 ③設備投資額(用地費含む) ・投下固定資産総額2億円以上 ※市または豊前市土地開発公社から新たに用地を取得した者に限る ・新規常用雇用者人数 市民10名以上	①投下固定資産総額に係る固定資産税の2分の1に相当する額を3年度間交付(限度額3,000万円) ②工業用地取得面積に1,000円を乗じた額を1回に限り交付(限度額5,000万円) ※①と②は併用不可。ただし、②に該当する場合は固定資産税の免除が適用される。 ③市内に住所を有する新規常用従業員数に30万円を乗じて得た額を3年度間交付(限度額3,000万円)	豊前市企業立地促進条例
小郡市	補助金	市内に事業所等の新設または増設 【対象業種(オフィス系)】 ①ソフトウェア業 ②情報処理・提供サービス業 ③学術・開発研究機関 ④デザイン業 ⑤機械設計業 ⑥コンタクトセンター 【設備投資額】 ・要件なし 【常時従業員】 ・3人以上	1 事業所設置奨励金 左記業種①～⑥の事業所の年間賃借料(敷金等を除く)×50% 【限度額】150万円/年<3年度間> 2 雇用奨励金 市内在住の新規常用雇用者1人当たり20万円 【限度額】1,000万円<1回限り> 3 企業立地奨励金 固定資産税課税相当額 【限度額】1億円<1回限り> ※企業立地奨励金は、市または市土地開発公社が造成・分譲する工業団地に立地する場合に限る	小郡市事業所等設置奨励条例
筑紫野市	補助金	市内に事業所等の新設または増設 【対象業種(工業系)】 ⑦製造業 ・グリーンデバイス関連(半導体製造等) ・蓄電池関連 ・自動車関連(先端技術・環境配慮型) ・ロボット・AI・IoT関連 ・環境エネルギー産業関連(環境配慮型) ・次世代産業関連(水素エネルギー等) ・バイオ関連(製薬等) ・航空宇宙関連 ・食料品製造関連 ⑧データセンター 【設備投資額】 ・1億円以上(用地費除く) 【常時従業員】 ・10人超	1年以上常時雇用した市民1人当たり20万円を交付(ただし、交付は1回限り、上限は1,000万円)	筑紫野市企業立地促進条例
宗像市	補助金	(製造業、物流業、卸売業、インターネット・データ・センター業) ・設備投資額5,000万円以上(用地費含む) ・賃貸の場合は、固定資産評価額5,000万円以上 ・常勤の役員及び従業員10人以上が市内居住(物流業、卸売業、インターネット・データ・センター業については5人以上)	・設備投資額(アスティ21のみ用地を含む)の2% ・事業用地の造成に要した経費の2分の1(限度額5,000万円) ・上下水道の引込工事に要した経費の2分の1(限度額2,000万円) ・業務施設年間賃借額の3分の1(3年間)(限度額2,000万円) ・設備機器年間リース料の3分の1 ・市内居住の常勤役員及び従業員1人当たり30万円(1回限り) ※限度額総額1億円	宗像市企業立地促進補助金

市町村の優遇制度(補助金・融資)

市町村名	区分 (補助金・融資)	対象者の要件	内容	条例・制度名
宗像市	補助金	(産業支援サービス業) ①情報サービス業 ②デザイン業・機械設計業 ③自然科学研究所 ・設備投資額 5,000万円以上(用地費含む)又は、設備機器のリース料が年間 1,000万円以上 ・常勤の役員及び従業員の 10人以上が市内居住	・設備投資額(アスティ 21のみ用地を含む)の 2% ・事業用地の造成に要した経費の 2分の 1 (限度額 5,000万円) ・上下水道の引込工事に要した経費の 2分の 1 (限度額 2,000万円) ・業務施設年間賃借額の 3分の 1(3年間) (限度額 2,000万円) ・設備機器年間リース料の 3分の 1 ・市内居住の常勤役員及び従業員 1人当たり 30万円(1回限り)	宗像市企業立地促進補助金
		(創業者支援業) ・これまでに創業者支援業の実績があると認められる者 ・設備投資額 1,000万円以上(用地費を含む)又は、設備及び設備機器のリース料が 200万円以上 ・市内に 200㎡以上のワークスペース等を有し、事業相談やセミナー・交流会の開催など、日常的に創業者等のビジネス活動や成長拡大を支援する事業を実施すること	・設備投資額の 5% ・業務施設年間賃借額の 2分の 1 ・設備機器年間リース料の 2分の 1 ・専用回線年間使用料の 2分の 1 ・新規常用雇用者 1人当たり 30万円(1回限り) ※限度額総額 500万円	
		(コールセンター業) ・従業員の 10人以上が市内居住	・正社員 1人当たり 20万円 ・パート・アルバイト 1人当たり 10万円(1回限り) ※限度額総額 500万円	
		(ベンチャー企業) ・製造業又は産業支援サービス業に分類されるベンチャー企業等 ・設備投資額 1,000万円以上(用地費を含む)又は、設備及び設備機器のリース料が年間 200万円以上 ・新規常用雇用者 2人以上	・設備投資額の 5% ・業務施設年間賃借額の 2分の 1 ・設備機器年間リース料の 2分の 1 ・専用回線年間使用料の 2分の 1 ・新規常用雇用者 1人当たり 30万円(1回限り) ※限度額総額 500万円	
		(施設賃貸者) ・設備投資額 1億円以上(用地費含む) ・施設を賃貸した企業の従業員の 10人以上が市内居住	・設備投資額(アスティ 21のみ用地を含む)の 5% ・事業用地の造成に要した経費の 2分の 1 (限度額 5,000万円) ・上下水道の引込工事に要した経費の 2分の 1 (限度額 2,000万円) ※限度額総額 1億円	
太宰府市	補助金(奨励金)	(ホテル等の設置支援) 投下固定資本額が下記のとおりであること ・新設 1億円以上 ・増設 5,000万円以上 ※投下固定資本額は、用地費を含む	・投下固定資本額の 1/2 (上限 5,000万円) ・3年間	太宰府市ホテル等設置奨励金条例
古賀市	補助金	(区域) 指定地域内での新設、増設 (投下固定資産総額) 2億円以上(用地費除く) ※土地は購入後 3年以内に建設に着手したものに限る(常時雇用従業員) 5人以上	1 雇用奨励金 新規に常時雇用従業員を雇用した場合、1人当たり 12万円を交付 ※雇用後、古賀市に居住している者に限る ※本社機能を設置した場合は 1人当たり 24万円 上限 100人 2 本社等立地交付金 本社機能を設置した場合に交付 ①事務経費(資本金に応じて交付) ・1,000万円以上 1億円未満 20万円 ・1億円以上 10億円未満 50万円 ・10億円以上 50億円未満 210万円 ・50億円以上 360万円 ②本店登記費用 本店登記をした場合 20万円 ③常時雇用従業員転入費用(転出地域に応じて交付) 1人当たり(古賀市に居住する者に限り、上限 100人) ・九州 5万円 ・近畿、中国、四国 10万円 ・中部 15万円	古賀市企業立地促進条例

市町村の優遇制度(補助金・融資)

市町村名	区分 (補助金・融資)	対象者の要件	内容	条例・制度名
うきは市	補助金	・立地促進奨励金 投下固定資産総額 3億円以上であって常時雇用従業員数 30人以上 ・設備投資奨励金 投下固定資産総額 3億円以上であって常時雇用従業員数 30人以上 ・雇用促進奨励金 投下固定資産総額 3億円以上であって常時雇用従業員数 30人以上かつ市民の新規雇用者数 10人以上 ・産業振興奨励金 次のいずれかに該当する工場等の新設及び増設 ①投下固定資産総額が 2億円以上の場合 (中小企業は 5,000万円以上) ②常時雇用する従業員の数が 20人以上の場合 (中小企業は 5人以上)	・立地促進奨励金 新規取得用地価格×10% (限度額 1億円) ・設備投資奨励金 生産施設床面積×5,000円 (限度額 1億円-立地促進奨励金) ・雇用促進奨励金 市民の新規雇用者数×30万円 (限度額 1億円-設備投資奨励金-立地促進奨励金) ・産業振興奨励金 操業開始後、最初の固定資産税が賦課される年度から 3年間奨励金を交付 ※当該工場等が新設又は増設された部分に課税された固定資産税に対し、初年度全額、2年度 3分の 2、3年度 3分の 1の額に相当する額	うきは市産業立地促進条例
宮若市	補助金	【対象事業】 製造・加工業、及びそれに伴う研究開発事業、情報処理サービス業、教育・学習支援業など ※以上の事業を行う事業所の新設・増設が対象 (土地区分) 福岡県企業局又は本市が所有する土地の購入または賃借契約(雇用) 新規常用従業員のうち市内居住者 6人以上 ※市外からの事業所移転の場合は、新規に限らず対象に該当。	(1) 企業立地促進助成金 ・投下固定資産総額 25億円以上の場合 投下固定資産総額の 8%の額 ・投下固定資産総額 25億円未満の場合 投下固定資産総額の 6%の額 ※上限額 2億円、5年間で分割交付 (2) 雇用促進助成金 新規常用従業員 1人当たり 50万円 ※上限 1,000万円、初年度のみ交付	宮若市企業立地促進助成金
みやま市	補助金	・設備投資額 2,700万円を超える(用地費含む) ・常時雇用従業員数 5人以上 ・市民の新規常用雇用者 3人以上	・1年以上雇用され、1年以上市内に住所を有する者 1人当たり 30万円を交付(操業開始後 3年以内に増員された者) ※限度額 1,500万円	みやま市工業等振興促進条例
糸島市	補助金	・指定地域内への新設、移転、増設であること ・業種 製造業、情報通信業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、学術開発研究機関 ・投下資本額 3,000万円以上 ・常時雇用者 5人以上 ・税や使用料を滞納していないこと	雇用奨励金 ・新規雇用者(市内在住者) 1人当たり 20万円を交付 ※交付は 1回限り、上限は 1,000万円	糸島市企業等立地促進条例
那珂川市	補助金	対象業種 (1)農業、林業、(2)製造業(中分類 12-木材・木製品製造業(家具を除く)、家具・装備品製造業に限る。)、(3)情報通信業、(4)運輸業、郵便業、(5)卸売業、小売業、(6)学術研究、専門・技術サービス業、(7)宿泊業、飲食サービス業、(8)教育、学習支援業、(9)医療・福祉(医療業のうち、病院の一般病院で、かつ、診療科名が産科又は産婦人科であり、分娩を取り扱うものに限る。中分類 85-社会保険・社会福祉・介護事業のうち、児童福祉事業の保育所に限る。)、(10)サービス業(他に分類されないもの)(中分類 92-その他の事業サービス業のうち、コールセンター業に限る。)、(11)その他市長が特に認める事業 ①投下固定資産総額 対象となる業種(1)~(3)、(10)の場合 3,000万円以上 対象となる業種(4)~(9)、(11)の場合 2億円以上 ②新規雇用者数 対象となる業種(1)~(3)、(10)の場合 3名以上 対象となる業種(4)~(9)、(11)の場合 5名以上	1年以上雇用され、1年以上市内に住所を有する新規雇用者数×10万円 ※ただし上限 100万円、交付は 1回限り	那珂川市企業の誘致等に関する条例

市町村の優遇制度(補助金・融資)

市町村名	区分 (補助金・融資)	対象者の要件	内容	条例・制度名
遠賀町	補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・新設・増設・移設 ・投下資本総額 2,700 万円以上 ・常時雇用従業員数 3 人以上 ①雇用促進奨励金 操業日前後 6 月の間に町内在住者を新規雇用された従業員で、操業後 1 年経過して継続雇用されている場合 ②従業員転入奨励金 町外在住の既正規雇用従業員で、操業日後 6 月までに町内に転入した従業員が操業後 1 年経過して町内在住かつ継続雇用されている場合 	要件に該当する従業員 1 人当たり 20 万円を交付。 (ただし、交付は 1 回限り。上限 200 万円)	遠賀町企業誘致条例
小竹町	補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・町内における工場等の新設又は増設(小竹町が所有する用地に限る)の翌年度から 3 年間 ・新規常用雇用(町内居住者) 5 名以上 	・町民の新規常用雇用 5 名以上の場合、1 名当たり 10 万円を 1 回限り交付(3 年間 300 万円を限度)	小竹町雇用促進奨励金
筑前町	補助金	<p>【対象事業】 物の製造、加工等の製造業及び電気・ガス・熱供給業(再生可能エネルギーによるものに限る。)を営むための施設、ソフトウェア開発、情報処理、情報提供等の情報関連事業を営むための施設、試験研究、研究開発、研修等の機能を有する施設、運送、倉庫、卸売り等の流通関連事業を営むための施設、その他町長が特に認める施設</p> <p>【要件】 ・用地費含む投下固定資本総額 1 億円以上 ・新規常用雇用 5 名以上(町内に住所を有する者) ・町税(各種使用料及び手数料並びに町の各種資金の貸付け)等の滞納なし</p>	<p>【雇用促進奨励金】 1 年以上継続して雇用した、町内に住所を有する新規常用雇用者数×10 万円(限度額 1,000 万円、1 回限り)</p>	筑前町企業立地促進奨励金交付要綱
大木町	補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・新設 投下固定資産総額 1 億円以上 常時使用従業員数 20 人以上 ・増設 投下固定資産総額 6,000 万円以上 常時使用従業員数 10 人以上 	<p>奨励金 ・固定資産税の範囲内(3 年間) 初年度 100/100 2 年度 75/100 3 年度 50/100</p>	大木町工場設置奨励金に関する条例
糸田町	補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業(製造業・加工業、大型商業施設、その他産業施設) ・投下固定資産総額 2,700 万円以上 ・新規常用雇用 5 名以上(大型商業施設は 10 名以上) ・町税等を完納していること 	事業規模に応じて、最大で 5 年間、初年度に賦課される固定資産税額の 2 分の 1 を支給	糸田町工場等の設置奨励条例
福智町	補助金	<p>製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、農林水産物等販売業、情報サービス業等、旅館業</p> <p>投下固定資産総額 2,700 万円 新規常用雇用及び転属者 5 人以上</p>	<p>①工場等設置奨励金 投下固定資産額の 5% 限度額 3 億円 3 年の範囲内で交付する</p> <p>②雇用促進奨励金 新規常用雇用者及び転属者 1 人当たり 50 万円 限度額 3,000 万円</p>	福智町企業誘致条例

市町村の優遇制度(補助金・融資)

市町村名	区分 (補助金・融資)	対象者の要件	内容	条例・制度名
苅田町	補助金	<p>【対象業種】 (新設) 製造業、情報通信業、道路貨物運送業、航空運輸業、水運業、こん包業 (増設) 製造業</p> <p>【交付要件】 投下固定資産総額 50 億円以上かつ新規常用雇用者 50 人以上(新設・増設)</p>	家屋及び償却資産に課される固定資産税相当額(1 回限り) 限度額: 5 億円	苅田町企業立地促進条例・大規模立地促進奨励金
		<p>【対象業種】 (新設) 製造業、情報通信業、道路貨物運送業、航空運輸業、水運業、こん包業 (増設) 製造業</p> <p>【交付要件】 投下固定資産総額 5 億円以上(中小企業者は 5,000 万円以上)かつ新規常用雇用者 5 人以上(中小企業者は 2 人以上)(新設・増設)</p>	家屋及び償却資産に課される固定資産税相当額(1 回限り) 限度額: 1 億 5,000 万円	苅田町企業立地促進条例・立地促進奨励金
		<p>【対象業種】 (新設) 製造業、情報通信業、道路貨物運送業、航空運輸業、水運業、こん包業 (増設) 製造業</p> <p>【交付要件】 投下固定資産総額 5 億円以上(中小企業者は 5,000 万円以上)かつ新規常用雇用者 5 人以上(中小企業者は 2 人以上)(新設・増設)</p>	新規常用雇用者 1 人当たり 30 万円(1 回限り) 限度額: 3,000 万円	苅田町企業立地促進条例・雇用促進奨励金
		<p>【対象業種】 製造業</p> <p>【交付要件】 カーボンニュートラルに資すると町長が認める次の設備投資に係る投下固定資産総額 10 億円以上(ただし、償却資産に限る)</p> <p>①大きな脱炭素化効果をもつ製品の生産設備 ②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備</p>	交付要件を満たす償却資産に課される固定資産税相当額(1 回限り) 限度額: 1 億 5,000 万円	苅田町カーボンニュートラルに資する設備投資等促進条例・設備投資促進奨励金
		<p>【対象業種】 発電所</p> <p>【交付要件】 投下固定資産総額 10 億円以上(用地費を含む)</p>	家屋及び償却資産に課される固定資産税相当額(1 回限り) 限度額: 1 億 5,000 万円	苅田町カーボンニュートラルに資する設備投資等促進条例・立地促進奨励金
吉富町	補助金	<p>新設 ・投下固定資産総額 2 億円以上かつ町民の新規常用雇用 5 人以上(中小企業者は投下固定資産総額 5,000 万円以上かつ町民の新規常用雇用 2 人以上)</p> <p>増設・移設 ・投下固定資産総額 3,000 万円以上</p>	奨励金 ・固定資産税の 1/2(3 年間)	吉富町企業立地促進条例

市町村の優遇制度(補助金・融資)

市町村名	区分 (補助金・融資)	対象者の要件	内容	条例・制度名
上毛町	補助金	①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の規定の適用を受ける事業所等の新設等を行い、新規雇用者が5人以上の事業者 ②地域未来投資促進法第25条の規定を受ける事業所等の新設等を行い、新規雇用者が5人以上の事業者 ③運輸業、卸売業を営むための施設、又は大規模小売店舗で、投下固定資産総額2,000万円以上の事業所等の新設等を行い、新規雇用者が5人以上の事業者 ④投下固定資産総額3,000万円以上の事業所等の新設等を行い、新規雇用者が5人以上で町長が特に必要と認めた事業者	1 附帯施設等整備費補助金 【対象経費】 (1) 防災対策及び環境保全のための設備工事費 (2) 自然災害に伴う復旧費 【補助率】(1) 3/4 (2) 実費 【限度額】(1) 1,000万円 (2) 250万円 2 雇用奨励補助金 【対象要件】 事業開始に必要な常用雇用者を新規に町民から5人以上雇った場合 【補助率】 町民1人当たり20万円 (ただし新規雇用から引き続き6箇月を経過した者に限る) 3 用地取得奨励金 【対象経費】 事業用地を新規に取得し、事業を開始した場合における用地購入費 【補助率】10/100 【限度額】1,000万円 4 施設設置奨励金 【対象要件】 ③④の事業者において操業日の属する年度の翌年度以後3年度分の固定資産税の課税免除額に相当する額	上毛町企業誘致条例
築上町	補助金	①築上町企業立地促進条例の適用企業であること。 適用条件 ・投下固定資産総額：3,000万円以上 ・常用従業員数：5人以上 ・用地面積：1,000㎡以上 ②当該事業所等の設置に当たり、新たな土地を取得又は賃借すること。 ③新規常用従業員を1年以上雇用していること。 (雇用促進奨励金の交付条件に適用)	【用地取得交付金】 用地取得費の10%に相当する額(限度額4,000万円) 【用地賃借料交付金】 1年間の賃借料合計額の1/3の額を3年間交付 【雇用促進奨励金】 町内居住の新規常用雇用者1人当たり50万円(1回限り) ※限度額3年間の総額600万円 【給水加入金交付金】 給水装置新設時に納入する加入金に相当する額を交付	築上町企業立地交付金交付要綱

市町村の優遇制度(税)

市町村名	措置事項	適用基準		適用期間	条例名
		投下固定資本額	従業員		
北九州市 <small>グリーンアジア国際戦略総合特区指定区域</small>	固定資産税の課税免除 ※固定資産取得の期限： 平成24年4月1日から、指定法人の有効期間又は令和6年3月31日までのいずれか早い日までの間	※グリーンアジア国際戦略総合特区の計画に沿った事業を行う事業者が、総合特区の区域内において、取得した固定資産のうち以下のもの。 ①土地、家屋及び償却資産で総合特区の事業の用に供するもの(建物・構築物は取得価格1億円以上) ②償却資産で総合特区の事業に係る研究開発の用に供するもの(研究開発用機械設備等は、2,000万円以上)	—	3年間	北九州市市税条例
福岡市 <small>グリーンアジア国際戦略総合特区指定区域</small>	固定資産税・都市計画税の課税免除 ※固定資産取得の期限：福岡市指定法人の指定を受けた日から令和6年3月31日まで	グリーンアジア国際戦略総合特区の事業を行う企業のうち、福岡市指定法人の指定を受けたものが、総合特区の区域内で新たに取得した固定資産のうち以下のもの。 ①総合特区の事業の用に供する家屋及びその附属設備、構築物 1億円以上 ②総合特区の事業の用に供する機械及び装置 1,000万円以上 ③総合特区の事業の用に供する機具及び備品 500万円以上	常用雇用者の雇用 (人数要件なし)	3年間	福岡市グリーンアジア国際戦略総合特区の推進に関する条例
	本社機能整備に係る固定資産税の不均一課税 ※令和6年3月31日までに、福岡県知事から地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受ける必要があります。	家屋等(建物、付属設備、構築物)、機械及び装置、器具備品等の取得合計額が3,800万円(中小企業の場合は1,900万円)以上	5人(中小企業の場合は2人)以上増加すること ※福岡県知事から地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けるための要件	3年間 1年目：税率0% (課税免除) 2年目：税率0.35% (通常の1/4) 3年目：税率0.7% (通常の1/2)	福岡市地方活力向上地域における本社機能の整備促進に関する条例
大牟田市	固定資産税の課税免除	2,000万円超(用地費除く)	新規常用雇用者3人以上	3年間	大牟田市企業立地促進条例
直方市	固定資産税の課税免除	1億円(農林漁業関連業種にあっては5,000万円)を超えること ※平成19年総務省令第94号第2条に定める施設が対象 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第13条に規定する地域経済牽引事業計画の認定を得た事業者	—	3年間	直方市企業誘致条例
飯塚市	固定資産税の課税免除(用地費含まない)	2,100万円超 (市内一部地域)	—	3年間	飯塚市工場等誘致条例
田川市	固定資産税の課税免除	500万円超 ※ただし、製造業又は旅館業は下記の資本金の額等による [5,000万円超～1億円以下] 1,000万円以上 [1億円超] 2,000万円以上	新規雇用者又は転属者1人以上	1年間又は3年間	田川市企業の誘致及び育成に関する条例
柳川市	固定資産税の課税免除	2,100万円超	新規常用雇用者5人以上 ※新規常用雇用者10人以上	5年間 ※6年目以降の5年間50%	柳川市企業立地等促進条例
八女市	固定資産税の課税免除	2,700万円超(用地費含む)	正規常勤従業員 10人以上	3年間	八女市工場等設置奨励条例 八女市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例
		500万円以上(用地費含む) ※資本金に応じて投下固定資産本額や取得要件が変更 ※製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に限る	—		
筑後市	固定資産税の課税免除	2,500万円以上 (用地費は含まない)	新設：5人以上を常時雇用 増設・更新：過去1年間で減少なし	3年間	筑後市産業振興促進条例
行橋市	固定資産税の課税免除	2,100万円以上(用地費含む)	新規雇用5人以上	3年間	行橋市企業誘致条例
豊前市	固定資産税の課税免除	新設2億円以上	市民新規雇用10人以上	3年間	豊前市企業立地促進条例

市町村の優遇制度(税)

市町村名	措置事項	適用基準		適用期間	条例名
		投下固定資本額	従業員		
中間市	固定資産税の課税免除	3,000万円以上	常時従業員数5人以上	3年間	中間市企業誘致条例
小郡市	固定資産税の課税免除	市内に事業所等の新設または増設 ・要件なし ※賃借の場合、自社所有の償却資産のみ適用対象 【対象業種(オフィス系)】 ①ソフトウェア業 ②情報処理・提供サービス業 ③学術・開発研究機関 ④デザイン業 ⑤機械設計業 ⑥コンタクトセンター	常時従業員3人以上	3年間	小郡市事業所等設置奨励条例
		市内に事業所等の新設または増設 ・1億円以上(用地費除く) 【対象業種(工業系)】 ⑦製造業 ・グリーンテパイス関連(半導体製造等) ・蓄電池関連 ・自動車関連(先端技術・環境配慮型) ・ロボット・AI・IoT関連 ・環境エネルギー産業関連(環境配慮型) ・次世代産業関連(水素エネルギー等) ・バイオ関連(製薬等) ・航空宇宙関連 ・食料品製造関連 ⑧データセンター	常時従業員10人超		
筑紫野市	固定資産税の課税免除	条例で定める区域内での新設・増設・移設 3,000万円以上 ※土地は操業日の前3年以内に取得したものに限り。	市民の新規常時雇用 5人以上	3年間	筑紫野市企業立地促進条例
宗像市	固定資産税の課税免除	5,000万円以上(用地費含む) ※対象業種により立地区域の指定あり	(製造業、情報サービス業、自然科学研究所、デザイン業、機械設計業、コールセンター業) 市民の新規雇用従業員 10人以上 (上記以外の対象業種企業) 市民の新規雇用従業員 5人以上	3年間	宗像市産業立地促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例
古賀市	固定資産税の課税免除	指定地域での新設・増設:2億円以上(用地費除く) ※土地は購入後3年以内に建設に着手したものに限り。	常時雇用従業員5人以上	3年間	古賀市企業立地促進条例
うきは市	固定資産税の課税免除	取得価格合計2億円超(農林漁業関連業種に関しては5,000万円超) ※福岡県より地域未来投資促進法に基づく企業立地計画の承認を受けていること	-	3年間	うきは市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税に関する条例
宮若市	固定資産税の課税免除	1億円超(農林漁業及びその関連業種に関しては5,000万円超) ※福岡県より地域未来投資促進法に基づく企業立地計画の承認を受けていること	15人超	3年間	地域未来投資促進法に基づく課税免除条例
嘉麻市	固定資産税の課税免除	2,700万円以上	新設:新規雇用5人以上 増設:新規雇用2人以上	5年間 初年度~3年度 100/100 4年度 60/100 5年度 30/100 ※業種によっては上記課税免除の率にそれぞれ2分の1を乗じた率	嘉麻市企業誘致条例

市町村の優遇制度(税)

市町村名	措置事項	適用基準		適用期間	条例名
		投下固定資本額	従業員		
朝倉市	固定資産税の課税免除	1億円以上(農産団地は3,000万円超) ※用地費を除く ※課税免除もしくは地域総合整備資金交付(ふるさと融資)のいずれか一方の優遇措置が受けられます。	新設:新規雇用10人以上 増設:増加見込5人以上(市内居住の常用労働者) ※中小企業は除く	3年間(農産団地は4年間) (免除期間終了後、市内常用労働者の割合により、50/100を更に2年間免除)	朝倉市企業立地促進条例
みやま市	固定資産税の課税免除	2,700万円超(用地費含む)	5人以上(新規雇用に限らず)	3年間	みやま市工業等振興促進条例
糸島市	固定資産税の課税免除	3,000万円以上(用地費含む) ※土地は所有権移転後3年以内に事業を操業したものに限り。	常時雇用従業員 5人以上	3年間 100% その後 2年間 50%	糸島市企業等立地促進条例
那珂川市	固定資産税の奨励金交付	(対象業種) (1) 農業、林業、(2) 製造業、(木材・木製品製造業(家具を除く。)) 家具・装備品製造業に限る、(3) 情報通信業、(4) 運輸業、郵便業、(5) 卸売業、小売業、(6) 学術研究、専門・技術サービス業、(7) 宿泊業、飲食サービス業、(8) 教育、学習支援業、(9) 医療・福祉(医療業のうち、病院の一般病院で、かつ、診療科が産科又は産婦人科であり、分娩を取り扱うものに限る。社会保険・社会福祉・介護事業のうち、児童福祉事業の保育所に限る。)、(10) サービス業(他に分類されないもの)(その他の事業サービス業のうち、コールセンター業に限る。) (11)その他市長が特に認める事業 ①投下固定資産総額 対象となる業種(1)~(3)、(10)の場合 3,000万円以上 対象となる業種(4)~(9)、(11)の場合 2億円以上	(1)~(3)、(10)の場合 1年以上雇用され、1年以上市内に住所を有する新規雇用3人以上 (4)~(9)、(11)の場合 1年以上雇用され、1年以上市内に住所を有する新規雇用5人以上	3年間	那珂川市企業の誘致等に関する条例
宇美町	固定資産税の課税減額	3,000万円以上 ※地域未来投資促進法に基づく福岡県の基本計画に定められる地域経済牽引事業の承認要件1を満たすものほか、町が承認するもの	-	3年間	町内居住者の雇用予定があること(人数要件なし)
	用地提供者(個人・法人)の譲渡所得に係る町県民税の課税免除	3,000万円以上 ※地域未来投資促進法に基づく福岡県の基本計画に定められる地域経済牽引事業の承認要件1を満たすものほか、町が承認するもの ※企業立地等の促進のために売却した用地及び建物その他の構造物の譲渡所得に係る所得税及び町県民税に関する一切の特別控除及び軽減税率の適用を受けていない用地提供者	-	-	宇美町企業立地及び住宅団地の開発促進条例
芦屋町	固定資産税の課税免除	①新設2,000万円超 ②増設1,000万円超 ③移設2,000万円超	①常時従業員4人以上 ②増加する常時従業員 1人以上 ③増加する常時従業員 1人以上 ※町内に住所を有する者の数が1人以上	5年間	芦屋町企業誘致条例
水巻町	固定資産税の課税免除	3,000万円以上	10人以上(増加雇用人員)	3年以内	水巻町工場誘致条例
岡垣町	固定資産税の課税免除	①新設:3,000万円超 ②増設:2,000万円超 ③移設:3,000万円超	①常時従業員3人以上 ②増加する常時従業員 2人以上 ③増加する常時従業員 3人以上	5年間	岡垣町企業誘致条例

市町村の優遇制度(税)

市町村名	措置事項	適用基準		適用期間	条例名
		投下固定資本額	従業員		
遺賀町	固定資産税の課税免除	新設・増設・移設 2,700万円超 (有形償却固定資産)	常時従業員3人以上	5年間	遺賀町企業誘致 条例
小竹町	固定資産税の課税免除	設備投資規模 ●製造業、旅館業 新設又は増設した設備の取得価額 500万円以上(資本金5,000万円以下) 1,000万円以上(資本金5,000万円～ 1億円) 2,000万円以上(資本金1億円超) ●農林水産物等販売業、情報サービス業 新設又は増設した設備の取得価額 500万円以上(資本金なし)	—	3年間	小竹町過疎地域にお ける固定資産税の免 除に関する条例
		1億円以上	—	3年間	小竹町地域経済 牽引事業促進条例
鞍手町	固定資産税の課税免除	500万円超(用地費除く)	—	3年間	鞍手町工場等設置奨 励に関する条例
桂川町	固定資産税の課税免除	減価償却資産2,700万円超	・製造業 ・情報処理サービス業 ・道路貨物運送又はこん包業に ついては、新規15人超	3年間	桂川町企業誘致 条例
筑前町	固定資産税の課税免除	1億円超	新設10人以上 増設5人以上	3年間	筑前町企業誘致 条例
東峰村	固定資産税の課税免除	2,500万円超	—	3年間	東峰村工場等設置に 係る固定資産税の課 税免除に関する条例
大刀洗町	固定資産税の課税免除	5,000万円以上	新設 新規常用雇用5人以上 増設 新規常用雇用3人以上	3年間	大刀洗町企業誘致 奨励条例
大木町	固定資産税の課税免除 初年度 100/100 2年度 75/100 3年度 50/100	(農工地区) 新設 1億円 増設 6,000万円	20人以上 10人以上	3年間	大木町工場設置 奨励に関する条例
香春町	固定資産税の課税免除	過疎地域の持続的発展の支援に関する 法律第24条の規定の適用を受ける 事業者500万円超	—	3年間	地域の振興を促進す るための固定資産税 の課税免除に関する 条例
		地域未来投資促進法第25条の規定の適 用を受ける事業者1億円超(農林漁業関 連事業者5,000万円超)	—	3年間	
		地域再生法第17条の2第1項第1号の規 定の適用を受ける事業者 3,800万円以上(中小企業者 1,900万円以上)	—		

市町村の優遇制度(税)

市町村名	措置事項	適用基準		適用期間	条例名
		投下固定資本額	従業員		
添田町	固定資産税の課税免除	・製造業・旅館業 新設又は増設した設備の取得金額 500万円以上(資本金5,000万円以下) 1,000万円以上(資本金5,000万円～ 1億円) 2,000万円以上(資本金1億円超) ・情報サービス業等、農林水産物等販 売業 新設又は増設した取得価格 500万円以上(資本金なし)	—	3年間	添田町工場等誘致条 例
川崎町	固定資産税の課税免除	※対象業種：製造業、ソフトウェア業、旅館業	—	3年間	川崎町企業の誘致及 び育成に関する条例
福智町	固定資産税の課税免除	2,700万円以上	新規常用雇用者及び転属者5 人以上	3年間	福智町企業誘致 条例
		過疎地域の持続的発展の支援に関する 特別措置法第24条の規定の適用を受 ける事業者500万円以上 (業種、資本金により異なる)	—	3年間	福智町企業誘致 条例
みやこ町	固定資産税の課税免除	取得等：500万円以上(資本金の額等が 5,000万円を超え1億円以下である法 人が行うものは1,000万円以上、1億円 を超える法人が行うものは2,000万円 以上) ※過疎地域の持続的発展の支援に関す る特別措置法第24条の適用が受けら れること	10人以上	3年間	みやこ町工場等設置 奨励条例
		1億円 (農林漁業関連5,000万円)以上 ※福岡県より地域未来投資促進法に基 づく地域経済牽引事業計画の承認を 受けていること	—	3年間	みやこ町企業誘致奨 励条例
		1億円 (農林漁業及びその関連業種5,000万円) を超えるもの ※福岡県の承認地域経済牽引事業のう ち主務大臣の確認を受けたもの	—	3年間	地域経済牽引事 業の促進による 地域の成長発展 の基盤強化に関 する法律に基 づく固定資産税 の課税免除に関 する条例
上毛町	固定資産税の課税免除	過疎地域の持続的発展の支援に関する 特別措置法第24条の規定の適用を受 ける事業者500万円以上 (業種、資本金により異なる)	新規雇用5人以上	3年間	上毛町企業誘致 条例
		地域未来投資促進法第25条の規定の適 用を受ける事業者1億円以上 (農林漁業関連事業者5,000万円以上)	新規雇用5人以上		
築上町	固定資産税の課税免除	3,000万円	常用従業員数5人以上	初年度～3年目100/100 4年目 60/100 5年目 30/100	築上町企業立地 促進条例

課税免除の適用基準等の詳細については、関係市町村にお問合せください。

その他の優遇制度(税)

地域	優遇措置	法人税の控除	法人税・所得税の特別(割増)償却	事業税の免除(3カ年)	不動産取得税の免除※1	固定資産税の免除等	特別土地保有税の非課税
過疎地域		×	○	○	○	○	○
グリーンアジア国際戦略総合特区		○	○	×	○	※一部の市町	×
地域経済牽引事業		○	○	×	○	※一部の市町	×

※1. 不動産取得税の免除は、直接事業の用に供する部分にのみ適用されます。

詳細については国税は福岡国税局(092-411-0031)もしくは最寄りの税務署に、
県税は福岡県総務部税務課(092-643-3062)もしくは最寄りの県税事務所に、市町村税は関係市町村にお問い合わせください。

●過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 業種：製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等※1

優遇対象となる地域	大牟田市、飯塚市(旧筑穂町、旧額田町)、田川市、柳川市(旧大和町、旧柳川市)、八女市、宗像市(旧大島村)、うきは市(旧浮羽町)、嘉麻市、朝倉市(旧杷木町、旧朝倉町)、みやま市、芦屋町、小竹町、鞍手町、東峰村、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、みやこ町、上毛町、築上町※1						
租税	国税			地方税			
基準	設備の取得又は製作若しくは建設した資産の取得価格の合計額が次の金額を超えるもの						
	対象業種	資本金規模					
		5,000万円以下(個人を含む)		5,000万円超		1億円超	
	製造業	500万円以上		1,000万円以上 ※2		2,000万円以上 ※2	※2
	旅館業	500万円以上		1,000万円以上 ※2		2,000万円以上 ※2	※2
	農林水産物等販売業	500万円以上		500万円以上 ※2			※2
	情報サービス業等	500万円以上		500万円以上 ※2			※2
内容	法人税(所得税) (減価償却資産の割増償却) 新たに取得又は製作若しくは建設した機械、装置、建物等及び構築物については、5年間の割増償却が認められる。		事業税	3カ年免除	根拠法令 福岡県税の課税免除に関する条例		
	機械及び装置 普通償却限度額の32%		不動産取得税	免除	根拠法令 福岡県税の課税免除に関する条例 ・土地については当該対象設備を構成する建物に係る部分のみ		
	建物等及び構築物 普通償却限度額の48%		固定資産税	課税免除又は不均一課税	根拠法令 当該市町村の条例		
	根拠法令 租税特別措置法						

※1 市町村が定める過疎計画において産業振興促進事項に記載されている業種、区域に限ります。

※2 資本金の額が5,000万円超である法人は新設、増設のみとなります。

注) 詳細については国税は福岡国税局(092-411-0031)もしくは最寄りの税務署に、
県税は福岡県総務部税務課(092-643-3062)もしくは最寄りの県税事務所に、市町村税は関係市町村にお問い合わせください。

●グリーンアジア国際戦略総合特区

指定区域	次の市町村の一部区域 北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、筑後市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、大野城市、宗像市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、糸島市、志免町、小竹町、筑前町、大刀洗町、広川町、苅田町、みやこ町、上毛町、築上町	
租税	法人税(国税)	不動産取得税(県税)
措置事項	特別償却又は税額控除	課税免除
基準	国際戦略総合特区内において、認定地方公共団体の指定を受けた法人で当該特区の戦略に合致する事業の用に供する機械及び装置について2,000万円以上(開発研究用器具・備品については1,000万円以上、建物及びその附属設備並びに構築物については1億円以上)を取得してその事業の用に供した場合	国際戦略総合特区内において、認定地方公共団体の指定を受けた法人が、左記の国税の優遇措置が適用される建物及びその敷地を取得した場合
内容	下記の特別償却又は税額控除の選択適用 ・特別償却の場合: 機械等の取得価額の34%、建物等の17% ・税額控除の場合: 機械等の取得価額の10%、建物等の5% ※但し、税額控除額については当期の法人税額の20%を限度とする。 ・設備取得の期限: 令和6年3月31日まで 根拠法令 租税特別措置法	不動産取得税 (税率:土地3%、建物4%)を課税免除 ・土地については、当該建物に係る部分のみ ・不動産取得の期限: 令和6年3月31日まで 根拠法令 グリーンアジア国際戦略総合特区における福岡県税の課税免除に関する条例

注) 詳細については下記窓口までお問い合わせください。

グリーンアジア国際戦略総合特区共同事務局(福岡県商工部産業特区推進室内):092-643-3416

注) 上記のほか、特区指定区域について独自の優遇制度を設けている市があります(令和4年9月末時点)

・北九州市(詳細につきましてはP49をご覧ください) ・福岡市(詳細につきましてはP49をご覧ください) ・久留米市(詳細につきましてはP41をご覧ください)

その他の優遇制度(税)

●地域経済牽引事業

対象	福岡県内で地域経済牽引事業 (地域の特性を生かし、高い付加価値を創出し、地域に相当の経済効果を及ぼす事業)を行う企業	
承認要件	<ul style="list-style-type: none"> ●地域特性の活用 地域特性を活用した①～⑧の事業分野であること ①自動車、航空機等の成長ものづくり分野 ③AI・IoT等の第4次産業革命分野 ②バイオ・メディカル等の健康関連ビジネス分野 ④ゲーム・コンテンツ、ファッション等のクリエイティブ産業分野 ⑤水素エネルギー、有機EL等の次世代産業分野 ⑥環境配慮型製品・システム関連分野 ⑦インバウンド等の観光関連産業分野 ⑧農林水産・地域商社分野 ●高い付加価値の創出 事業計画最終年度の単年度における付加価値増加分が4,809万円を上回ること ●経済的波及効果 県内において、①～④のいずれかの効果が見込まれること ①取引額5%増加 ②売上10%増加 ③雇用者数0.5%増加 ④雇用者給与等支給額4%増加 	等
租税	法人税(国税)	不動産取得税(県税)
措置事項	特別償却又は税額控除	課税免除
基準	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済牽引事業の用に供する施設・設備の新設又は増設であること ・国の評価委員会による事業の先進性等の確認を受けたものであること ・対象施設・設備の取得価額の合計額が2,000万円以上かつ、前年度の減価償却費の10分の1以上の額であること ・事業計画期間を通じた商品・役務の売上高の伸び率が、当該市場規模の伸び率を5%以上上回ること 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記基準を満たし、かつ、取得した家屋、構築物及びその敷地である土地の取得価額の合計額が1億円(農林漁業及びその関連業種に係るものにあつては5,000万円)を超える場合
内容	下記の特別償却又は税額控除の選択適用 ・特別償却の場合 機械等の取得価額の40%(50%) 建物等の20% ・税額控除の場合 機械等の取得価額の4%(5%) 建物等の取得価額の2% ※()内の数値は直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上、労働生産性の伸び率が4%以上かつ投資収益率が5%以上の場合(サプライチェーン類型に基づく申請は対象外) ※但し、税額控除額については当期の法人税額の20%を限度とする。 ・設備取得の期限: 令和5年3月31日まで 根拠法令: 租税特別措置法	不動産取得税 (税率:土地3%、建物4%)を課税免除 ・土地については当該建物に係る部分のみ ・不動産取得の期限: 令和5年3月31日まで 根拠法令: 市町村の条例 ※詳細については各市町村へお問い合わせください。

注) 詳細については下記窓口までお問い合わせください。
福岡県商工部産業特区推進室:092-643-3416

その他の優遇制度(補助金・融資)

●地域総合整備資金貸付(ふるさと融資)

概要	対象事業者	対象事業要件	対象費用	融資額・融資条件
地方公共団体が地域振興に資する民間事業活動を支援するために行う、無利子の長期資金の貸付です。 県又は市町村が、(一財)地域総合整備財団(ふるさと財団)の調査・検討の結果に基づいて融資を行います。	法人格を有する民間事業者	地方公共団体が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置づけられた事業で、以下の要件を全て満たす事業。 ①公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されること ②新たな雇用の確保が見込まれること ③用地取得費を除いた貸付対象費用の総額が1,000万円以上であること ④用地取得等の契約後、5年以内に営業の開始が行われること ※ただし、第三者に売却または分譲することを予定する施設、風俗営業等の用に供される施設は対象外	①設備の取得等に係る費用 ②設備取得のため必要となる付随費用	○融資額 融資額は、市町村から融資を受ける場合は300万円以上10.5億円以内。福岡県から融資を受ける場合は10.5億円を超え42億円以内。政令市から融資を受ける場合は300万円以上42億円以内。ただし融資額は貸付対象費用から国庫補助金等の額を控除した額の35%以内を限度とする。 (一定の条件で上記と異なる場合があります) ○融資条件 ・貸付利率……無利子 ・融資期間……5年以上20年以内(5年以内の据置期間含む) ・対象期間……工期が複数年度にわたる事業については連続する4年以内 ・償還方法……半年に1回の元金均等返済 ・担保……民間金融機関の連帯保証が必要

○申込内容によって要件が異なりますので、詳しくは下記(お問合わせ先)へご連絡ください。(お問合わせ先)

- 福岡県から融資を受ける場合 福岡県企画・地域振興都市町村振興局政策支援課 総括係 電話092-643-3176
- 市町村から融資を受ける場合 市町村の窓口にお問い合わせください。
- ※政令市から融資を受ける場合は、政令市の窓口にお問い合わせください。

●地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)

雇用情勢が厳しい地域において事業所を設置・整備し(新設や既存事業所の増設、機械設備の導入を含む)それに伴い新たに地域に居住する求職者を雇い入れる場合、事業主に対して助成を行うものです。

【対象事業要件】

- 事業所の設置・整備及び求職者の雇い入れを行う前に、福岡助成金センターに計画書*1を提出すること
- 雇用保険の適用事業所を設置すること。ただし設置・整備又は雇入れに係る施設が事業所非該当施設である場合は助成対象外
- ハローワーク等*2の紹介により地域求職者を雇用保険の被保険者として雇い入れること
- 事業所の被保険者数が増加していること
- 労働者の職場定着を図っていること
- 労働者を解雇など事業主の都合で離職させていないこと
- 労働関係法令をはじめ法令を遵守していること
- 地域の雇用構造の改善に資すると認められること

- *1 計画期間(計画書の提出から事業所の設置・整備及び雇入れ完了まで)は最大18か月
- *2 ハローワーク、地方運輸局、助成金の取扱いに係る同意書を労働局に提出している有料・無料職業紹介事業者

同意雇用開発促進地域		
地域名	構成市区町村	指定期間
福岡南地域	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市	令和5年3月31日まで
福岡西地域	糸島市	令和7年3月31日まで
京築地域	行橋市、豊前市、刈田町、みやこ町、築上町、吉富町、上毛町	令和4年9月30日まで

※対象地域が変わる場合があります。また過疎等雇用改善地域もありますので、随時ご確認ください。(令和4年4月現在)

【内容】

- 生産性要件(支給申請の直近の会計年度及び当該会計年度から3年度前の期間において「生産性の伸び」により判断。)を満たした事業主に対しては表に定める額の右側の額を支給します。
- 事業所の設置・整備に要した費用と、ハローワーク等の紹介により対象労働者を雇い入れた人数に応じた助成金を1年ごとに最大3回支給します。
- 中小企業事業主の場合は、初回の支給時にこれらの額の1/2の額が上乗せされます。ただし創業の場合はこれらにかかわらず労働者の増加数を2人から対象とし、初回の支給時に()内の額が支給されます。

設置・整備に要した費用	対象労働者の数			
	3(2)人~4人	5人~9人	10人~19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	48万円/60万円 (100万円)	76万円/96万円 (160万円)	143万円/180万円 (300万円)	285万円/360万円 (600万円)
1,000万円以上 3,000万円未満	57万円/72万円 (120万円)	95万円/120万円 (200万円)	190万円/240万円 (400万円)	380万円/480万円 (800万円)
3,000万円以上 5,000万円未満	86万円/108万円 (180万円)	143万円/180万円 (300万円)	285万円/360万円 (600万円)	570万円/720万円 (1,200万円)
5,000万円以上	114万円/144万円 (240万円)	190万円/240万円 (400万円)	380万円/480万円 (800万円)	760万円/960万円 (1,600万円)

※()内は創業の場合のみ適用 ※詳細については、福岡労働局 福岡助成金センター(092-411-4701)にお問い合わせください。

最新の企業立地情報は…

福岡県企業立地情報

検索

The screenshot shows the homepage of the Fukuoka Prefecture Industrial Location Information website. At the top, there are navigation links for English, Chinese, and site maps. The main banner features a photo of a worker in a factory setting with the text '多彩な人材を育む 充実の教育機関 優秀な人材はここにいます'. Below the banner, there are several sections: 'この地を拠点として、さらなる飛躍へ' with a photo of a man, '今始める、福岡で。産業プロジェクト', and a search section for industrial sites with various filters like '業種から探す', '条件から探す', 'キーワードから探す', 'マップから探す', '県全域から探す', 'エリアから探す', and '面積から探す'. There is also a '検索する' button. The bottom right corner contains a QR code and the FAIN logo.

<https://www.kigyorichi.pref.fukuoka.lg.jp/>

福岡県への企業立地に関するお問い合わせは



福岡県商工部企業立地課

〒812-8577
福岡市博多区東公園7-7
TEL 092-643-3441 FAX 092-643-3443
E-mail:kigyo@pref.fukuoka.lg.jp



東京事務所・東京企業誘致センター

〒102-0083
東京都千代田区麹町1-12-1 住友不動産ふくおか半蔵門ビル2階
TEL 03-5215-7161 FAX 03-3263-7474
E-mail:toukyou-o@pref.fukuoka.lg.jp



大阪事務所

〒530-0001
大阪市北区梅田1-3-1-900 大阪駅前第一ビル9階
TEL 06-6341-3627 FAX 06-6341-3622
E-mail:oosaka-o@pref.fukuoka.lg.jp



名古屋事務所

〒450-0001
名古屋市中村区那古野1-47-1 名古屋国際センタービル1階
TEL 052-890-9055 FAX 052-890-9056
E-mail:nagoya-o@pref.fukuoka.lg.jp

令和4年10月発行
福岡県商工部企業立地課

福岡県行政資料	
分類記号 QF	所属コード 0601900
登録年度 4	登録番号 0001